

事例コード | 200501

2005 年（平成 17 年） 福岡県西方沖地震

## 1. 災害の概要

### (1) 被害の概要

#### ○玄界島の概要

- ・福岡市中心部から北西約 20km 沖、博多湾と玄界灘に浮かぶ、周囲 4 km、面積 1.14km<sup>2</sup>の島。
- ・島のほとんどは斜面地で、漁港埋め立て地以外に平坦な土地はない。島の南部に漁港や公共施設が集中し、その背後にある南側急斜面地に、路地状の曲がりくねった狭隘道路に囲まれた石積の擁壁の上に住宅が立ち並ぶ集落があった。

表 1 玄界島の概要

人口等	○人口	: 700人(男:339人、女:361人)	H17. 2. 28住民基本台帳
	○世帯数	: 232世帯	H17. 2. 28住民基本台帳
	○学生数	: 小学生34人、中学生18人、高校生37人	H17. 3. 22現在
	○就業者数	: 301人 うち漁業就業者154人(51%)	H12国勢調査
	○産業別割合	: 一次産業52%、二次産業3%、三次産業45%	H12国勢調査
暮らし	○教育・保育	: 保育所1所、小学校1校、中学校1校	
	○医療機関	: 診療所1ヶ所、歯科診療所1ヶ所	
	○産業	: 主産業は漁業、福岡市の重要な漁業拠点	
	○ライフライン	: 電力・上水は島外から海底ケーブルにより供給 ガスはLPGガスを島外から搬入し集中配管	

#### ○被害状況

表 2 福岡県西方沖地震の主な被害状況(平成18年12月31日現在)

死者	人的被害(人)		住家被害(棟)			
	負傷者		(全214件に対する割合)			
	重傷	軽傷	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
0	10	9	107(50.0%)	1(0.5%)	45(21.0%)	61(28.5%)

(出典) 福岡市都市整備局玄界島復興担当部『玄界島復興事業 福岡県西方沖地震による玄界島の被害と復興への取組』平成20年3月31日。

- ・地震当日、玄界島島民は、市内中央区の九州電力記念体育館に全島避難(自主避難)した。

表 3 公共施設の被害

施設	震災前の状況	被害状況
道路	・島内延長:約3.1km(兼用道路含む) ・集落内の道路は狭隘な階段状となっている。	・集落部の道路は、擁壁崩壊などにより、路体から被害を受けた部分もある。 ・集落部以外の道路は側溝の被害がある程度。
漁港	・福岡市の管理する第2種漁港。国の漁港漁場整備長期計画により整備中であつた。	・岸壁、物揚場、護岸、漁港道路等に甚大な被害。 ・漁船・漁具等は被害なし。4月30日から漁再開。
小学校 中学校	・小学校校舎はS50年代の木造。 ・中学校校舎は鉄筋コンクリート造。	・小学校は、グラウンドや校舎敷地に多数の地割れ。校舎等が傾斜し、南棟と北棟の間にずれがある。 ・中学校は、グラウンドに多数の地割れ。
公園	・集落部上部の高台に平成2年度に設置。(1,292m <sup>2</sup> )	・盛土補強材の破断、四阿の傾斜・亀裂、園路の亀裂。
集落排水施設	・平成13年8月から集落排水施設が供用開始されており、水洗化が進められていた。 (斜面部現在管路延長約1,400m)	・処理場は被害なし。 ・斜面部で一部被害を受けている。
水道	・水道普及率97.3%。	・配水管3ヶ所の破損、高所配水池の擁壁に被害あり。 ・斜面地については一部被害あり。

(出典) 福岡市『福岡県西方沖地震記録誌【19年版】』平成19年3月。

## 2. 災害復興施策事例の索引表

200501	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備		●	→	【20050101, p344】			
施策2：復興計画の作成		●	→	【20050102, p346】			
施策3：広報・相談対応の実施							
施策4：金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建							
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援							
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧							
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備		●	→	【20050103, p348】	●	→	
施策3：都市基盤施設の復興							
施策4：文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建							
施策3：農林漁業の再建							

### 3. 災害復興施策事例

#### 【20050101】復旧・復興体制の構築（福岡市）

○福岡市地震災害復旧・復興本部

- ・平成17年3月20日、福岡市は、福岡市地域防災計画に基づき、「福岡市地震災害復旧・復興本部」（以下「復旧・復興本部」）を設置した。

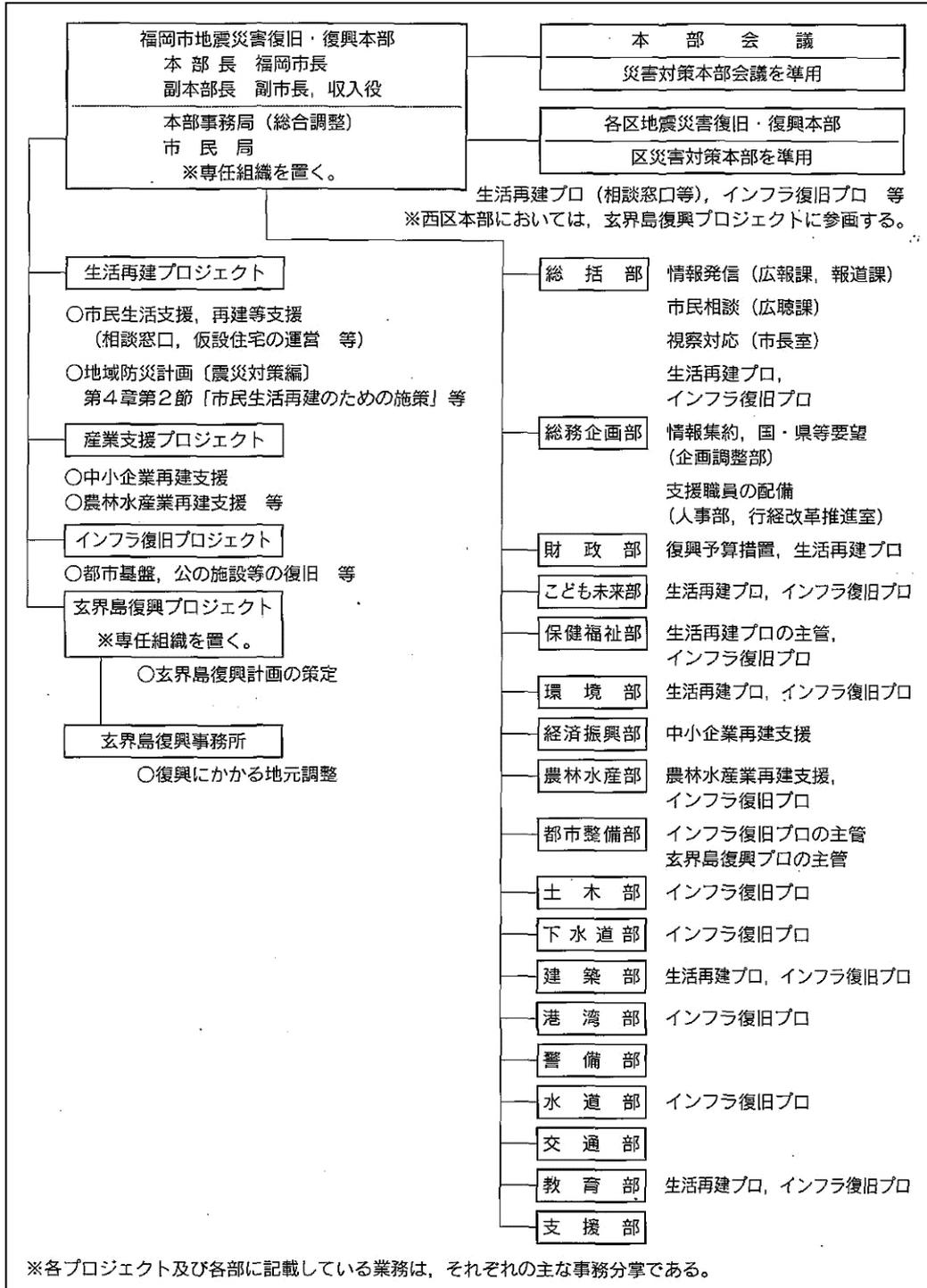


図 福岡市地震災害復旧・復興本部の体制

（出典）福岡市『福岡県西方沖地震記録誌【19年版】』平成19年3月。

・復旧・復興本部の基本方針、実施要綱を以下に示す。

表 福岡市復旧・復興本部の基本方針

- (1) 被災者の速やかな生活再建を支援する。
- (2) 被災された農林水産業者、中小企業者の速やかな再建を支援する。
- (3) 甚大な被害のあった地域については、その地域特性に応じ、総合的な復旧・復興を推進する。
- (4) 被災した港湾、漁港、道路などの公共施設の速やかな復旧を推進する。
- (5) 福岡県西方沖地震を踏まえ、地震災害に強いまちづくりを推進する。
- (6) 復旧・復興に必要な財源確保に努める。

表 福岡市地震災害復旧・復興本部実施要綱

(趣旨)

第1条 平成17年3月20日に発生した「福岡県西方沖地震」に係る災害対策については、応急対策の実施状況等から収束に向かっており、今後は、市民生活の回復・安定及び都市施設等の復旧・復興を更に迅速・的確かつ重点的に推進する必要があることから、福岡市地域防災計画に基づき、「福岡市地震災害復旧・復興本部」(以下「本部」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長をおき、本部長には市長をもって充てる。

2 本部の組織は、福岡市災害対策本部の組織を準用する。また、各区地震災害復旧・復興本部の組織についても同様とする。

3 本部長が必要であると認めるときは、本部にプロジェクトチームを置くことができる。

(本部会議)

第3条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議の構成、招集及び議長に関することについては、福岡市災害対策本部会議の構成、招集及び議長に関することを準用する。

3 本部会議においては、復旧・復興に関する重要な事項について、協議するものとする。

(本部事務局)

第4条 本部に事務局をおき、その庶務は、市民局地震災害復旧・復興総合調整担当において処理する。

2 事務局は、本部運営の総合調整を行う。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月12日から施行する。

(出典) 福岡市『福岡県西方沖地震記録誌【19年版】』平成19年3月。

○玄界島復興対策検討委員会

・平成17年5月7日、玄界島の島民による「玄界島復興対策検討委員会」が発足した。同委員会の組織体制は、以下のとおりである。

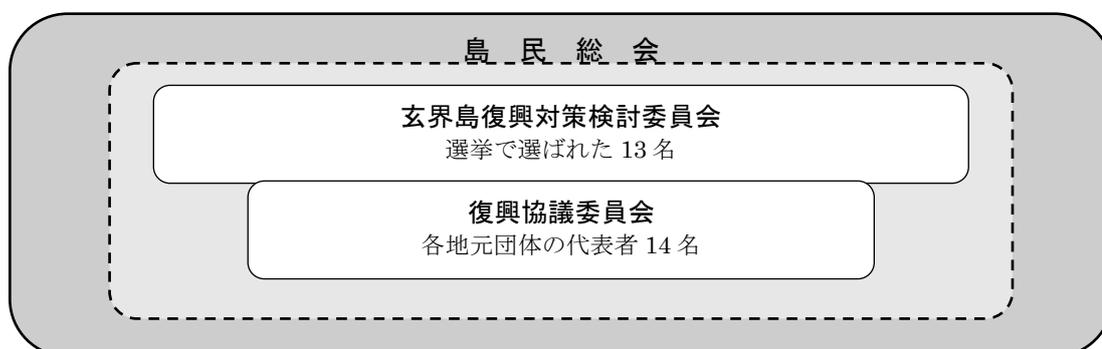


図 「玄界島復興対策検討委員会」の組織体制

(出典) 高木通裕『福岡県西方沖地震による玄界島の被害と復興への取り組み』災害復旧・復興対策セミナー(福岡会場)講演 平成20年11月27日。玄界島復興対策検討委員会『玄界島復興だより』第1号(平成17年7月10日)～第16号(平成20年3月31日)。

①玄界島復興対策検討委員会(以下「復興対策検討委員会」): 島民が自発的に行った選挙により選ばれた13名で構成。発足から平成20年3月31日までの約3年間で、計68回開催。

- ②復興協議委員会：復興対策検討委員会の下部組織として設置。青年団、消防団、PTA、漁協青壮年部、漁協女性部、サラリーマンなど、各地元団体等の代表者 14 名で構成。平成 17 年 5 月 21 日の第 1 回島民総会で発足以降、事実上、復興対策検討委員会とともに計 27 名で活動。
- ③島民総会：復興対策検討委員会（協議委員含む）の検討した議案に基づき、島民全体で合意形成を行うための意思決定機関。発足から平成 20 年 3 月 31 日までの約 3 年間で、計 9 回開催。

## 【20050102】復旧・復興計画の策定（福岡市）

- ・玄界島の復興は、復興対策検討委員会と、市の復旧・復興本部が現地に設けた「玄界島復興担当部」との共働により進められた。

表 復興への主な経緯

月 日	主な動き（太字は地元の動き）
平成17年 3月20日	10：53 本震発生（M7.0）
	11：20 福岡市災害対策本部設置
	17：00 玄界島住民島外避難開始（24:00 避難所へ収容完了）
4月12日	福岡市地震災害復旧・復興本部設置、玄界島復興事務所設置
20日	6：11 最大余震発生（M5.8）
	玄界島復興事務所（仮設）開設
25日	かもめ広場仮設住宅入居
26日	玄界島仮設住宅入居
30日	漁再開
5月7日	玄界島復興対策検討委員会（以下、復興委員会）設立
21日	第1回島民総会：斜面地の一体的整備決定
6月15日	復興委員会、阪神・淡路震災復興事業事例視察（～16日）
18日	復興委員会、第1回意向調査実施（～20日）
7月6日	復興委員会、山崎福岡市長に要望書を提出
10日	復興委員会、「玄界島復興だより」第1号発行
11日	復興委員会、麻生福岡県知事に要望書を提出
14日	玄界島復興事務所開設
17日	第2回島民総会：事業手法を小規模住宅地区等改良事業に決定
8月1日	復興委員会、国へ要望書を提出
5日	復興委員会、第2回意向調査実施（～16日）
17日	玄界島復興まちづくりワークショップ
9月10日	第3回島民総会：土地鑑定評価、建物調査の説明
12日	現況測量・建物調査開始
10月22日	座談会開催（25日、30日とも）
11月26日	第4回島民総会：土地・建物の買取目安価格を提示
12月3日	復興委員会、第3回意向調査実施（～9日）
平成18年 1月28日	第5回島民総会：しまづくり案決定
2月14日	土地・建物契約開始
3月16日	復興工事（家屋解体工事）着手
3月20日	震災一年行事：防災訓練の実施
9月下旬	斜面地の家屋解体工事完了
11月1日	戸建て協議会設立
平成19年 3月20日	県営住宅完成
25日	かもめ広場からの一部帰島
4月	玄界島内の保育園、小中学校再開
8月下旬	造成工事完了
10月下旬	宅地分譲契約
30日	天皇・皇后両陛下 玄界島ご視察（29日、かもめ広場）
平成20年 3月20日	復興事業完了記念式典（雨天中止）
25日	かもめ広場からの全員帰島
31日	玄界島復興事務所解散

（出典）福岡市都市整備局玄界島復興担当部『玄界島復興事業 福岡県西方沖地震による玄界島の被害と復興への取組』平成 20 年 3 月 31 日。福岡市『福岡県西方沖地震記録誌【19 年版】』平成 19 年 3 月。

### ○事業の基本方針

- 玄界島集落再生にあたっては、島民の意向を踏まえながら小規模住宅地区等改良事業を実施した。
- 小規模住宅地区等改良事業に合わせて、漁港施設、小・中学校等の公共施設の災害復旧事業を一体的に行った。
- 基盤の再生と共に、地域産業・コミュニティ再生を連動させるため、島民との共働により玄界島復興プラン（目標像）を策定した。

### ○事業の目的

被災住宅が密集している地区の住環境改善及び災害防止を図るため、小規模住宅地区等改良事業の手法により、土地の買収や建物の除却を行った後、改良住宅の建設や戸建て住宅用地の造成、道路・公園等の公共基盤整備を行った。

### ○事業の内容

- ・主な事業内容は、以下のとおりである。



図 玄界島の復興事業

(出典) 福岡市都市整備局玄界島復興担当部『玄界島復興事業 福岡県西方沖地震による玄界島の被害と復興への取組』平成20年3月31日、をもとに作成。

- ①戸建住宅用地：斜面分譲区画地（50区画）を造成。
- ②市営住宅・県営住宅：改良住宅として市営住宅（65戸）、県営住宅（50戸）を建設。
- ③道路計画：外周道路（幅員5m）、浜道（同5m）、集落内道路（同4m）
- ④新ガンギ段：従来あった宅地内の階段状の道「ガンギ段」の機能を復元し、宅地間に階段を設置。
- ⑤斜面移動支援施設：2棟の市営住宅のエレベーターと連絡橋を利用することにより、約25mの高低差を解消。（この共益費については島民総会で島民全体の負担と決定）
- ⑥公園整備：既存公園の機能回復とともに、以下の3公園を新たに整備。
  - ・玄海復興記念公園（津波避難地としても利用）
  - ・玄海百合若公園（防災倉庫、地下防火水槽を配置）
  - ・玄海小鷹公園
- ⑦にぎわいゾーン：島の中心部に、島の玄関口となる「浜ひろば」から玄海復興記念公園までを一体的に整備するとともに、集会所、老人いこいの家を配置。

【参考文献】

- 1) 福岡市都市整備局玄界島復興担当部『玄界島復興事業 福岡県西方沖地震による玄界島の被害と復興への取組』平成20年3月31日。
- 2) 福岡市『福岡県西方沖地震記録誌【19年版】』平成19年3月。
- 3) 高木通裕『福岡県西方沖地震による玄界島の被害と復興への取り組み』災害復旧・復興対策セミナー（福岡会場）講演 平成20年11月27日。
- 4) 玄界島復興対策検討委員会『玄界島復興だより』第1号（平成17年7月10日）～第16号（平成20年3月31日）。

【20050103】住民主体による復興事業への取り組み（福岡市）

- ・住民が自発的に選挙を行って立ち上げた「復興対策検討委員会」により、震災約1カ月後の平成17年5月21日に、第1回島民総会が開催された。この時点では被害の大きかった斜面地の安全性が確認されていなかったことから、福岡市の玄界島復興事務所（玄界島復興担当部）からは、斜面地の地盤が安全（＝斜面地での復興が可能）な場合と斜面地での復興が困難な場合の2つのケースについて説明がなされた。これを受け、島民総会では、以下の点が決められた。
  - ・島民が一丸となって復興に取り組むこと
  - ・被害の大きい斜面部分は一体的整備を行政に要望すること
- ・第1回島民総会の後、福岡県・福岡市が協力して地盤調査を実施し、地盤工学会により、斜面住宅地区、小学校地区、中学校地区ともに大規模な地滑りが発生する可能性は極めて低いことが確認された。この調査結果と、第1回島民総会で決められた住民の総意から、斜面地での一体的整備を進めることが決定された。
- ・これを受けて、復興対策検討委員会では、改めて各世帯から「同意書」の提出を求め、ほぼ100%の同意が得られることを確認した。復興対策検討委員会は、この島民の総意をもとに、福岡市長（平成17年7月6日）、福岡県知事（同11日）、国（同年8月1日）へ要望書及び島民の同意書を提出した。
- ・こうした住民の動きをきっかけに、福岡市は、国・県に強力なバックアップを受けて、復興事業を推進することが可能となった。

○阪神・淡路大震災の復興事例現地視察

- ・復興対策検討委員会では、第1回島民総会後の平成17年6月15～16日、阪神・淡路大震災の復興事業事例について、現地視察を行った。主な視察先は、以下のとおりである。

表 現地視察先一覧

西宮市	名塩（斜面住宅）、鷺林寺・甲陽園（斜面住宅）、 苦楽園・六麓園（斜面住宅）
芦屋市	若宮（震災復興住宅）
神戸市	灘区篠原伯母野山町（斜面住宅）、HAT神戸、 兵庫区松本地区（震災復興事業）、兵庫区会下山地区（斜面住宅）
淡路市（旧・北淡町）	室津、育波、富島（いずれも震災復興事業）

（出典）高木通裕『福岡県西方沖地震による玄界島の被害と復興への取り組み』災害復旧・復興対策セミナー（福岡会場）講演 平成20年11月27日。

- ・視察の結果、淡路島、神戸市・松本地区の経験から、事業完了に時間を要することが想定されたため、土地区画整理事業を選択しないという事業手法の選択が行われた。
- ・加えて、視察の結果として玄界島に活かしたい点として以下のような点が挙げられ、これらのほとんどはその後の復興事業により実現された。
  - ・上下移動支援施設としての斜行エレベーター（名塩ニュータウン）
  - ・公園、避難所、防災倉庫の必要性（同）
  - ・高齢化への対応として、老人の集まる場所と保育園の複合施設の実現
- ・この視察には、市・玄界島復興担当部の職員も同行した。これにより、島民の復興に対する熱意を実感するとともに、島民と行政との一体感が強まったとされている。また、行政側として、以下のような点について玄界島の復興に活かすべきと考えられた。
  - ・景観形成：名塩ニュータウンにおける、色、デザインの統一、周辺の自然環境との調和
  - ・合意形成：神戸市松本地区自治会長からの「本当は声にしたくても声にしていない個々の意向にも配慮が必要」との指摘

○島民と行政との共働

- ・玄界島復興事業のキーワードは「島民との共働」であるとされている。たとえば、以下のような形で、復興対策検討委員会を中心とする活動が行われた。

- ・事業に対する同意書の回収、今後の住宅再建に関する意向調査（計3回）を、復興委員主導で実施。
- ・市職員と復興委員がそれぞれ地区別担当者を設定し、市が買取価格を算定するための建物調査の日程調整・立会を行うとともに、その後の各種相談に対応。

○事業手法の選択

- ・事業手法については、前述のとおり、国土交通省の「小規模住宅地区等改良事業」が選択された。この理由は、以下の3点である。
  - ①事業実施の確実性：任意事業であり強制執行等を行えないが、意向調査の結果から、面的整備の導入についての同意はほぼ100%であった。
  - ②事業着手までのスピード：早期の事業着手が可能である。
  - ③事業計画の柔軟性：要綱事業であることから、事業計画の柔軟性・迅速性に優れている。
- ・事業の対象エリアとしては、当初は被害の大きかった斜面地のみが想定されていたが、斜面地に道路等を整備することで斜面地内のみで戸数を確保することが難しく、改良住宅としての市営住宅は平地へ建設することが必要となった。このため、平地も含めた地域が事業対象エリアとされた。
- ・平成17年7月17日、第2回島民総会が開催され、福岡市よりの提案を受けて、事業手法として小規模住宅地区等改良事業を採用することが同意された。

○ワークショップ、座談会による幅広い意見の集約

- ・平成17年8月17日、玄界島の将来像について、より多くの島民のさまざまな視点からの意見を聞くため、ワークショップが開催された。これには、島民44名（10団体より4～5名ずつ）が参加した。
- ・さらに、平成17年10月22日、25日、30日には、まちづくり案をさらに具体化するために、団体ごとに10名程度の代表者を選出し、関連するテーマについて話し合う「座談会」が開催された。これによって出された意見は、復興対策検討委員会でのまちづくり案検討に反映された。

表 座談会の実施状況

団体ごとの座談会の実施状況		議論されたテーマ
救難所（消防団、青年団、フリー）	22日（土）9:30～	○新しい生活環境（車・道路） ○にぎわいゾーンのあり方 ○高齢者施設等 ○神社、地藏堂、観音堂、井戸等の再建 ○産業振興策 ○防災、救急、安全、安心 ○子育て（教育）環境
青壮年・OB	22日（土）14:00～	
婦人消防・PTA	25日（火）19:00～	
老人会	30日（日）9:30～	
女性部	30日（日）14:00～	

（出典）玄界島復興対策検討委員会『玄界島復興だより』第1号（平成17年7月10日）～第16号（平成20年3月31日）、をもとに作成。

○広報紙による広報

- ・復興への検討・進捗状況を島民全員が共有するため、復興対策検討委員会による「玄界島復興だより」が、第1～16号まで発行された。

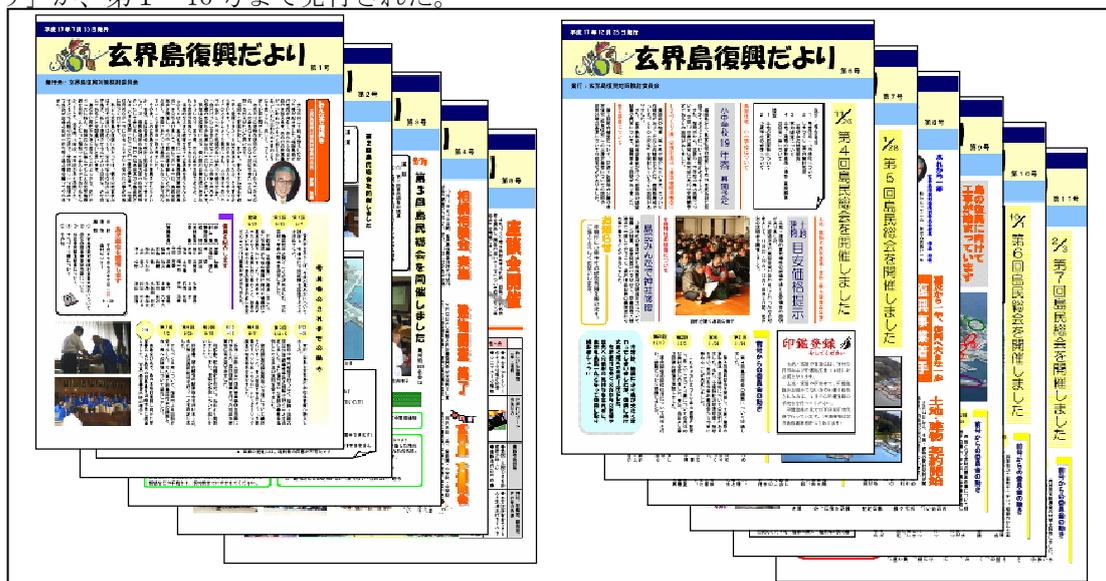


図 「玄界島復興だより」の発行

（出典）玄界島復興対策検討委員会『玄界島復興だより』第1号（平成17年7月10日）～第16号（平成20年3月31日）。

○「しまづくり案」の決定

- ・平成18年1月28日、第5回島民総会において、福岡市より提案された変更計画案が説明され、これを「しまづくり案」とすることが決定された。

表 「しまづくり案」の考え方

安全・安心な地盤造成計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の地形に則したバランスのよい造成計画</li> <li>・上下の土地を守る法面保護、補強</li> <li>・宅地を守るしっかりとした擁壁づくり</li> <li>・山水、雨水、地下水の適切な処理</li> </ul>
タテ道、ヨコ道による骨格計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅5メートルの車両用外周道路</li> <li>・幅4メートルの生活用宅地前道路</li> <li>・生活道路、避難道路としての雁木段を再整備</li> </ul>
住み継がれる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平地に130戸の公営住宅（うち県営住宅50戸）を整備</li> <li>・斜面地に50区画の住宅地を整備</li> <li>・南側道路からの宅地への出入り</li> <li>・公園、広場の整備</li> </ul>
魅力あるしまづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島民や来島者の交流の場となるにぎわいゾーン</li> <li>・島の憩いの場である集会所や老人憩いの家を再整備</li> <li>・市営住宅エレベーターによる斜面地の上下移動支援</li> </ul>



図 第5回島民総会で承認された「しまづくり案」（イメージ）

（出典）玄界島復興対策検討委員会『玄界島復興だより』第1号（平成17年7月10日）～第16号（平成20年3月31日）。

○戸建て協議会

- ・復興対策検討委員会では、平成18年10月21日の第44回会合において、斜面地に造成される分譲宅地を購入し戸建て住宅を建設することを希望する住民を対象とした「戸建て協議会」の設立を決定した。これは、円滑で効率的な住宅建設、玄界島らしい景観づくりのための協議・検討を進めることを目的としていた。
- ・戸建て協議会では、以下のような取り組みを実施した。
  - ①玄界島ふるぽ（玄界島戸建て住宅建設プロポーザル）：戸建て住宅の建設プロポーザルとして、62社6団体に参加を呼び掛けて実施。19社が参加を表明し、16社が選考通過。その後、戸建ての各施主との交渉により、うち8社が戸建て住宅を建設。
  - ②戸建て住宅建設ガイドライン作成：美しい街並みのため、ガイドラインを設定。（次頁参照）
  - ③資材の共同購入・共同事業の検討：戸建ての建設業者（計17社）が建設協力会を設立し、資材の運搬等を共同で実施。



図 戸建て住宅建設ガイドライン

(出典) 玄界島復興対策検討委員会『玄界島復興だより』第1号(平成17年7月10日)～第16号(平成20年3月31日)。



事例コード | 200701

2007年（平成19年） 能登半島地震・石川県

## 1. 災害の概要

### (1) 被害の概要

- 平成 19 年 3 月 25 日 9 時 41 分、能登半島沖の深さ 11km でマグニチュード 6.9 の地震が発生し、石川県七尾市、輪島市、穴水町で震度 6 強を観測した。気象庁は、この地震について、「平成 19 年 (2007 年) 能登半島地震」と命名した。
- この地震により、死者 1 名、負傷者 336 名、住家全壊 609 棟、住家半壊 1,368 棟、住家一部破損 12,326 棟の被害が発生した。土砂災害は、天然ダム 3 件、地すべり 10 件、がけ崩れ 51 件が発生した。能登有料道路の被害も甚大で、能登半島では、風評被害とも相俟って観光面に大きな打撃を生じた。

表 1 被害一覧 (平成 21 年 3 月 3 日現在)

区分			被害など	区分			被害など		
人的被害	死者		人	1	その他被害	空港		箇所	1
	行方不明者		人	0		被害船舶		隻	0
	負傷者	重傷	人	88		水道		戸	13,290
		軽傷	人	250		電話		回線	260
住家被害	全壊		棟	686	電気		戸	110,000	
	半壊		棟	1,740	火災発生		建物	件	0
	一部損壊		棟	26,956	危険物		件	0	
	床上浸水		棟	0	その他		件	0	
	床下浸水		棟	0	被害額	公共土木施設など		百万円	24,180
非住家被害			棟	4,477		農林水産施設		百万円	5,759
その他被害	田	流失・埋没	ha	0		上下水道施設		百万円	2,692
		冠水	ha	0		社会福祉施設など		百万円	880
	畑	流失・埋没	ha	0		学校施設		百万円	757
		冠水	ha	0		その他公共施設など (能登空港など)		百万円	554
	学校		箇所	55		計		百万円	34,822
	病院		箇所	12		石川県災害対策本部		設置年月日	平成 19 年 3 月 25 日
	道路		箇所	698		解散年月日		平成 20 年 6 月 6 日	
	橋りょう		箇所	19		災害対策本部設置市町 3市4町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町)			
	河川		箇所	151					
	港湾		箇所	28					
	砂防		箇所	33					
	清掃施設		箇所	9					
	崖くずれ		箇所	64	災害救助法適用市町 同上				
鉄道(のと鉄道など)不通		箇所	3						

(出典) 石川県『平成 19 年能登半島地震災害記録誌』平成 21 年 1 月。

- 石川県は七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町及び能登町に対し、災害救助法を適用した。これに基づき石川県は仮設住宅 334 戸を建設した。
- また、県は県内全域に対し、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度を適用した。
- この災害は「平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成 19 年 4 月 20 日閣議決定、4 月 25 日公布・施行)」により激甚災害として指定され、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用された。なお、指定にあたっては、公共土木関係及び農地等の措置について、査定見込額が明らかに現行の指定基準を超えると見込まれる場合には、中小企業関係の特例又は森林関係の措置と同一政令において、早期に指定を行えるよう局地激甚災害指定基準が改正され(平成 19 年 4 月 19 日中央防災会議決定)、この災害に遡及適用された。

## 2. 災害復興施策事例の索引表

200701	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備		●	→	【20070101, p356】			
施策2：復興計画の作成		●	→	【20070102, p356】			
施策3：広報・相談対応の実施							
施策4：金融・財政面の措置		●	→	【20070103, p359】	●	→	
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建		●	→	【20070104, p361】	●	→	
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援							
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧							
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備							
施策3：都市基盤施設の復興							
施策4：文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建		●	→		●	→	【20070105, p362】
施策3：農林漁業の再建							

### 3. 災害復興施策事例

#### 【20070101】復旧・復興体制の構築（石川県）

○復興に向けた体制づくり

- ・復旧・復興本部は、復興プランの策定、被災者の生活安定と住宅再建、インフラの復旧、地場産業の復興など、被災地の本格的な復旧・復興対策に部局横断的に取り組むことを目的として、地震の一ヶ月後の4月25日に設置された。また、この本部に、関係部局の課長などからなる「住宅再建」、「まちづくり」、「地域コミュニティ再生」の3つのプロジェクトチームが設置され、被災地に対する支援メニューなどの検討が行われた。
- ・復旧・復興本部では「能登半島地震復興プラン」を早期に策定する必要があるとあり、企画部門が事務局となっている。さらにその後、復興に向けた取り組みを加速させるために、復興に係る総合窓口機能及び調整機能を担い、また、「能登半島地震復興プラン」の策定を推進する新たな組織として、平成19年9月10日、企画振興部内に「震災復興支援室」が設置された。
- ・復旧・復興本部会議は、平成21年1月末までに6回開催されている。

石川県能登半島地震復旧・復興本部 (事務局：企画課)	
<b>本部長：知事</b> <b>副本部長：副知事</b>	
<b>本部員（各部局長等）</b> 総務部長、危機管理監 企画振興部長、県民文化局長 健康福祉部長、環境部長 商工労働部長、観光交流局長 農林水産部長、土木部長 教育長、警察本部長	

プロジェクト チーム(PT)名	検討内容
住宅再建 PT	住宅再建に関する検討
まちづくり PT	住宅地、商業地を含め地域の面的な整備に関する検討
地域コミュニティ 再生 PT	地域コミュニティの維持・再生に関する施策の検討

図 復旧・復興本部会議の構成

#### 【20070102】復旧・復興計画の策定（石川県）

○地震で生じた課題

ヒアリングによれば、次のような課題が生じたとされる。

- ・従来からあった過疎化の問題が顕在化した。特に、地震で家が壊れた高齢者が子供のところに転出してしまいう可能性もあった。人がいなくなることは山・田畑の手入れができなくなることを意味し、その結果として美しい環境という資源が失われ、観光にも影響することとなる。
- ・能登の観光への影響を最小限とすることが重要な課題であった。県知事も、まず何をおいても能登有料道路の復旧を急ぐよう指示している。能登有料道路の復旧は、4車線化に備えて用地が取得してあったのでその部分を8か所迂回路として設定することができ、一か月での復旧が可能となった。
- ・七尾市和倉温泉では、一番大きな旅館が被害で一か月営業ができないなど、多くの旅館が被害を受け、地域経済に大きな影響が出た。風評被害も大きく、輪島温泉ではキャンセルが相次いだ。加賀温泉郷など、被害のない場所でも風評被害が大きかった。
- ・なお、特に輪島市では、古くからの伝統的なまちなみが被災したため、次のような観点から再建方策を検討する必要があった。

- 1) 家屋再建にあたっては歴史的なまちなみを保存する必要がある。
- 2) 公営住宅を建設するにしても戸建てで形式でなければ、まちなみが保存できない。
- 3) 特徴の一つである土蔵の再建に対しては被災者生活再建支援法の対象外であること。

○復旧・復興に向けた取り組み経緯

表 復旧・復興に向けた取り組み経緯

年	月日	概要	
平成 19 年	3月25日	9:42頃 能登半島地震発生 マグニチュード6.9 最大震度6強（七尾市、輪島市、穴水町）	
	3月30日	のと鉄道の応急復旧を完了し、運行を再開 応急危険度判定調査を完了（対象7,600棟）	
	3月31日	住宅相談窓口の設置（建替え、修繕の相談）、営農相談窓口の設置	
	4月2日	被災者生活再建支援法の対象となる自然災害とする旨を公示（3月25日から適用）。県の上乗せ、横出し制度の創設を発表	
	4月6日	被災者生活再建相談窓口職員のための講習会	
	4月7日	被災市町、県の生活再建相談窓口の設置	
	4月10日	中小企業復興支援基金（300億円）の創設を発表	
	4月17日	能登半島地震に係る補正予算を専決 母子寡婦福祉資金（住宅資金等）の無利子貸付を開始	
	4月20日	七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町を局地激甚災害に指定 低所得、高齢者世帯等を対象とした生活福祉資金の特例貸付を開始	
	4月23日	災害救助法適用の3市4町の中小企業等を対象とした能登半島地震対策融資を創設	
	4月25日	石川県能登半島地震復旧・復興本部設置	
	4月28日	輪島市宅田町、同市門前町館の応急仮設住宅が完成（5月8日までに10カ所完成）	
	5月1日	応急仮設住宅に生活援助員を配置開始（5月17日14人配置完了）	
	5月2日	県議会臨時会を開催（震災復興・危機管理特別委員会を設置）	
	6月14日	被災者健康状況調査を実施（8月10日まで）	
	6月28日	「ほっと石川」観光キャンペーンを実施	
	7月3日	能登半島地震被災中小企業復興支援基金（300億円）を創設	
	7月7日	夜間通行止の一般国道249号「八世乃洞門」を除き、県管理道路の通行止箇所がすべて解消	
	8月20日	（財）能登半島地震復興基金の設立 同日、第1回理事会で早急に対応すべき支援事業3メニューを決定	
	8月31日	能登半島地震復興基金（500億円）を創設	
	9月10日	震災復興支援室 設置（企画振興部内）	
	9月24日	災害救助法に基づく全壊世帯、半壊世帯の応急修理が完了	
	10月3日	能登半島地震復興プラン（第1次計画）公表	
	11月30日	能登有料道路の全迂回路（8カ所）を解消し、全線で本線供用を再開	
	12月14日	改正被災者生活再建支援法が施行	
	12月18日	一般国道249号「八世乃洞門」新トンネル建設に着手	
	平成 20 年	3月25日	能登半島地震復興シンポジウムを開催（輪島市） 能登ふるさとモデル住宅（輪島市）が完成
		5月16日	石川県地域防災計画を大幅に見直し
6月6日		県災害対策本部を解散	
6月8日		穴水町中心市街地創造的復興プロジェクト事業起工式を実施	
7月1日		加賀四湯博開催（10月5日まで）	
7月19日		能登ふるさと博開催（10月26日まで）	
8月7日		参議院災害対策特別委員会が被災地復興状況の実情調査のため来県	
8月27日		輪島市門前町深見地区で能登半島地震関連の復旧工事が完成	
10月4日	能登ふるさとモデル住宅（穴水町）が完成		
平成 21 年	2月25日	輪島市の災害公営住宅完成（松風台団地10戸）	

（出典）石川県『平成19年能登半島地震災害記録誌』平成21年1月。

## ○能登半島地震復興プラン

- ・ヒアリングによれば、復興プランの策定には、直近の事例であり過疎地の事例でもある、新潟県の取り組みを参考とした。復興プランは長期構想の流れを受けながら復興プランの3つの柱を立て、住宅、産業、地域づくりなど、各局の担当課長をチーフとしたプロジェクトチーム方式により検討が進められた。新長期構想の担当がそのまま復興プランの各担当となった。取り組みはまず、平成19年4月12日には穴水町長と、4月17日には輪島市長との懇談からスタートしている。こうした復興への取り組みにあたっては、現地本部が設置され、被災地で市長や町長と頻りに顔を合わせていたことが、迅速な取り組みにつながったとされる。
- ・上記のような課題を踏まえ、復旧・復興に向けては、次の4つに重点を置いて、「持続可能な能登の再生と創造」を目指すこととされた。
  - 1) 高齢者等の住み慣れた地域での安全・安心な暮らしの再建
  - 2) 能登の風土に根ざした特色ある産業の再建・復興による地域経済の活性化
  - 3) 地域コミュニティの再生により貴重な地域資源を継承するなど持続可能な地域づくりや地域振興
  - 4) 観光面での風評被害の払拭

表 能登半島地震復興プランの概要

<p>「能登半島地震復興プラン」「元気のと創生プラン」 ～持続可能な能登の再生と創造を目指して～ (「第1章 計画の基本的事項」より)</p>	<p>《能登半島地震復興プランの目次》</p>
<p><b>1 計画策定の趣旨</b> 県政史上未曾有の大震災となった「能登半島地震」について、被災地や被災された方々の個々のニーズを踏まえながら、既存の制度や新たに創設された二つの基金を活用し、地元市町とも連携の上、復旧・復興に向けた施策を総合的、網羅的に進めることにより、一日も早く被災地の復旧・復興がなされるよう、この計画を策定しました。</p> <p><b>2 計画の性格・役割</b> (1)この計画は、被災者の生活再建や中小企業の再建を最重点課題に、被災した住家、地域の供用施設、被災店舗、公共土木施設の復旧等、生活や産業の再建の基礎となる事業を施策の中心に置き策定した、現段階における「復旧・復興に向けた第1次計画」です。 (2)また、この計画に盛り込まれた施策は、過疎化、高齢化が著しい地域における復旧・復興に向けたものであることから、今後の過疎地域振興のリーディングケースとなります。</p> <p><b>3 計画期間</b> (1)被災された方々が一日も早く生活の不安を解消し、元気を取り戻すことができるよう、短期間に集中的に事業を実施することが必要です。そのため、計画期間は、平成19年度を初年度とし、平成23年度を目標年次とする5年間とします。 (2)なお、毎年度、計画内容を検討し、必要に応じて見直しを図ります。</p>	<p>第I章 計画の基本的事項 第II章 復旧・復興の基本的な考え方 第III章 施策の体系 第IV章 新たに造成された2基金の考え方 第V章 事業計画</p> <p>1 安全・安心な暮らしの再建</p> <p>1 生活の再建 (1)住宅の再建支援 (2)安全・安心な生活支援</p> <p>2 生活基盤の復旧・整備推進</p> <p>2 地域の特色ある産業・経済の再建・復興</p> <p>1 産業の復興 (1)中小企業の復興支援 (2)商店街の復興支援</p> <p>2 農林水産業の復興 (1)農林水産基盤の復旧 (2)農林水産業の振興支援</p> <p>3 持続可能な地域づくり</p> <p>1 地域コミュニティの維持・再生 (1)地域コミュニティ活動の支援 (2)地域コミュニティ施設の復旧支援</p> <p>2 地域資源の保存・活用 (1)能登ブランドの振興・創生支援 (2)能登らしい景観・文化の保全・保存支援</p> <p>3 交流とにぎわいの創出 (1)交流基盤の整備 (2)観光振興</p> <p>第VI章 個別事業 (137事業)</p>

(出典) 石川県『能登半島地震復興プラン(第1次計画)「元気のと創生プラン」～持続可能な能登の再生と創造を目指して～』平成19年10月。

## 【20070103】能登半島沖地震復興基金（石川県）

○能登半島地震復興基金のスキーム

- ・能登半島地震復興基金は、平成 16 年（2004 年）新潟県中越地震からの復興に際して新潟県が設置した復興基金と同様のスキームで設置されたものである。基金の概要は次のとおりである。

### 1. 基本的な考え方

- (1) 被災地においては、能登半島地震により、被災者の生活や農業をはじめとした産業が破壊されており、復興を遂げるためには、個人や地域、集落等の負担が大きく、既存の制度のみでは対応が困難であることから、行政の直接執行を補完し、現行制度のすき間を埋めるものとして、機動的にきめ細かい対応が必要とされるものについては、復興基金を活用するものとする。
- (2) そのため、復旧・復興にあたっては、既存制度があるものはまず制度で対応し、制度内の行政負担の軽減は原則として復興基金の対象外とする。
- (3) また、基金事業は、団体・民間等が事業主体となることを基本とする。

### 2. 事業

#### (1) 住宅・生活再建支援事業

被災者の個人住宅の再建支援、自力再建困難者への支援、教育・福祉・医療基盤の再建の支援など、過疎化、高齢化が著しい地域において、地域の再生にあたって必要かつ最低限の基盤となり、行政が進める施策の方向性に適合するものへの支援の実施

#### (2) 農業等の産業復興支援事業

農業等の基盤整備、農業等の経営再建の支援など、被災者の生活を支える産業の復興に資する支援の実施

#### (3) 地域振興支援事業

地域コミュニティ活動の支援、地域コミュニティ施設の再建支援、まちづくり支援、地域資源の発掘・再生・保存・活用支援など、当面の復旧だけでなく、被災地の真の復興に向けて、地域全体の再生に資する取り組みへの支援の実施 など

### 3. スキーム

- (1) 基本財産 3 千万円（石川県出捐）
- (2) 運用財産 500 億円（県からの無利子貸付金）

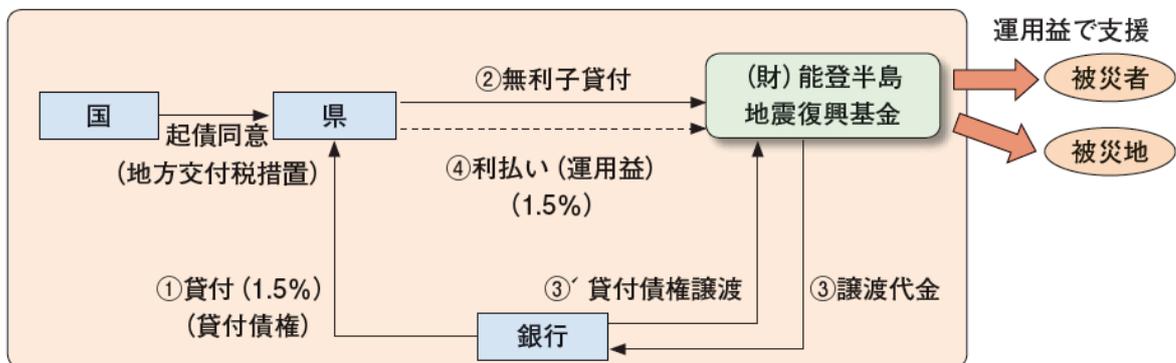


図 能登半島復興基金のスキーム

(出典) 石川県『平成 19 年能登半島地震災害記録誌』平成 21 年 1 月。

- ・事業メニューについても新潟県中越地震の復興基金を参考に、総務省と打ち合わせながら準備が進められた。財団では、まず、緊急に実施すべき事業として次の 3 つを事業メニューとして措置している。
  - 1) 国の災害復旧事業に該当しない農地、農道、用排水路等の被害に対して、農家等が手づくりで復旧する経費を助成する「農地等緊急手づくり復旧総合支援対策事業」
  - 2) 被災者が住宅再建や修復方法を検討するにあたり、専門家である建築士等の助言を求めることができるよう、相談窓口の設置・運営及びアドバイザーの派遣等に要する経費を助成する「住宅再建総合相談・派遣事業」
  - 3) 今後の地域の面的整備に関する計画の策定など、地域住民で構成する住まい・まちづくり協議会が、将来のまちづくりに向けて実施する取り組みに要する経費を助成する「住まい・まちづくり協議会活動支援事業」
- ・その後財団では、同年 10 月 2 日に耐震・耐雪、県産材活用など、能登の風土に適した住宅建設・補修に係る経費を助成する「能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業」などの 19 事業を、平成 20

年3月19日には、地域の主体性と創意工夫により地域資源を積極的に活用する取り組みに係る経費を助成する「震災復興地域づくり総合支援事業」などの3事業を新たに追加した。

- ・事業メニューは最終的には、1)被災者の住宅及び生活の再建等を支援する13事業、2)被災地域の農業等の産業復興を支援する7事業、3)被災地域の振興及びコミュニティの維持・再生を支援する5事業の計25事業が準備された。これらの基金事業は基本的に、国の災害復旧補助の対象とならない被害を対象としている。
- ・なお、復興基金に関する事業の要綱では、関連する手続きなどは通常の事業に比べれば簡素なものとなっているが、それでもより簡素化することを求める声もあったようである。例えば、高齢者が多く、申請書作成などが大変であること、その結果市町村の負担が増えることから、事務的経費が必要などの声もあったとされる。
- ・社会施設、医療施設、福祉施設に対するものをはじめとして事業は概ね予定どおり消化されており、特に事業メニューに関する内容の変更や新たな事業の追加などは行われていない。

表 能登半島地震復興基金復興支援事業の概要

① 被災者の住宅 及び生活の再 建等を支援す る事業 (13事業)	1	住宅再建総合相談・派遣事業 ※1	診断等を受けられるよう、専門家の派遣に要する経費の助成
	2	住まい・まちづくり協議会活動 支援事業 ※1	被災者主体のまちづくりを行うために必要な計画策定などの活動に要する経費の助成
	3	能登ふるさと住まい・まちづく り支援事業	耐震・耐雪、県産材活用など、能登の風土に適した住宅建設・補修に要する経費の助成
	4	被災住宅再建利子補給事業	被災住宅再建のために金融機関などから資金を借り入れた場合の利子補給
	5	生活福祉資金特例貸付無利子 化事業	生活福祉資金（生活必需品の購入費、住宅資金）の無利子化
	6	被災宅地（擁壁）復旧支援事業	隣接する宅地への被害防止など、緊急的な対応が必要な宅地の擁壁等の復旧に要する経費の助成
	7	民間賃貸住宅入居支援事業	賃貸住宅への入居に要する家賃の助成
	8	社会福祉施設等災害復旧支援 事業	社会福祉施設等の復旧に要する経費の助成
	9	医療施設等災害復旧支援事業	医療施設等の復旧に要する経費の助成
	10	応急仮設住宅維持管理事業	仮設住宅の維持管理に要する経費の助成
	11	地域水道施設等復旧事業	町内会等が管理する小規模な水道施設の復旧に要する経費の助成
	12	のと鉄道災害復旧支援事業	能登地域の住民の足である「のと鉄道」の復旧に要する経費の助成
	13	私立学校施設等災害復旧支援 事業	私立学校の復旧に要する経費の助成
② 被災地域の農 業等の産業振 興を支援する 事業 (7事業)	14	農地等緊急手づくり復旧総合 支援対策事業 ※1	農地等の小規模復旧・整備、水田の地力回復に要する経費の助成
	15	災害復旧事業費等負担金支援 事業	災害復旧関連事業の農家等の負担に対する助成
	16	農林漁業用共同利用施設等復 旧支援対策事業	災害復旧関連事業の対象とならない農林漁業用の共同利用施設の復旧に要する経費の助成
	17	農林漁業制度資金利子等助成 事業	被災農林漁業者が新規に借り入れる農林漁業制度資金の利子・保証料に対する助成
	18	地域間調整対策事業	水稲作付けが困難な農家の他者への生産目標量譲渡に対する助成
	19	能登半島地震対策融資利子補 給事業 ※2	被災中小企業者等が借り入れる能登半島地震対策融資制度資金の利子に対する助成
20	能登半島地震対策融資信用保 証料補給事業 ※2	被災中小企業者等が借り入れる能登半島地震対策融資制度資金の保証料に対する助成	

(次頁へ続く)

③ 被災地域の振興及びコミュニティの維持・再生を支援する事業 (5事業)	21	地域コミュニティ維持支援事業	地域コミュニティの維持・保全に資するものと市町が認定するイベントの開催に要する経費の助成
	22	地域コミュニティ施設再建支援事業	集会所等のコミュニティ施設の再建、修繕に要する経費の助成
	23	地域共用施設復旧支援事業	私有道路、共同倉庫等の共用施設の復旧に要する経費の助成
	24	指定文化財等災害復旧支援事業	指定有形文化財及びそれに準じる有形文化財の修復費用の助成
	25	震災復興地域づくり総合支援事業 ※2	民間団体が地域の主体性と創意工夫により地域資源を積極的に活用する取り組みなどに対する助成

※1：平成19年8月20日に、緊急に実施すべきとして準備された3事業

※2：平成20年3月に追加された3事業

(出典) 石川県『平成19年能登半島地震災害記録誌』平成21年1月。

### 【20070104】住宅再建支援（石川県）

- 被災者への居住確保に関する意向調査（平成20年12月末現在）の結果、8割を超える世帯（約2,000世帯）が自力での再建を希望していることが明らかとなった。そこで石川県では、国の被災者生活再建支援制度を補完するために独自の被災者生活再建支援制度を創設した。
- さらに、能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業として、耐震・耐雪、バリアフリー、景観配慮、県産材活用など、災害に強く、安全で、地域景観の向上や地産地消に寄与する一定の基準を満たす住宅を建設・購入・補修する場合、全壊世帯で上限200万円を補助する制度も準備された。そのほか、地震により柱・梁等が傾斜した住宅をワイヤーによる牽引、揚家等により正常な状態に修復する「建ておこし」への支援も準備されている。
- その結果、義援金の配分や融資及び利子補給により、例えば、全壊で住宅を建設・購入した場合、次のような支援が実施されることとなった。

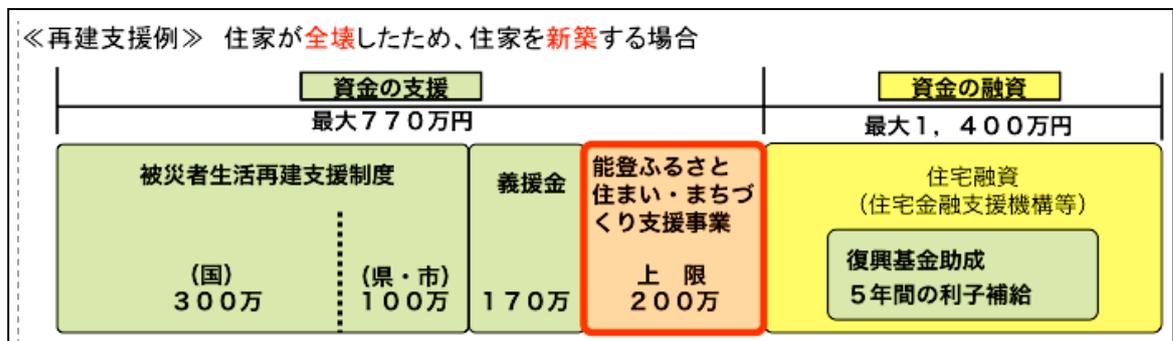


図 住宅再建資金への支援

(出典) 輪島市都市整備課『2007.3.25 能登半島地震復興対策』平成21年2月。

- また、能登の風土にふさわしい低価格な「能登ふるさとモデル住宅」を開発・展示している。設計図書を無償で提供することでコストを削減している。さらに、建築関係団体やメーカーによって構成された「能登ふるさと住宅事業者協議会」の協力も得て、低価格の住宅再建を可能とした。
- こうした取り組みなどの結果、平成20年12月31日現在で、自力再建を望む被災世帯のうち、約96%が住宅を着工または完成している。
- ヒアリングでは、「19年改正前の被災者生活再建支援法だけの支援であれば、これほどの自力再建にはならず、70歳、80歳などの高齢者も多かったことから、公営住宅や介護施設等への入居のニーズが大幅に増えたものと考えられる。あるいは、被災者が地域を離れてしまい過疎化が大きく進んでしまったかもしれない。」などの意見が聞かれた。

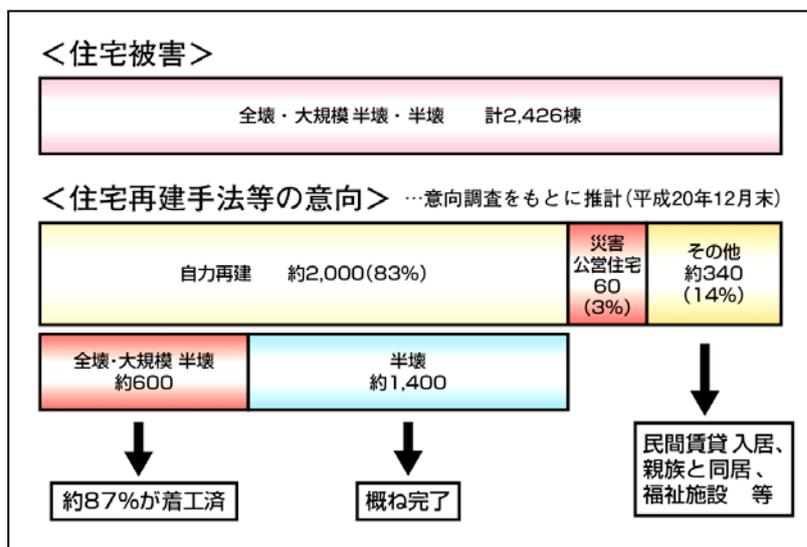


図 住宅再建の状況

(出典) 石川県『能登半島地震復興プラン(第1次計画)“元気のと創生プラン” ～持続可能な能登の再生と創造を目指して～』平成19年10月。

## 【20070105】能登半島沖地震被災中小企業復興支援基金(石川県)

- 能登半島地震被災中小企業復興支援基金(以下、「中小企業復興基金」)は平成19年7月3日に設置された。大きな被害を受けた1)輪島塗の蔵(作業所)、2)酒造業、3)商店街の3つの重点支援業種を対象に設置されたものである。従来から産業振興・事業者支援、融資事業などを行っていた財団法人石川県産業創出支援機構を窓口として設置された。
- 従来、被災中小企業への支援は、政府系金融機関からの融資に対する利子補給しかなかったが、県が国と交渉した結果、被災した中小企業者の施設・設備への補助をはじめとする、様々なハード、ソフト事業を実施できることとなった。これは「石川県方式」とも呼べる新たな支援の枠組みである。この基金事業による支援により、商店街で商売をやめた人はいないといわれるなど、大きな効果を上げた。

### 1. 基本的な考え方

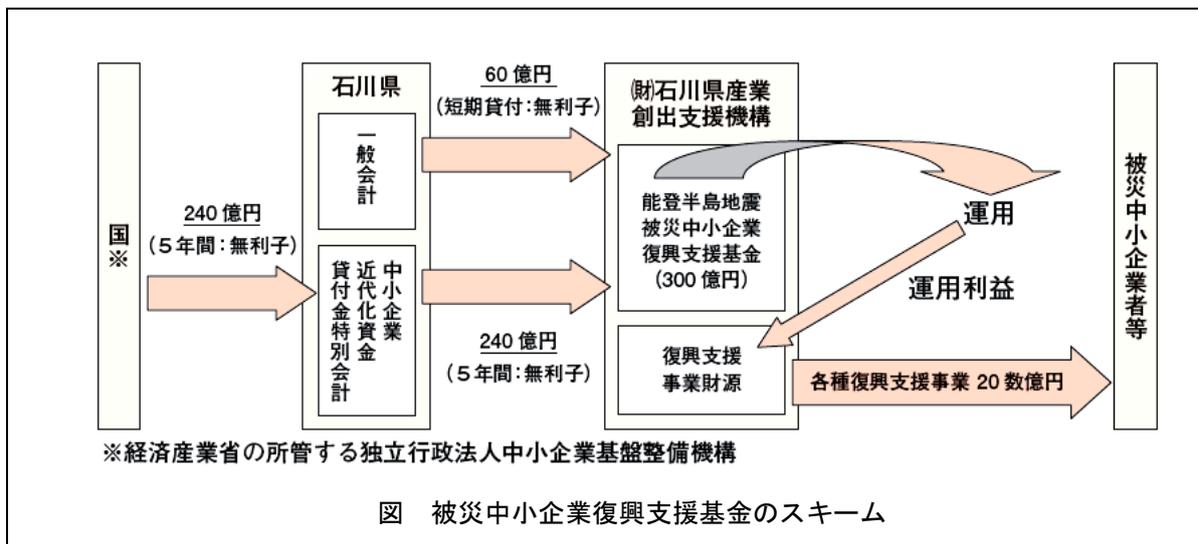
- 輪島塗、酒造業、商店街については、①産業・業種全体が甚大な被害を受けたこと、②被災した建物・設備が事業の継続に不可欠であること、③経営基盤の弱い小規模企業者の割合が大きいことなどから、業種・産業そのものが衰退しかねない状況にあり、地域の活力が大きく損なわれる恐れがあるため、被災中小企業復興支援基金を活用し、思い切った支援を行う。
- また、これ以外の業種・産業についても、販路開拓などの中小企業の意欲ある取り組みに対する支援や、風評被害の払拭、本県への誘客促進を図るための事業への支援を行う。

### 2. 事業

- 激甚被災中小企業復興計画支援事業  
大きな被害を受け、放置すれば消滅するおそれのある業種である輪島塗、酒造業、商店街に対する重点支援
- 能登半島地震対策融資、政府系金融機関の利息・保証料補助  
激甚災害指定地域の建物が全半壊した企業が復旧資金を活用する場合に、5年間の利息、保証料全額補助
- 産業復興販路開拓等支援事業  
被災した地域の商工会議所・商工会・組合・個々の中小企業者等が実施する販路開拓事業等への助成
- 風評被害払拭・誘客促進観光キャンペーン事業  
能登半島地震による風評被害の払拭と本県への誘客促進を図るための事業等への助成

### 3. スキーム

- 国・県の無利子貸付金を原資とし、石川県産業創出支援機構が基金を組成
- 基金規模は300億円とし、5年間設置



(出典) 石川県『平成 19 年能登半島地震災害記録誌』平成 21 年 1 月。

**表 激甚被災中小企業復興計画支援事業（指定 3 業種への支援事業）**

区分	事業内容	輪島漆器	商店街	酒造業
復興計画策定・復興委員会運営助成	輪島漆器、商店街、酒造業の復興に向けた 5 年間以上の復興計画の策定等を支援	○補助限度額：2,000 千円（H20 年度以降 1,000 千円）/年 ○補助率：10/10 ○補助期間：H19 年度～H23 年度	○補助限度額：1,000 千円（H20 年度以降 500 千円）/年 ○補助率：10/10 ○補助期間：H19 年度～H23 年度	同左
個別企業の事業用施設・設備復旧費助成	復興計画に基づいて行う、被災中小企業者の復旧に対して助成	○補助限度額： 全壊 2,000 千円 半壊 1,000 千円 ○補助率：2/3 ※ 5 千万円以上の復旧投資： 3,000 千円の上乗せ ○補助期間：5 年以内	同左	同左
共同施設の整備・復旧費助成	復興計画に基づいて行う、共同施設の復旧に対して助成	精漆工場、漆器会館の修繕等 ○補助限度額：30,000 千円 ○補助率：2/3	商店街共同施設（コミュニティ施設等）の整備・復旧 ○補助限度額： 30,000 千円/1 施設 ○補助率：2/3 ○補助期間：5 年以内	酒蔵見学受入環境整備支援事業 ○補助限度額： ・備品購入等 500 千円/1 社 ・PR に要する経費等 1,000 千円 ○補助率：定額
商店街仮設店舗設置費助成	復興計画に基づいて実施する半壊以上の被害を受けた事業者等による仮設店舗設置事業に対して助成	—	商店街の半壊以上の事業者の仮設店舗設置 ○補助限度額： 30,000 千円/1 事業者 ○補助率：3/4 ○補助期間：5 年以内	○補助限度額： ・PR に要する経費等 1,000 千円 ○補助率：定額
保管庫借上費助成	復興計画に基づいて行う被災中小企業者等の保管倉庫等の借上事業に対して助成	半壊以上の事業者の損壊代替施設（保管庫等）借上料 ○補助限度額： 1,000 千円/1 事業者・年 ○補助率：10/10 ○補助期間： H19 年度～H21 年度	商店街の半壊以上の事業者の商品等保管施設借上料 ○補助限度額： 1,000 千円/1 事業者・年 ○補助率：10/10 ○補助期間： H19 年度～H21 年度	半壊以上の事業者の損壊代替施設（保管庫等）借上料 ○補助限度額： 1,000 千円/1 事業者・年 ○補助率：10/10 ○補助期間： H19 年度～H21 年度

(次頁へ続く)

区分	事業内容	輪島漆器	商店街	酒造業
被災商店街 空き店舗等 入居誘致支 援事業	被災商店街において、空き店舗等に入居者を誘致する場合に、入居者の内装費と家賃の一部を助成	—	被災商店街空き店舗等入居者の内装費と家賃（3年間） ○補助限度額：内装費=500千円、家賃=600千円/年 ○補助率：内装費=2/3、家賃=1/2 ○補助期間： H20年度～H23年度	—
共同ソフト 事業助成	復興計画に基づいて行う販路開拓事業や新商品開発事業等に対して助成	復興に向けた共同ソフト事業 ○補助限度額：12,500千円/年 ただし、洞爺湖サミット関連事業については別に20,000千円以内 ○補助率：10/10 ○補助期間：5年以内 ※補助限度額の前倒しによる集中実施も可能	復興に向けた共同ソフト事業 ○補助限度額：3,000千円/年 ○補助率：10/10 ○補助期間：5年以内 ※補助限度額の前倒しによる集中実施も可能  半壊以上の店舗が10%未満の商店街が実施する復興に向けた共同ソフト事業（復興計画書の作成義務なし） ○補助限度額：1,500千円/年 ○補助率：10/10 ○補助期間：5年以内	製品のブランド化事業及び共同販売促進事業（首都圏等での復PR事業）等のソフト事業 ○補助限度額：3,000千円/年 ○補助率：10/10 ○補助期間：5年以内 ※補助限度額の前倒しによる集中実施も可能

（出典）石川県『能登半島地震復興プラン（第1次計画）“元気のと創生プラン”～持続可能な能登の再生と創造を目指して～』平成19年10月。

表 中小事業者への融資・利子補給

能登半島地震対策融資（特別分）への利息・保証料助成	<b>復旧資金（設備資金）</b> 対象企業：全半壊した建物の復旧のために1千万円以上の投資を行う企業 融資期間：15年以内（うち据置2年） 金利：変動金利、5年間の利息補助、保証料全額補助
	<b>復興資金（運転資金）</b> 対象企業：全半壊した建物の復旧のために1千万円以上の投資を行う企業 対象債務：既存借入金（設備資金の借換え含む）、新規借入金（運転資金） 融資期間：10年以内（うち据置2年） 金利：変動金利、5年間の利息補助、保証料全額補助

（出典）石川県『能登半島地震復興プラン（第1次計画）“元気のと創生プラン”～持続可能な能登の再生と創造を目指して～』平成19年10月。

【参考文献】

- 1) 石川県『平成19年能登半島地震災害記録誌』平成21年1月。
- 2) 石川県『能登半島地震復興プラン（第1次計画）“元気のと創生プラン”～持続可能な能登の再生と創造を目指して～』平成19年10月。
- 3) 石川県『被災自治体の対応と課題 能登半島地震の対応について』平成19年12月。
- 4) 輪島市都市整備課『2007.3.25能登半島地震復興対策』平成21年2月。

事例コード | 200702

2007年（平成19年） 能登半島地震・輪島市

## 1. 災害の概要

### (1) 被害の概要

#### ○市勢

震災前年の平成18年2月1日、隣接する旧門前町と合併し、新たに輪島市として市制施行。

表1 輪島市の概要

人口等	人口 34,062人、世帯数13,232世帯（平成19年3月1日現在） 高齢化率35.0%《門前地区47.1%、輪島地区31.4%》（平成17年10月1日国勢調査）
地理	能登半島の北西部に位置し、東部に連なる300～500m級の山々を源とする小河川が形成する沖積平野に市街地・農耕地が開けている。海岸線が優れた自然景観から能登半島国定公園に指定されている。
特産等	古くから港町として栄えた海上交通の要衝。輪島塗などが盛ん。

#### ○被害状況

表2 人的被害（平成19年5月1日現在）

地区名	死者（人）	負傷者（人）	
		重傷	軽傷
輪島地区	1	24	57
門前地区		22	7
その他			5
計	1	46	69

（出典）石川県輪島市『視察資料（能登半島地震について）』平成21年2月16日。

表3 建物被害（平成19年5月1日現在）

地区名	世帯数	住家（棟）						非住家（棟）			
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計		全壊	大規模半壊	半壊	その他
						うち全半壊計					
輪島地区 (住家被災世帯比率)	9,883	175 (1.77%)	45 (0.46%)	388 (3.93%)	5,016 (50.75%)	608 (6.15%)	5,624 (56.91%)	381	61	378	1,781
門前地区 (住家被災世帯比率)	3,349	338 (10.09%)	70 (2.09%)	583 (17.41%)	2,710 (80.92%)	991 (29.59%)	3,701 (110.51%)	1,117	108	829	3,036
計 (住家被災世帯比率)	13,232	513 (3.88%)	115 (1.77%)	971 (1.77%)	7,726 (1.77%)	1,599 (1.77%)	9,325 (1.77%)	1,498	169	1,207	4,817

※義援金申請件数では、一部損壊は9,988件

（出典）石川県輪島市『視察資料（能登半島地震について）』平成21年2月16日。

- ・特に、門前地区（旧門前町）における建物被害が多く、全体の約3割が全半壊となった。
- ・市内の酒造業5軒が全て被災、輪島塗の漆器事業者も作業に不可欠な蔵・店舗の全半壊が多かった。
- ・神社仏閣、文化財被害も多く、観光施設である総持寺（門前地区）も大きく被災した。

(2) 災害後の主な経過

表4 災害後の主な経過（政府、石川県、輪島市の取組状況）

年	月日	■輪島市の対応	□石川県の対応	◇政府等の対応
平成 19年	3月25日	地震発生【最大震度6強】		
		<b>■災害対策本部設置</b> <input type="checkbox"/> 災害対策本部設置（奥能登総合事務所に現地災害対策本部設置） <input type="checkbox"/> 災害救助法の公示（3市4町に適用） ◇災害救助法適用 ◇政府調査団輪島市着，政府現地連絡対策室設置 16:50 電気が復旧救出・救助活動ほぼ終了		
	27日	◇平沢副大臣を現地に派遣（県・7市町）災害復旧に関する緊急要望		
	28日	<input type="checkbox"/> 現地災害対策本部を輪島市役所に移設 ※県現地本部と輪島市災対本部の合同会議開催開始		
	29日	◇被災者生活再建支援法に係る技術指導		
	30日	<input type="checkbox"/> 応急危険度判定調査完了 (県・市) 緊急要望		
	31日	<input type="checkbox"/> 住宅相談窓口、営農相談窓口の設置 ※この日より合同会議に穴水町参加		
	4月2日	<b>■地震災害対策広報発行</b> （り災証明と支援策について）以降随時発行 ◇被災者生活再建支援法適用（適用日3月25日） <input type="checkbox"/> 被災者生活再建支援法の公示、県の上乗せ、横出し制度の創設		
	3日	<input type="checkbox"/> 罹災証明に係る外観調査研修会を開催（奥能登総合事務所） <input type="checkbox"/> 総理大臣への被害等の説明及び要望		
	6日	<input type="checkbox"/> 被災者生活再建支援相談に係る市町職員説明会を開催（奥能登総合事務所）		
	7日	8:00 水道が復旧 (県・市) 生活再建相談窓口の設置		
	8日	<input type="checkbox"/> 自衛隊災害派遣撤収要請		
	9日	◇応急修理説明(14:30-18:00)		
	10日	(7市町) 首長が官邸、各省庁へ訪問、緊急要望書の提出 <input type="checkbox"/> 中小企業復興支援基金の創設を発表		
	13日	<b>■応急仮設住宅の正式受付</b> （～19日） ◇総理大臣現地視察		
	14日	※第17回 合同会議（応急対策ほぼ終了。以後、月・水・金に開催）		
	17日	<b>■災害復興支援室設置</b> ，支援窓口を設置し、門前諸岡地区より相談、受付を開始		
	18日	<input type="checkbox"/> 石川県能登半島地震復旧・復興本部の設置		
	20日	◇復旧・復興対策に関する関係省庁局長会議（第1回）◇激甚災害の指定(公布25日)		
	24日	※合同会議 解散式 <input type="checkbox"/> 現地災害対策本部を解散 ◇政府現地連絡対策室閉鎖		
	27日	<b>■第1回義援金配分委員会</b> （受付は5月2日～）		
	28日	<b>■応急仮設住宅の入居説明</b> （～5月3日）		
	5月2日	<b>■市議会に震災関係の緊急報告</b>		
	7日	<b>■震災復興本部設置</b>		
	11日	<b>■市議会に震災対策特別委員会設置</b>		
	18日	<b>■震災復興委員会（第1回）</b>		
	22日	<b>■第1回市議会震災対策特別委員会開催</b> 。同日、石川県知事への緊急要望活動		
	27日	◇被災者生活再建支援法に関する検討会が被災地視察		
	6月6日	<b>■市議会震災復興対策特別委員会・市震災復興委員会が新潟県被災地を視察研修</b> （～7日）		
	19日	◇復旧・復興対策に関する関係省庁局長会議（第2回）		
	7月3日	<input type="checkbox"/> 能登半島地震被災中小企業復興支援基金（300億円）を創設		
6日	<b>■震災復興委員会(第2回)</b>			
9日	<b>■震災復興計画策定懇話会（第1回）</b>			
24日	<b>■震災復興計画策定懇話会（第2回）</b>			
30日	<b>■震災復興計画策定懇話会（第3回）</b> ⇒輪島市震災復興計画(素案)を市長に答申			
8月20日	<input type="checkbox"/> （財）能登半島地震復興基金を設立（8月31日「能登半島地震復興基金」500億円を創設）			
9月21日	<b>■第2回義援金配分委員会</b>			
10月3日	<input type="checkbox"/> 能登半島地震復興プラン（第1次計画）策定			
11月16日	◇被災者生活再建支援法改正（12月14日施行，能登半島地震に遡及適用）			
平成 20年	3月25日	<input type="checkbox"/> 能登半島地震復興シンポジウム開催		
	6月6日	<b>■輪島市災害対策本部解散</b> （14:30）		
	8月26日	<b>■輪島市復興計画 策定</b>		
	9月18日	<b>■市議会震災復興対策特別委員会の調査終了</b> <b>■輪島市災害対策基金の創設</b>		
	24日	<b>■災害復興公営住宅の建設開始</b> （門前町道下・市宮松風台団地内）		

## 2. 災害復興施策事例の索引表

200702	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		● →	【20070201, p369】	
施策2：復興計画の作成		● →	【20070202, p371】	
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保				
施策2：恒久住宅の供給・再建		【20070203, p374】 ● →	● →	● →
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧				
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備		● →	【20070204, p375】 ● →	
施策3：都市基盤施設の復興				
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建				

### 3. 災害復興施策事例

#### 【20070201】復旧・復興体制の構築（輪島市）

##### ○震災復興本部

- ・平成19年5月7日、輪島市は「復興を総合的に推進するため、横断的な組織として」2)震災復興本部を設置し、7月中を目途とした復興計画の策定を決定した。石川県の災害復興基金創設という報道発表を受け、輪島市としてこの基金を活用して実施したい復興対策をとりまとめ、復興計画を策定することとしたものである。
- ・震災復興本部の本部員構成は、表のとおりである。

表 輪島市 震災復興本部の本部員構成

本部長	市長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	各部長、門前総合支所長、 参与、総務課長、企画課長、財政課長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

（出典）輪島市『能登半島地震 第1回震災復興委員会 資料』。

##### ○震災復興委員会・専門部会

- ・震災復興本部の組織体制は、委員長を副市長、副委員長を教育長が務め、関係各部長、門前総合支所長等で構成される「震災復興委員会」と、その下部組織である3つの専門部会より構成された。
- ・3つの専門部会の構成員及びその検討テーマは、表のとおりである。

表 輪島市 震災復興委員会 専門部会構成

①生活専門部会	部会長／福祉環境部長， 副部会長／総務部長 災害復興支援室長、環境対策課長、福祉課長 健康推進課長、門前総務課長、門前健康福祉課長  防災体制の充実、コミュニティーの活性化、健康づくりの推進、社会福祉の充実
②都市基盤専門部会	部会長／建設部長， 副部会長／教育部長 都市整備課長、水道課長、下水道課長、文化課長 門前水道課長、門前下水道課長 都市住宅再建担当参事  住宅、歴史的建造物とまちなみの復興、ライフラインの復興
③産業専門部会	部会長／産業部長， 副部会長／総合支所長 商工業課長、観光課長、門前商工観光課長  観光産業の復興、伝統産業（輪島塗、酒造り）の復興、農林水産業の復興、商店街の復興

※事案により、災害復興担当参与、交通防災担当参与、関係課長も参加。

※各専門部会の事務は、部会長担当課で行い、副部会長担当課はこれを補佐。

（出典）輪島市『能登半島地震 第1回震災復興委員会 資料』。

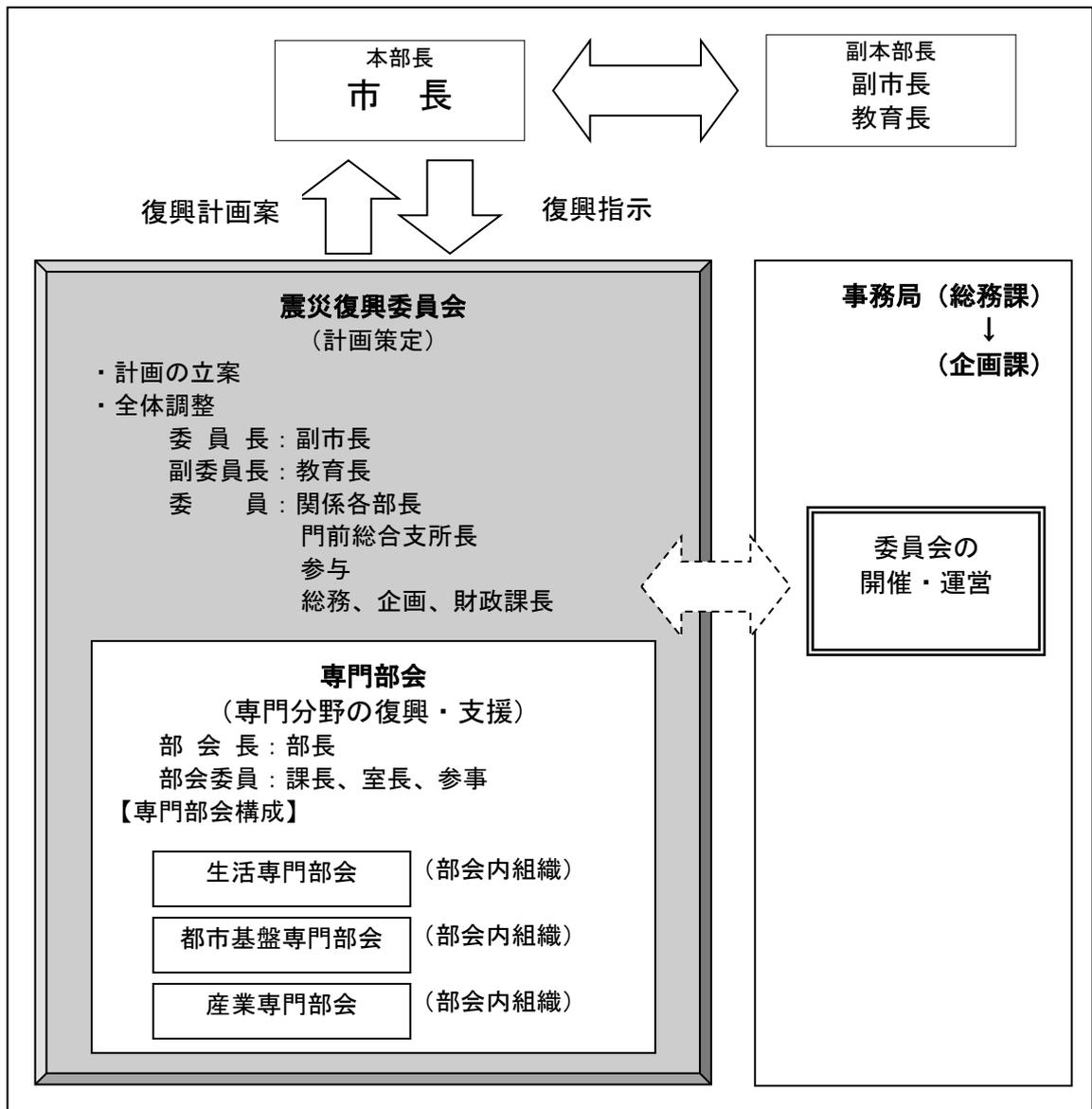


図 輪島市 震災復興本部の体制組織図

(出典) 輪島市『能登半島地震 第1回震災復興委員会 資料』。

ヒアリングによると、組織体制の構築に当たっては、以下のような配慮等がなされた。

- ・下部組織として「生活専門部会」「都市基盤専門部会」「産業専門部会」を設置し、市の全部署が何らかの部会に入って検討する体制とした。
- ・門前総合支所（旧門前町役場）の関連課も専門部会の一員とし、門前地区の意見・要望等も反映できるように配慮した。
- ・当初、委員会事務局は総務部総務課としていた。しかし、総務課は災害応急対応で忙殺されたこと、地震直前の平成19年3月19日に第1次総合計画が議会通過したばかりだったことなどから、この総合計画の担当でもあった総務部企画課が、事務局として資料作成・各部署調整等を行った。
- ・対外折衝（県とのやりとり等）、会議運営などは、総務部長が中心となって対応した。

○輪島市震災復興計画懇話会

- ・上記の震災復興委員会・各専門部会で検討した「復興計画 骨子(案)」をもとに、市民等の意見を反映させて復興計画を検討する場として「震災復興計画懇話会」が設置された。構成員は、主要経済団体、社会福祉協議会、区長会長2名（輪島、門前）、建設組合、学識者である。
- ・通常、総合計画の策定に際しては検討メンバーに市民からの一般公募も行うが、復興計画に関しては、時間的余裕がないことから一般公募は実施されなかった。市民の声は、各地区（輪島10地区、門前8地区）で年1回実施する市政懇談会を通じて得ることとした。
- ・コンサルタントへの委託は行わず、各課での検討結果を吸い上げて事務局（企画課）が懇話会資料と

した。

## 【20070202】復旧・復興計画の策定（輪島市）

○復興計画策定への取り組み経緯

- ・「復興計画（素案）」の取りまとめ経緯は、図のとおりである。
- ・ヒアリングによると、「復興計画（素案）」策定後の経過は、以下のものであったとされる。
  - ・当初はこの「復興計画（素案）」をもとに、県の基金メニューと調整して修正し、最終的な「復興計画」とする予定であった。このため、「素案」発表から約1カ月以内（平成19年8月中）を目途に、「素案」に記載した事業メニューの一覧と、各事業予算の算出根拠等を記載した個票一式を作成し、県に提出した。
  - ・しかし、県の基金による事業メニューが確定した時点で、新たに「素案」に追加する事項はなかった。一方で「素案」からの事業メニュー削減はできないことから、これらについては市単独予算で実施することとし、内容を変更せずに表題から「素案」をとる形で「復興計画」として、平成20年8月26日に確定、公表した。

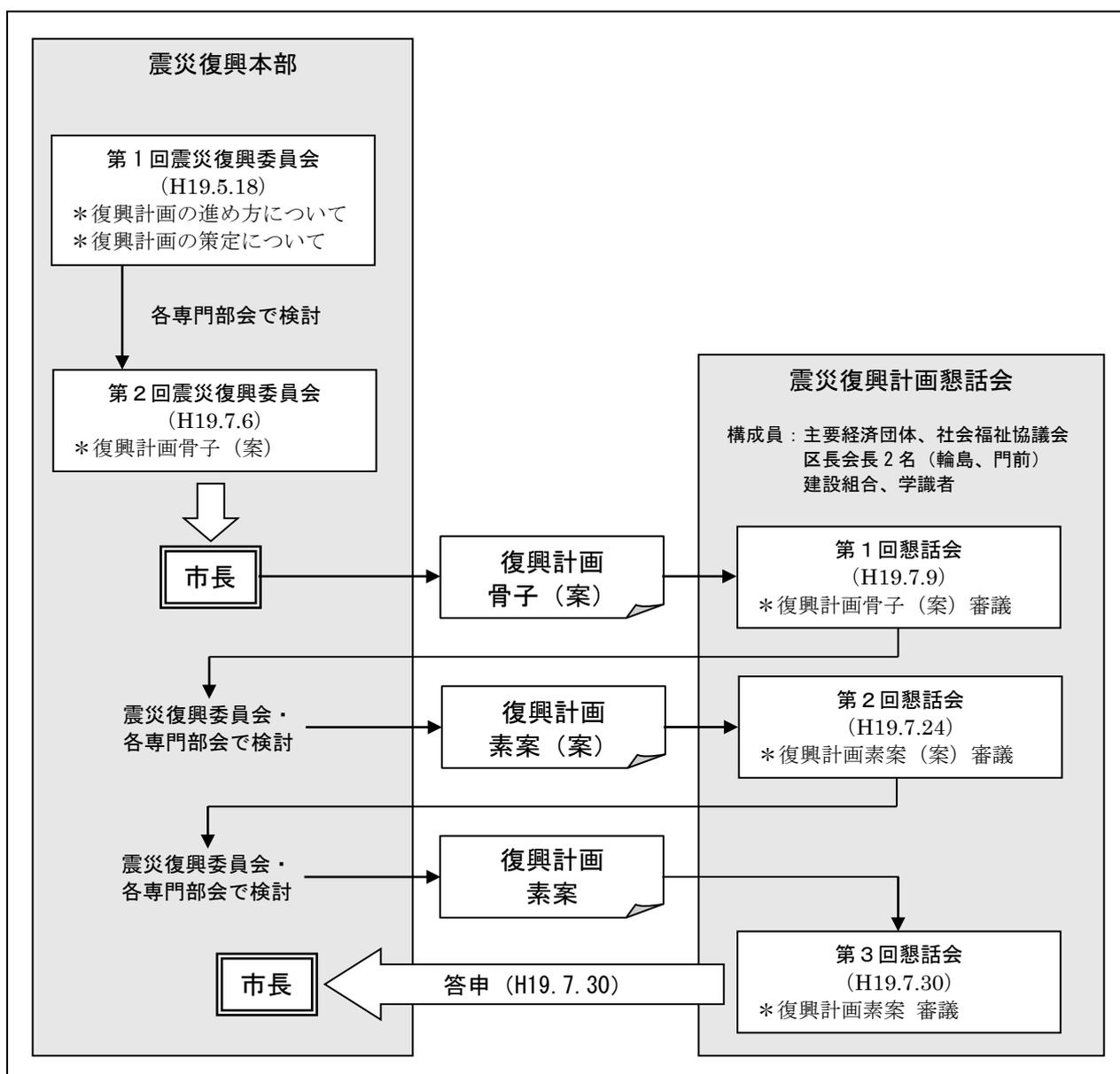


図 輪島市における「復興計画（素案）」策定の取り組み経緯

（出典）輪島市『能登半島地震 第1回震災復興委員会 資料』、をもとに作成。

○復興計画策定の考え方等

- ・復興計画の策定に当たっての基本的考え方、復興計画の策定目標、策定上の留意事項については、

表のとおりである。

表 復興計画策定に当たっての基本的考え方・策定目標・留意事項

<p>基本的な考え方</p>	<p>被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の意見、提案等を十分に配慮し、災害以前の状態を回復するだけでなく、“ピンチをチャンスに”新たな視点から地域を再生することを目指し、社会情勢等の状況に応じた復興計画とする。</p> <p><b>80%の復旧より120%に再生</b></p> <p>今、有る観光資源を生かす。そして新たな活用できる資源を創り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塗師のたたずまい、漆のにおいのする ..... 鳳至上町通り</li> <li>・禅文化、精神修行のまち ..... 総持寺の門前通り</li> <li>・北前船とともに栄えた天領地のまちなみ ..... 黒島地区</li> <li>・造り酒蔵が点在するまち ..... 市内全域</li> <li>・農漁村集落のふるさとの継承 ..... 道下、鹿磯地区</li> </ul>
<p>復興計画の策定目標</p>	<p>被災地域の住民の一日も早い生活の安定と、被災地の速やかな復興を総合的に推進する。</p> <p><b>石川県の復興計画との整合性を図る。</b></p> <p>復興のための地元協議会、委員会組織などと協働しすみやかに対応する。</p>
<p>策定上の留意事項</p>	<p>市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、市民、企業及び団体等の参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく仕組みづくりに配慮する。</p> <p>復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や市民の多様なニーズの変化に対応した、柔軟で機動的な計画の運用をおこなう。</p> <p><b>(仮称) 震災復興市民会議で新たな課題、運用について対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧・復興期と発展期に分けた推進を図る。</li> <li>・長期的な展望にたった産業の復興、まちおこしを模索する。</li> </ul>

(出典) 輪島市『能登半島地震 第2回震災復興委員会 資料』をもとに作成。

○第1次総合計画との関係 (位置づけ)

- ・すでに述べたとおり、輪島市では震災直前の平成19年3月19日に、第1次総合計画(平成19~28年度)を策定・公表していた。ヒアリングによると、この総合計画と復興計画の関係については、以下のとおりである。
- ・第2回震災復興委員会(H19.7.6)でとりまとめた「復興計画骨子(案)」の策定時点では、総合計画についてはほとんど意識していなかった。
- ・「骨子(案)」の策定完了後、骨子の肉付け作業(=「復興計画(素案)」の策定作業)を始める時点では、検討に当たって総合計画を意識するようになっていた。
- ・震災復興委員会の3つの専門部会のうち、生活専門部会については総合計画はほとんど意識せずにさまざまな事業メニューを立案した。一方、都市基盤専門部会、産業専門部会では、総合計画で記載している事項について具体化する形で事業メニューを立案している。
- ・総合計画策定にあたって行ったアンケート調査で市民が第1位に挙げた事項は「安心して暮らせる」であり、総合計画でも「安全・安心」を主要課題に第1項目に挙げるようになっていた。偶然ではあるが、震災後の復興計画の策定は、この総合計画の基本路線に合致していた。このため、総合計画の変更は必要なしと判断された。
- ・細かい点では、一部に総合計画の方針を変更した点もある。例えば、公営住宅については、従来は「今後は増やさない」という方針となっていたが、地震により「災害復興公営住宅」を新たに建設することとなった。

○復興計画の概要

- ・復興計画では、「震災を克服し総合計画に定めた都市像を実現」するために、復興にあたってのテーマと基本的視点が次頁のように定められている。

テーマ 復旧から復興 さらなる発展へ

基本的視点

(1) 安全・安心な暮らしを確保する

被災者の生活再建のための住宅、福祉、医療、雇用等を総合的に支援するとともに、今回の震災の経験を活かし、災害に強く市民が安全・安心して暮らせる地域社会を形成することが求められます。

(2) 災害をバネに地域社会の活力を高める

災害前の安定した生活を取り戻すことに加え、今回の災害を地域発展の機会ととらえ、地域資源を活かした産業振興、魅力的な観光の振興や市街地、農産漁村地域の活性化等、住民、企業、行政が一体となって新たな創造的な取り組みを積極的に進め、地域社会の活力を高めていくことが求められます。

- ・復興計画の目標年次及び計画の進行管理に関しては、下記のように記載されている。しかしながら、平成 21 年 2 月に実施したヒアリングの時点では、「(仮称) 輪島市復興推進市民会議」は設置されていない。

目標年次	1. 復旧・復興期	5 年間	平成 24 年 3 月まで
	2. 発展期	5 年間	平成 24 年 4 月以降 平成 29 年 3 月まで

計画の進行管理

本計画の着実な実現を図るため、市民代表や学識経験者から構成される『(仮称) 輪島市復興推進市民会議』を設置します。

同会議を定期的開催することにより、各事業の推進状況を把握するとともに新たに発生する課題についても検討を行い、事業の見直し・充実を図ります。

○県基金事業の窓口対応

この地震災害では、石川県により「能登半島地震復興基金」「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」という 2 種類の基金が設置された。基金による各事業の窓口対応は市町村により行われているが、ヒアリング等によると、輪島市における対応で苦勞した点等は以下のとおりである。

- ・基金事業について、その詳細(具体的手続き、要綱等)が確定する前に広く報道されたことから、窓口での住民対応、市議会への対応に苦勞する面があった。
- ・「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」については、比較的自由度が高かったことから、非常に利用しやすい事業メニューであったと評価されている。一方、「能登半島地震復興基金」については、一定期間を経て事業メニューが確定した後は、対象要件の緩和や新規事業メニューの追加などが行われず、窓口となった市町村から見ると、柔軟性にやや欠ける面があったとされる。
- ・政教分離の原則があるため、地域コミュニティの核となっていた神社・仏閣の被害に対する公的支援は難しく、例えばお寺の住居部分に対しても基金による住宅支援事業は適用できなかった。

○高齢化の進んだ地域における住宅再建

- ・輪島市内でも特に被害が集中した門前地区(旧門前町)は、従前から高齢化率 47%と非常に高い地域であり、このため、復興に当たっては以下のような点が課題となった。

- ①過疎地域であり高齢化率も高く、活発な自力再建活動が期待できない
- ②地震をきっかけとして、過疎化が促進し、集落が存続できなくなる恐れがある
- ③歴史的なまちなみが形成されている地区においても多大な被害をうけている
- ④市の財政力が脆弱であり、積極的な支援活動が難しい

- ・このような課題を踏まえ、輪島市では以下の表に示す復興方針を定めた。ヒアリングによると、この考え方は、以下のとおりである。

- ・市の財政状況では、災害復興公営住宅などの形で積極的に支援を行うことは難しく、一方で被災者にも従来の居住場所に戻りたいという意向が強かった。
- ・このため、基本的にはできるだけ従来の場所での自力再建を目指した。

表 輪島市 住まいとまちづくり復興方針

輪島市 復興方針 (都市基盤)	①できるだけ 現在地で自力再建	②自力再建できない方には 従前居住地に近いところで 戸建や小規模戸数の 公的賃貸住宅を供給	③賑わいや景観に配慮した 街なみの復興や 空地・空き家の活用を検討
活用制度 イメージ	応急修理制度 被災者生活再建支援制度 被災住宅再建利子補給制度 能登ふるさと住まい・ まちづくり支援事業 等	災害公営住宅整備事業	街なみ環境整備事業 復興まちづくり総合支援事業 伝統的建造物群保存地区の指定 空家住宅活用事業 等

※各地区の「住まい・まちづくり協議会」と連携し、住民主体の復興を推進

(出典) 輪島市都市整備課『2007.3.25 能登半島地震復興対策』平成 21 年 2 月、をもとに作成。

- ・また、住宅の再建に関する被災者の意向調査等については、以下のように行われた。
  - ①住宅再建アンケート（平成 19 年 6 月）：住宅半壊以上の 1,261 世帯を対象に実施。「公営住宅入居希望」「再建に向けて不安あり」「自力再建可能」の 3 区分で世帯数を把握。
  - ②住宅再建ヒアリング（同年 10 月）：上記のアンケートで「公営住宅入居希望」「再建に向けて不安あり」と回答した世帯、及び「自力再建可能」と回答した世帯のうち応急仮設住宅に入居した世帯を対象に実施。この時点で「公営住宅入居希望」「自力再建可能」の 2 区分で世帯数を把握。
  - ③入居条件等確認（同年 11 月、復興基金等による住宅再建支援策の提示後）：上記ヒアリングで「公営住宅入居希望」と回答した世帯、及び市広報紙 11 月号の広報を受けて新たに申込を行った世帯に対し、入居条件等の説明及びヒアリング。
- ・実際の住宅再建状況は、ヒアリングによると以下のとおりである。
  - ・ 6 月の住宅再建アンケート調査では、公営住宅を希望する世帯は 78 世帯だった。その後、住宅再建支援法の改正（及びその遡及適用）が発表され、さらに、能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業が提示されるなど、支援策が充実したことから、11 月に行った入居条件等確認（72 世帯対象）では、公営住宅希望者は 49 世帯にまで減少した。
  - ・ 支援策が充実したことに加え、高齢者のみの世帯などでは従前より小さな住宅でも十分であること、一部の補修により（従来の母屋でない建物でも）住宅として利用できるケースがあったことなどから、自力再建が進んだと考えられる。

○地域経済の復興

- ・特に大きな被害を受けた輪島漆器（輪島塗）、輪島市酒造業、商店街の 3 業種を対象に、石川県の「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」による支援対策が実施された。
- ・ヒアリングによると、被害及び復興状況は、以下のとおりである。
  - ・ 輪島塗職人が多く居住する鳳至上町（ふげしかみまち）地区では、作業場である土蔵が被災して取り壊しが進み、作業ができないという状況となった。NPO 法人の輪島土蔵文化研究会が地域に入り、取り壊しを引き留めて修復を提言したり、再建支援などを行った。
  - ・ 酒造業については、従前は土蔵が多かったが、被災後は土蔵以外で再建しているところがある。
  - ・ 中小企業復興支援基金の事業により、商店街の再建がかなり進んだ。これらの多くは店舗併用住宅であり、住宅再建支援とは別に、中小企業基金からの支援もあったためと考えられる。
- ・平成 21 年 3 月現在の、復旧・復興状況は、以下のとおりである。
  - ・ 輪島漆器：全半壊した事業所 78 件（全壊 46 件、半壊 32 件）中 51 件（65.4%）が復旧工事着手、うち 42 件（53.8%）が工事完了。
  - ・ 酒造：全壊の 5 事業所すべてが復旧工事を概ね完了、自社での酒造り本格化。
  - ・ 商店街：4 商店街で全半壊した 51 件のうち 45 件が工事完了（平成 21 年 1 月末現在）。

【20070203】寄付された私有地への災害復興公営住宅建設（輪島市）

○制度の概要

- ・被災者が自らの所有する土地を市に寄付した場合、その土地に戸建ての災害復興公営住宅を建設し、元の土地所有者である被災者が入居する。一定期間（10 年）後には、希望がある場合、適正価格で建物を入居者へ譲渡するとともに、当初寄付された土地については無償で譲渡する。

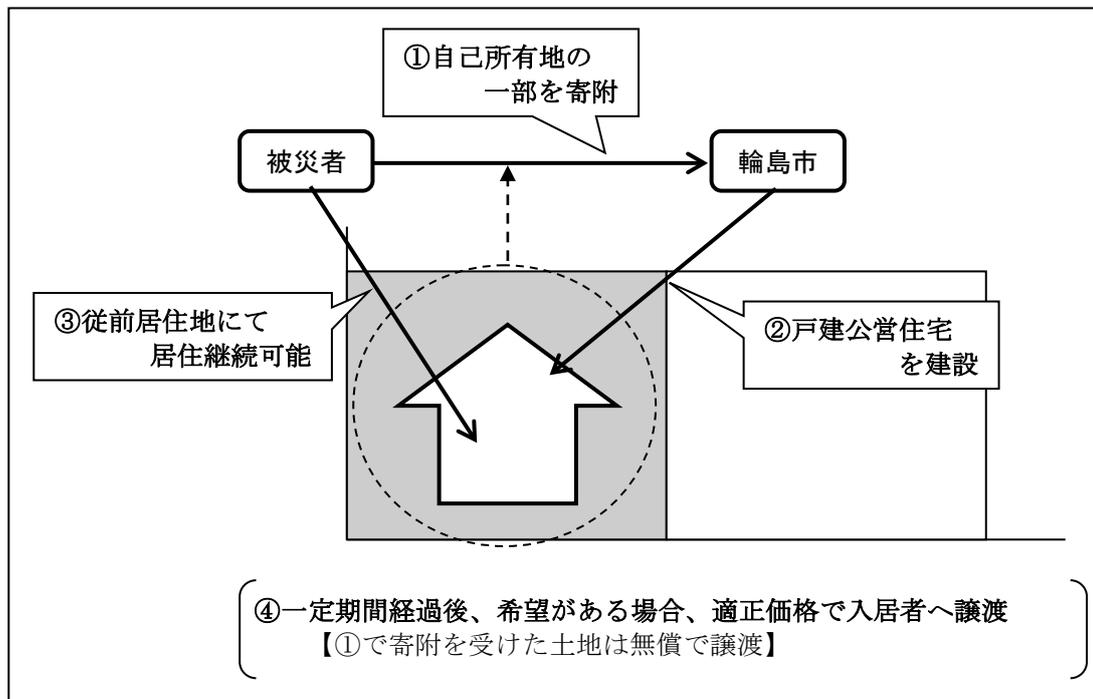


図 自己所有地・戸建型公営住宅のスキーム

(出典) 輪島市都市整備課『2007.3.25 能登半島地震復興対策』平成 21 年 2 月。

○制度考案の背景（ヒアリングより）

- ・被災者に従来の居住場所に戻りたいという意向が強かったこともあり、市長は当初から「元の場所に帰ってもらう」という基本方針を掲げていた。
- ・既存の災害復興公営住宅制度の規定では、土地は市有地であること、建設から一定期間を経なければ売却できないことなどが定められているが、これらの規定を読み替えることで対応し、特に新たな要綱等は作成しなかった。
- ・基本的に従来の公営住宅法の枠組みを超えてはいないので大きな問題は生じなかった。
- ・このような制度検討は、ちょうど県（建築住宅課）から市都市整備課に出向していた職員がおり、公営住宅の制度を熟知していたために行うことができた。

○制度の利用状況

- ・平成 20 年 2 月 4 日～29 日の公募期間中、8 戸の応募があった。しかし、その後、被災者生活再建支援制度、義援金、県基金事業である能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業により、住宅再建に最大 770 万円の支援を受けられる制度が整ったこともあり、最終的な希望は 4 戸となった。

【20070204】歴史的・伝統的街並みの復興（輪島市）

○被害をうけた歴史的・伝統的街並み

- ・輪島市では、たとえば以下のような歴史的・伝統的街並みが被災し、復興の上で課題となった。
- ・鳳至上町通り：塗師屋の町としての歴史があり、格子戸の多い黒板塀の街並み。従来より「まちづくり協議会」を立ち上げて街並み整備を行ってきた地域。
- ・門前町総持寺通り商店街：曹洞宗大本山総持寺祖院に連なる商店街として発展。上記と同様に、従来より「まちづくり協議会」を立ち上げていた地域。
- ・門前町黒島地区：北前船の船主、船員の居住地として発展した街並みで、黒色釉薬瓦の屋根、横板張りで覆われた下見板張りの外壁が特徴。従来より「重要伝統的建造物群保存地区」の指定を目指した活動が続けられていた。

○復興に向けた各種事業等の活用

- ・これら歴史的・伝統的街並みの復興のために、以下のようなさまざまな手法が組み合わせて活用された。

①住まい・まちづくり協議会活動支援事業（石川県「復興基金」事業）

- ・震災復興のためのまちづくり活動を行う協議会の設置、協議会による「まちなみ保全」ルールの策定を支援する事業であることから、歴史的・伝統的街並みの復興まちづくり活動に活用。
- ・例えば、上記 3 地区のうち、従前は「まちづくり協議会」のなかった門前町黒島地区は、震災後、この事業を活用して協議会を設立した。

②能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業（石川県「復興基金」事業）

- ・上記の「協議会」が定める「まちなみ保全」のルールに従って住宅を再建する場合、200万円を上限に再建資金を支援する事業であることから、これを用いて歴史的・伝統的街並みのための配慮基準に従った住宅の再建を推進。
- ③被災地における復興まちづくり総合支援事業（国土交通省事業）
  - ・平成20年度に創設された本事業を活用し、輪島市全体の計画である「輪島市住まい・まちづくり復興計画」と、市内5地区を対象とした「地区別計画」の策定を実施。これら5地区の中に、鳳至地区、総持寺周辺地区、黒島地区が含まれている。
  - ・具体的な進め方としては、各地区の「まちづくり協議会」に設置してもらった部会において、学識経験者のアドバイザー、まちづくりコンサルタントの支援を受けつつ「地区別計画」の検討が進められた。
- ④街なみ環境整備事業（国土交通省事業）
  - ・鳳至地区、総持寺周辺地区で、地区別計画に基づいた修景施設整備を行う際に活用。
- ⑤地域住宅交付金（国土交通省事業）
  - ・黒島地区で、空き家活用を行う際に活用。

表 輪島市住まいづくり基準

基本的・全体的事項	街並み・風景に関する事項
①地元材を使用した在来工法による木造住宅としましょう。	⑩周辺の街なみや景観に調和した形態、色彩としましょう。
②自然材料の利用に努めましょう。	⑪軒の出は深くしましょう。
③地元産の能登ひば、杉を使用し、拭漆仕上げとしましょう。	⑫バランスのとれた外観に配慮しましょう。
住宅の形態・デザインに関する事項	⑬塀を設ける場合は、できる限り生け垣、板塀等圧迫感の無い材料、形態としましょう。
④屋根は勾配屋根とし、黒色系の日本瓦葺きとしましょう。	生活環境に関する事項
⑤建築物の外壁は、作見板、下見板などの木材で仕上げましょう。	⑭コミュニティを大切にしましょう。
⑥格子戸の設置や木製の窓格子を設けるなど修景を図りましょう。	⑮良好な敷地の整備に努めましょう。
⑦玄関などの出入り口は、「門口（かどぐち）」を設けましょう。	⑯地区生活の環境を維持しましょう。
⑧玄関などの出入り口には屋根又は庇を設けましょう。	⑰防災、防犯に配慮しましょう。
⑨建物の外壁は、隣接敷地境界から50cm以上離して建てましょう。	

※協議会を設立しない地区の被災者支援及び各地区協議会支援のための全体協議会で策定。

（出典）輪島市都市整備課『2007.3.25 能登半島地震復興対策』平成21年2月。



図 輪島市総持寺周辺地区の街なみ環境整備事業  
 (出典) 石川県『能登半島地震からの復興の取組状況・今後の計画』。

【参考文献】

- 1) 石川県輪島市『視察資料(能登半島地震について)』平成21年2月16日。
- 2) 輪島市『能登半島地震 第1回震災復興委員会 資料』。
- 3) 輪島市『能登半島地震 第2回震災復興委員会 資料』。
- 4) 輪島市『輪島市復興計画』平成20年8月26日。
- 5) 石川県『平成19年能登半島地震災害記録誌』平成21年3月25日。
- 6) 輪島市都市整備課『2007.3.25能登半島地震復興対策』平成21年2月。
- 7) 石川県『能登半島地震からの復興の取組状況・今後の計画』。



事例コード

200703

2007年（平成19年） 能登半島地震・穴水町

## 1. 災害の概要

### (1) 被害の概要

#### ○町勢

- ・隣接する門前町との合併を目指し平成15年4月に合併協議会を設置していたが、門前町からの離脱申し入れにより同17年1月に合併協議会を解散。

表1 穴水町の概要

人口等	人口：10,734人、世帯数：4,093世帯（平成19年4月1日現在）
地理	能登半島の先端部・基部からそれぞれ約50kmの中央に位置。北部・西部は丘陵地、南部は七尾北湾、東部は富山湾に面する
特産等	農林水産業が主な産業であり、牡蠣貝、ナマコ、メバル、クロダイ、スイカ、栗などが特産。市街地に約1kmに及ぶ商店街があり、能登では有数の商業地でもある。のと鉄道及び能登有料道路の終点であり、中心市街地は能登空港に最も近い市街地であるなど交通の要所であるため、営業所、支店等が周辺市町と比較して多い。

#### ○被害状況

表2 人的被害・建物（平成19年4月23日午後4時現在）

人的被害（人）			建物被害（棟）			
死者	負傷者		住家被害			非住家被害
	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部損壊	
0	3	36	79	100	2,318	248

（出典）石川県『平成19年能登半島地震災害記録誌』平成21年3月25日。

- ・特に、穴水駅前の中心市街地である大町川島地区における建物被害が集中した。
- ・このため、中心市街地における3つの商店街（大町、中央、川島東）では、179件中69件が半壊以上の被害を受けた。

(2) 災害後の主な経過

表3 災害後の主な経過（政府、石川県、穴水町の取組状況）穴水町

年月日	■穴水町の対応	□石川県の対応	◇政府等の対応
3月25日	地震発生【最大震度6強】		
	■災害対策本部設置 □災害救助法の公示（3市4町に適用） ◇災害救助法適用		
27日	◇平沢副大臣を現地に派遣（県・7市町）災害復旧に関する緊急要望		
29日	◇被災者生活再建支援法に係る技術指導		
30日	□応急危険度判定調査完了 （県・市）緊急要望		
31日	のと鉄道が応急復旧、運行再開 □住宅相談窓口、営農相談窓口の設置 ※この日より、石川県・輪島市で行われていた現地合同会議に穴水町参加		
4月2日	◇被災者生活再建支援法適用（適用日3月25日） □被災者生活再建支援法の公示、県の上乗せ、横出し制度の創設		
3日	□罹災証明に係る外観調査研修会を開催（奥能登総合事務所） □総理大臣への被害等の説明及び要望		
6日	□被災者生活再建支援相談に係る市町職員説明会を開催（奥能登総合事務所）		
7日	8:00 水道が復旧 （県・市）生活再建相談窓口の設置		
8日	□自衛隊災害派遣撤収要請		
9日	◇応急修理説明(14:30-18:00)		
10日	（7市町）首長が官邸、各省庁へ訪問、緊急要望書の提出 □中小企業復興支援基金の創設を発表		
14日	※第17回 合同会議（応急対策ほぼ終了。以後、月・水・金に開催）		
18日	□石川県能登半島地震復旧・復興本部の設置		
20日	◇復旧・復興対策に関する関係省庁局長会議（第1回） ◇激甚災害の指定(公布25日)		
24日	※合同会議 解散式 □現地災害対策本部を解散 ◇政府現地連絡対策室閉鎖		
25日	■能登半島地震穴水町災害復旧・復興対策本部設置		
30日	■穴水町大町の応急仮設住宅、入居開始		
5月1日	■復興対策室を新設		
17日	■「復興対策会議」準備会開催		
25日	■「復興対策会議」第1回開催		
5月27日	◇被災者生活再建支援制度に関する検討会が被災地視察		
6月6日	■市議会震災復興対策特別委員会・市震災復興委員会が新潟県被災地を視察研修（～7日）		
19日	◇復旧・復興対策に関する関係省庁局長会議（第2回）		
22日	■「復興計画策定委員会」第1回開催		
7月3日	□能登半島地震被災中小企業復興支援基金（300億円）を創設		
15日	■能登半島地震復興イベント「第45回長谷部まつり」開催		
18日	■「復興対策会議」第2回開催		
8月20日	□（財）能登半島地震復興基金を創設（8月31日「能登半島地震復興基金」500億円を創設）		
24日	■「復興計画策定委員会」第2回開催		
9月13日	■2級河川「真名井川」災害復旧工事着手		
10月3日	□能登半島地震復興プラン（第1次計画）策定 下旬 ■「穴水町復興計画（素案）」公表		
11月16日	◇被災者生活再建支援法改正（12月14日施行、能登半島地震に遡及適用）		
12月17日	□改正被災者生活再建支援法の説明会開催（穴水町のとふれあい文化センター）		
3月3日	■「大町川島地区土地区画整理事業」知事認可		
11日	■「都市計画道路本町線街路事業」認可		
14日	■「復興対策会議」第3回開催、「穴水町復興計画」策定		
19日	■「穴水まちなか再生協議会」設立		
22日	■能登半島地震復興記念イベント「メモリアルカフェローエル325」開催		
23日	■震災復興祈念式典開催		
5月13日	■「都市計画道路大町通り線街路事業」認可		
6月6日	■災害対策本部を解散 □災害対策本部を解散		
8日	■穴水町中心市街地創造的復興プロジェクト事業起工式		
10月4日	■能登ふるさとモデル住宅が完成		

## 2. 災害復興施策事例の索引表

200703	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備		●→	【20070301, p383】				
施策2：復興計画の作成		●→	【20070302, p384】				
施策3：広報・相談対応の実施		●→		●→	【20070303, p387】		
施策4：金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建							
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援							
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧							
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備					【20070304, p389】	●→	
施策3：都市基盤施設の復興							
施策4：文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建							
施策3：農林漁業の再建							

### 3. 災害復興施策事例

#### 【20070301】 復旧・復興体制の構築（穴水町）

- 「能登半島地震穴水町災害復旧・復興対策本部」と「復興対策室」
  - ・震災1カ月後の平成19年4月25日、穴水町は「能登半島地震穴水町災害復旧・復興対策本部」を設置した。ただしヒアリングによれば、これは実質上は災害対策本部の延長のようなものとなっており、本部会議として特に復旧・復興のみのために会議が開催されることなどはなかった。
  - ・同年5月1日には、復興対策室が新設された。ヒアリングによると、復興対策室への職員配置は、以下のようなものであった。
    - ・専属職員として室長、次長、係長2名、女性事務員1名が配属され、主に復興計画策定を担当。
    - ・上記に加えて、財政、健康福祉、環境、企画、都市基盤の5課より兼任の職員が配属となり、それぞれ各課に関連の強い業務を担当。
- 穴水町復興計画策定委員会、幹事会、テーマ別計画策定チーム
  - ・復興計画の策定にあたり、学識経験者、町議会、庁内各団体代表者による「穴水町復興計画策定委員会」が設置された。委員会メンバーは、表のとおりである。
  - ・同委員会の下部組織として、町役場内では、以下の2つの体制が整えられた。
    - ①復興計画策定幹事会：町各課の課長からなる会議体。
    - ②テーマ別計画策定チーム：「安心・安全」「活力再生」「人材育成」という3つの柱（目標）をもとに、関係各課が集まって構成。
  - ・ヒアリングによると、計画策定チーム、幹事会での検討に際し、後述の「復興対策会議」から出された意見、提案を盛り込む形で復興計画づくりが進められた。

表 穴水町復興計画策定委員会 メンバー

委員長	金沢大学 経済学部 准教授 飯島泰裕 氏
副委員長	穴水町議会 復興対策特別委員長
委員	あおぞら農業協同組合 組合長
	区長・町内会長連絡協議会 会長
	穴水町教育委員会 委員長
	穴水町社会福祉協議会 会長
	穴水町商工会 副会長
	穴水町商工会青年部 部長
	穴水町商店振興会 会長
	穴水町住民代表
	穴水町 副町長
アドバイザー	石川県企画振興部企画課

（出典）穴水町『穴水町復興計画策定委員会名簿』。

- 穴水町復興対策会議
  - ・住民主体の組織として、商工会、商店街・町内会、飲食店組合の代表者や、既往の地域活性組織である「街中活性化委員会」「まいもんまつり実行委員会」などの関係者、さらには仮設住宅の代表者など、住民代表30名による「復興対策会議」が設置された。事務局は穴水町商工会に置かれた。
  - ・復興対策会議には、下部組織として以下の2つの部会が設けられた。
    - ①街並み復興検討部会：主としてハード面の整備を検討。
    - ②活力再生検討部会：主としてまちの活性化を検討。
  - ・復興対策会議は、5月17日の準備会を経て上記の2部会を設置、半壊以上の住宅・店舗に対するアンケート調査、商店街の全店舗に対するアンケート調査を行った。その後、5月25日（第1回）、7月18日（第2回）、11月3日（第3回）の会合が開催されている。
  - ・ヒアリングによると、町（行政側）の基本的なスタンスとして、行政主導ではなく住民中心で進めることが重要と考えており、商工会に働きかけて対策会議を設置してもらったとのことである。
- 復興計画策定の全体体制
  - ・復興計画策定は、上述のとおり、行政側の「復興計画策定委員会」と、住民主体の「復興対策会議」によって、図のような体制で行われた。

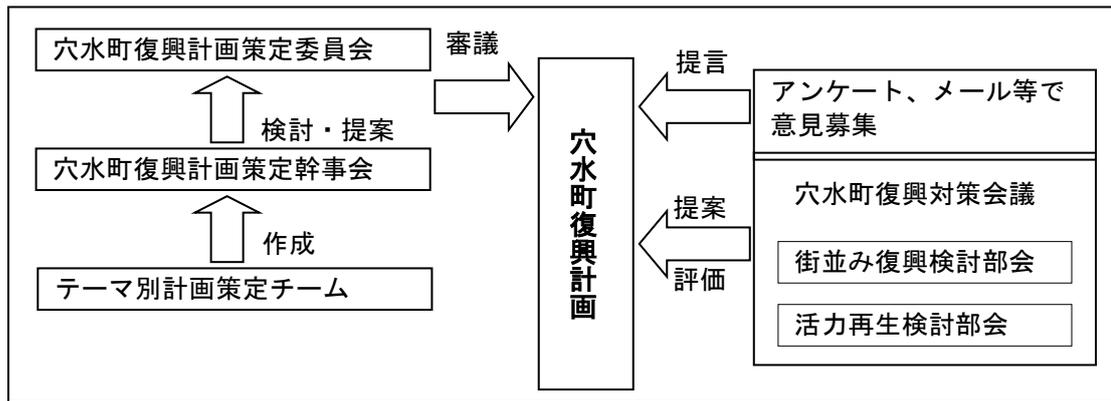


図 穴水町の復興計画策定体制

(出典) 穴水町『穴水町復興計画（素案）ダイジェスト版』。

#### ○まちなみ交流サロン

- ・商店街が主体となり、誰でも参加できて自由に意見交換ができる場として「まちなみ交流サロン」が設置された。「交流サロン」は、その後、穴水町の中心市街地に設立されたまちづくり協議会「穴水町まちなか再生協議会」（平成20年3月19日設立）における交流の場としても位置づけられた。
- ・ヒアリングによると、この背景、内容等は、以下のとおりである。
  - ・平成19年5月17日に開催された復興対策会議の準備会で、「誰もが気軽に参加できるサロンのような集まりが必要」という声が出され、開催されることとなった。この集まりは、毎週1回、金曜日に開催されていたことから「金曜サロン」とも呼ばれていた。
  - ・開催会場は、商工会の2階会議室である。気軽に参加でき、また、住民等が主体であることを明確化するため、意図的に町役場以外の場所を会場とした。
  - ・京都大学防災研究所の有識者、災害関連のNPO団体関係者などが参加した。
  - ・まちの活力向上などについて、どう話し合いをすればよいかわからなかったのだが、京都大学の大学院生が段取り等を支援してくれた。
  - ・町としては、この場で出されたさまざまな意見をハード面の計画に活かすことができると考えていた。しかし当初は、「そもそもこの町をどうしたいか」というような理念的な話題が中心であり、「早く街並みの図面を描きたい」という町側の担当者とは温度差があった。しかし、その後、こうした取り組みも必要だったと考えている。
  - ・もともと町内の商店街は、廃業が続いて空き店舗が多く、関係者に問題意識があった。このため、サロンは約1年間、毎週1回の開催が続いた。2009年2月現在でも毎月25日に開催されている。
  - ・中心市街地の復興プロジェクトには、このサロンで出された意見が反映されたものもある。（例：復興シンボルロード、アンテナショップ設置など）
  - ・復興計画の策定に関わったコンサルタントの担当者も、この「交流サロン」にしばしば参加し、関係者の議論・意見を参考とした。

### 【20070302】復旧・復興計画の策定（穴水町）

#### ○復興計画策定への取り組み経緯

- ・「復興計画」の取りまとめ経緯は、図のとおりである。
- ・ヒアリングによると、復興計画の策定経緯は、以下のとおりである。
  - ・復興計画（素案）を発表した平成19年10月以降、具体的な事業メニューとしていく際には、復興対策室の計画担当者が県復興基金事業などをまとめて整理した。
  - ・素案がまとまった時期は、県の復興計画が出たタイミングとほぼ同時だった。まず、県から新潟県の基金事業一覧に近いものが渡されたので、各課へ流して、できそうな事業、やりたい事業を検討した。その後、石川県が見直して絞り込みをかけるたびに、町としても何度も見直しを行った。

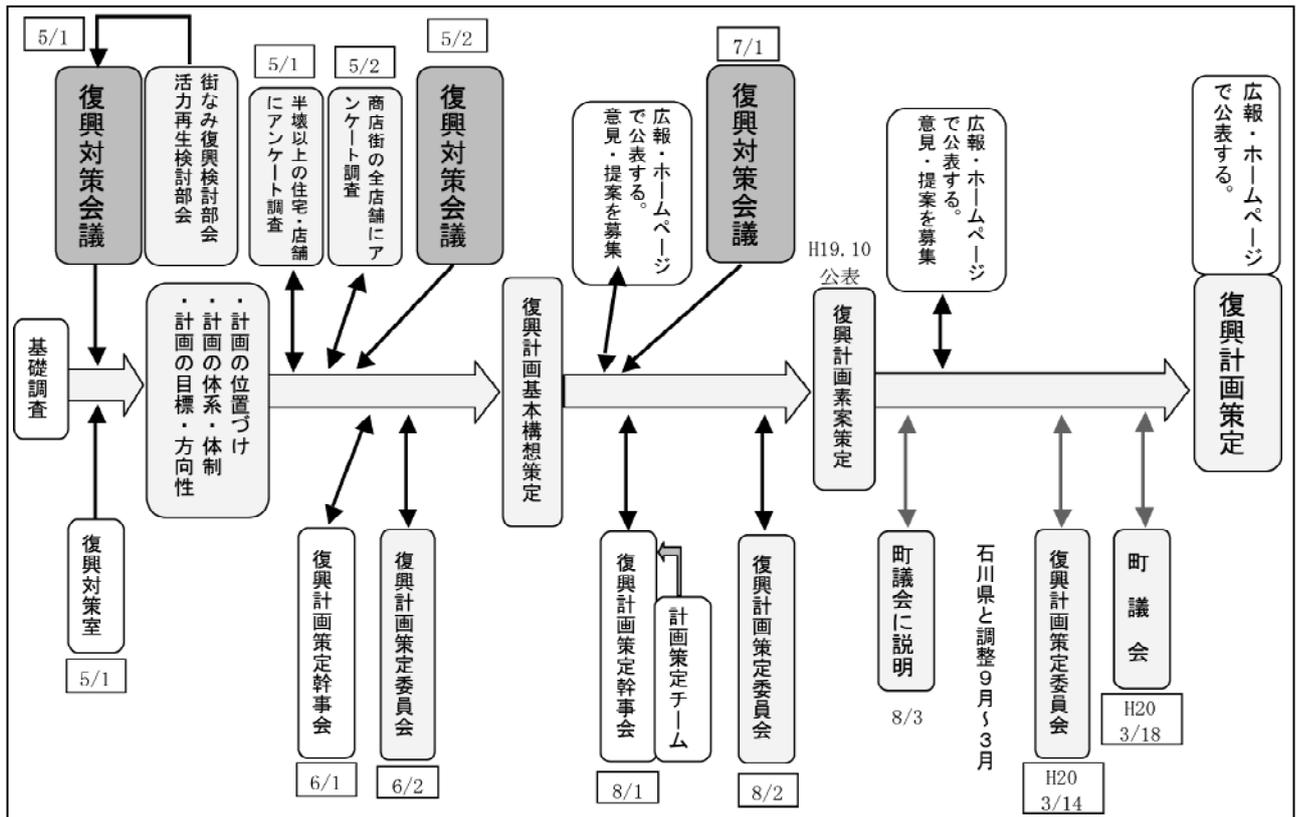


図 穴水町の復興計画策定フロー（穴水町提供資料にヒアリング結果を加筆）

○復興計画の概要

- ・復興計画では、「震災をバネによみがえる“あなみずまち”」を目指し、復興の目標として図のように3つの柱が立てられている。

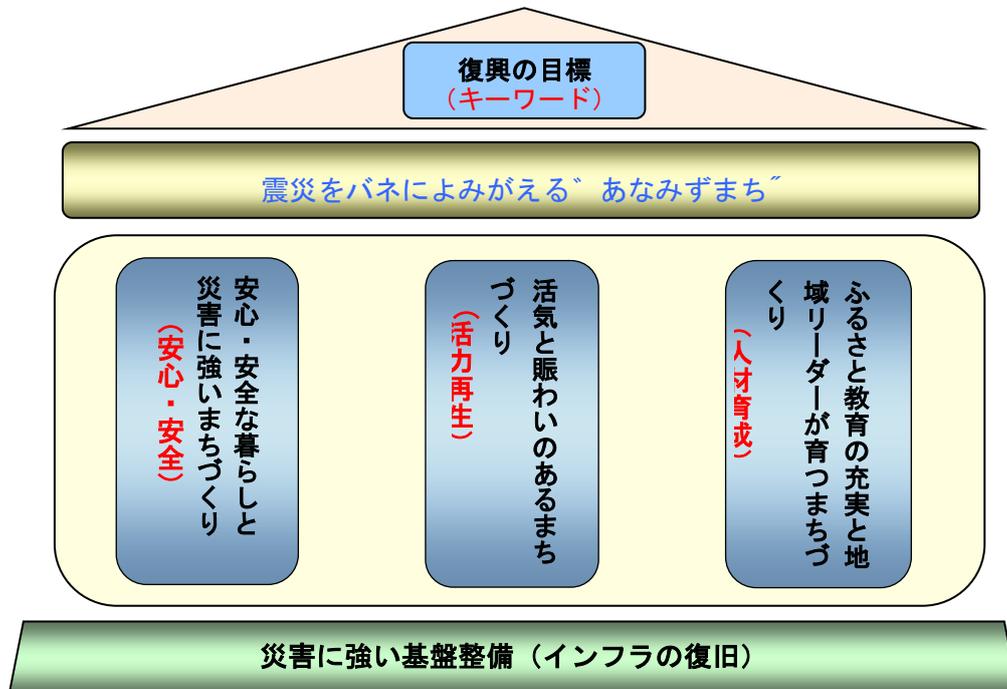


図 穴水町復興計画 体系イメージ図

（出典）穴水町『穴水町復興計画』平成20年3月。高島正典『自治体の被災者生活再建支援業務の課題と効率的な支援態勢のあり方—復興カルテの取り組みを通じて—』、災害復旧・復興対策セミナー（静岡会場）講演，平成20年11月28日。

- ・ 3つの目標別の整備方針概要は、以下のとおりである。

<p>(安心・安全)</p> <p>安心・安全な暮らしと災害に強いまちづくり</p> <p>自力復興を目指す方には住宅の再建、補修に対する支援、自力復興が困難な方にたいしては災害公営住宅や住宅地区改良で支援します。</p> <p>若者の定着促進、雇用並びに高齢者対策などに対して経済的な側面からの支援や環境づくりを進めます。</p> <p>災害に強い社会基盤の整備を検討します。</p> <p>(活力再生)</p> <p>活気と賑わいのあるまちづくり</p> <p>中心商店街の活力再生支援策として街なみ環境整備や区画整理事業、県道整備、などを検討します。</p> <p>中小企業ファンドを利用して店舗の早期復興や風評被害対策、商品開発、新規ビジネスなどに対し支援を行い、商店街の活力再生や賑わい創出に取り組みます。</p> <p>(人材育成)</p> <p>ふるさと教育の充実と地域リーダーが育つまちづくり</p> <p>石川職業能力開発短期大学校、日本航空専門学校空港技術科、県立穴水高等学校の連携を活かした人材育成を目指します。</p> <p>地域でのイベント開催支援、域外の大学との交流を通じ地域の活性化と豊かな人材育成を図ります。</p>
--

(出典) 穴水町『穴水町復興計画(素案)ダイジェスト版』

- ・ 復興計画の計画期間は平成 20 年度～24 年度の概ね 5 年間とされ、下記のように区分されている。

<p><b>1 復興期間(前期) 3年間＝平成 22 年度まで</b></p> <p>住民生活の再建や商店活動の再開に必要な個人住宅、社会生活基盤等の復旧と整備を早期に進め、安定した生活や商店活動を取り戻すための期間</p> <p><b>2 発展期間(後期) 2年間＝平成 24 年度まで</b></p> <p>穴水町が更なる発展を遂げ、新たな魅力と活力にあふれ、災害に強いまちとして復興を遂げ、安心で安全なまちとなるよう取り組む期間</p>
---

#### ○住宅再建の支援

- ・被害を受けた住宅の再建は、震災直後の穴水町でも大きく懸念された。しかし、平成 20 年 12 月半ば現在では、全壊・大規模半壊住宅の 75%を超える住宅が再建を完了している。(次頁参照)
- ・ヒアリングによると、このように比較的早く住宅再建が進んだ背景としては、以下のような点が指摘されている。
  - ・持ち家志向が非常に強いこと、土地が自身の所有地であったこと、子どもからの再建支援があったこと等に加え、被災者生活再建支援法の改正があったことがあげられる。
  - ・住宅を再建する世帯は、最大 770 万円(支援法 300 万円、県上乗せ 100 万円、義援金 170 万円、能登ふるさと住まい・まちづくり支援 200 万円)の支援に加え、「まちなみ環境整備事業」で前面分の 2/3、上限 150 万までの支援が出ることとなった。これらの活用により、中規模・平屋の新築費用(約 1,500 万円)の半分以上に相当する支援が受けられた。

#### ○借り上げ公営住宅

- ・災害復興公営住宅については、町として建設するのではなく、借り上げが選択された。
- ・ヒアリングによると、この背景となった考え方は、以下のとおりである。
  - ・中心市街地が被災したことから、その空洞化を防ぐことも重要であり、町長は早くから公営住宅も市街地に造るという方針を掲げていた。
  - ・しかし、公営住宅の土地取得費に対する国の補助はないことから、町が中心市街地の土地を購入することは困難であった。このため、民間の土地所有者に住宅を建設してもらい、それを借り上げるという考え方となった。

表 穴水町における住宅の再建状況等（穴水町提供資料）

平成20年12月16日現在（基盤整備課）

	①戸数	②再建済み戸数	再建済み率(①/②)
全壊住宅	90	66	73%
建設・購入	40	27	68%
補修	14	14	100%
賃貸住宅	7	7	100%
その他	29	18	62%
大規模半壊住宅	3	3	100%
建設・購入	1	1	100%
補修	2	2	100%
賃貸住宅			
その他			
みなし全壊住宅	9	9	100%
建設・購入	9	9	100%
補修			
賃貸住宅			
その他			
合計	102	78	76%
建設・購入	50	37	74%
補修	16	16	100%
賃貸住宅	7	7	100%
その他	29	18	62%

①復興支援室への相談（聞き取り）による

②被災者生活再建支援法の申請による（応急修理、建築確認申請等で確認した件数）

・また、同じ地震被害を受けた隣接の輪島市で行われた「寄付された私有地における災害復興公営住宅の建設」は、穴水町でも検討されたものの採用は見送られた。ヒアリングでは、この背景として以下のような点が指摘されている。

- ・私有地寄付による災害公営住宅の建設は、土地代が比較的安い場所であれば実現可能と考えられるものの、穴水町のように中心市街地が被災した場合は、土地代が高く成立しない。
- ・穴水町でも、類似の枠組みを検討し、途中段階では仮設住宅の入居者に提示して聞き取り調査を行ったが、ほとんどは770万円の支援を受けて自力再建する方を選んだ。1世帯、やや興味を示した方がいたが、その方も最終的には自力再建を選んだ。

#### 【参考文献】

- 1) 石川県『平成19年能登半島地震災害記録誌』平成21年3月25日。
- 2) 穴水町『穴水町復興計画策定委員会名簿』。
- 3) 穴水町『穴水町復興計画（素案）ダイジェスト版』。
- 4) 穴水町『穴水町復興計画』平成20年3月。
- 5) 高島正典『自治体の被災者生活再建支援業務の課題と効率的な支援態勢のあり方—復興カルテの取り組みを通じて—』、災害復旧・復興対策セミナー（静岡会場）講演、平成20年11月28日。
- 6) 重川希志依・田中稔・高島正典『3.1.2 一元的危機管理対応体制の確立』、首都直下地震防災・減災特別プロジェクト 3. 広域的危機管理・減災体制の構築に関する研究 平成19年度・成果報告書。
- 7) 石川県・穴水町『穴水中心市街地創造的復興プロジェクト事業』パンフレット、平成20年6月。
- 8) 穴水町復興対策会議『穴水町復興まちづくりレター』第1号 平成20年1月30日。
- 9) 穴水町まちなか再生協議会『穴水町復興まちづくりレター』第2号 平成20年4月25日。
- 10) 穴水町まちなか再生協議会『穴水町復興まちづくりレター』第4号 平成20年11月1日。

#### 【20070303】くらしの再建カルテ（穴水町）

##### ○導入の背景・経過等

- ・新潟県中越地震の際の小千谷市における被災者相談窓口対応に関する調査研究結果などから、学識者が「被災者生活再建カルテ」を研究・開発していた。
- ・本震災後の平成19年4月11日、穴水町に対し、当該学識者からこのカルテシステムが提案され、

導入が決められた。同4月17日の被災者生活再建支援相談窓口の設置から、本格導入された。

- ・導入にあたり、カルテの名称は「くらしの再建カルテ」と決定された。

○カルテの概要

- ・カルテは1世帯ごとに作成され、世帯の構成・所得、被災状況、これまでの相談内容、それに対する町役場の対応内容、支援制度の利用状況など、各種情報の記載された書類を2穴式のフラットファイルで管理された。
- ・情報の内容は、大きく以下の2種類に区分されている。具体的な内容は、表のとおりである。
  - ①基礎情報：毎回の相談、種々の生活再建支援制度で繰り返し参照される、世帯に関する基礎情報
  - ②相談シート・申請書類：毎回の相談に固有の書類

表 「くらしの再建カルテ」に含まれる情報

①基礎情報	②相談シート・申請書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談シート（初診用）■</li> <li>・資格要件チェックシート◇</li> <li>・り災証明書のコピー■</li> <li>・所得証明・住民票の閲覧同意書■</li> <li>・所得証明・住民票の発行手数料減免申請書■</li> <li>・所得証明書のコピー□</li> <li>・収入を計算したもの■</li> <li>・世帯照会確認画面を印刷したもの■</li> <li>・住民票のコピー□</li> <li>・その他居住の実態を証明する書類△ (ライフラインの領収書、民生委員による証明書、賃貸契約書等)</li> <li>・通帳のコピー□</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者が持ち込んだ図面、写真などのコピー◇</li> <li>・申請書への添付書類□</li> <li>・申請書のコピー□</li> <li>・相談シート（再診用）◇ (各回の相談シートの後ろにその相談で提出された書類が続く)</li> </ul>

■:初回相談時に確保する書類

□:申請書提出時に確保する書類

◇:相談の都度に確保する書類

△:必要に応じて確保する書類

(出典) 重川希志依・田中稔・高島正典『3.1.2 一元的危機管理対応体制の確立』、首都直下地震防災・減災特別プロジェクト 3. 広域的危機管理・減災体制の構築に関する研究 平成19年度・成果報告書、をもとに作成。

- ・書類は、①基礎情報、②相談シート・申請書類の順で下から並ぶように整理され、カルテの1頁目に最新の相談シートが来るようになっている。また、①基礎情報と②相談シート・申請書類の間は、仕切り紙によって分けられている。カルテの表紙・裏表紙には、世帯主名（フリガナ付）のラベルが貼られ、世帯主名の五十音順にファイルが整理されて棚に並べられた。

○カルテの利用状況

- ・被災した164世帯に関して、カルテが作成され、活用された。各業務・各課のカルテ利用状況は、表のとおりであり、被災世帯に対する一貫した相談サービスの提供、部署を超えた被災世帯に関する情報共有のため、有効に機能したと評価されている。(次頁参照)
- ・一方、カルテはすべて紙ベースで管理されていたことから、ある世帯のカルテを複数の職員が同時に利用できないこと、被災世帯数がより多くなった場合の管理が困難であることなどが課題となった。このため穴水町では、順次、カルテの電子化も進めることとなった。

表 生活再建支援業務とカルテの利用状況

業 務	担当課	利用状況
被災者生活再建支援金	健康福祉課	◎
義援金	健康福祉課	△
福祉資金（生活、母子寡婦）	健康福祉課	○
各種保険料、医療費の減免等	健康福祉課	○
税の減免	税務課	×
応急修理	産業建設課	◎
災害復興住宅融資の利子補給	健康福祉課	○
災害廃棄物処理	市民課	◎
仮設住宅	産業建設課	○
仮設住宅入居者への意向調査	復興対策室	◎

◎:情報提供+利用, ○:情報提供, △:情報利用, ×:情報提供、利用共に無し

(出典) 重川希志依・田中稔・高島正典『3.1.2 一元的危機管理対応体制の確立』、  
首都直下地震防災・減災特別プロジェクト 3. 広域的危機管理・減災体制の構  
築に関する研究 平成19年度・成果報告書。

### 【20070304】中心市街地の復興（穴水町）

○穴水中心市街地創造的復興プロジェクト事業

- ・「穴水町復興計画」の3本柱の1つである「活気と賑わいのあるまちづくり（活力再生）」に向け、県・町・地元が一体となって各種事業を一体的に進めるプロジェクトとして、「穴水中心市街地創造的復興プロジェクト事業」が発足した。
- ・同プロジェクトの下で実施されている各事業の内容は、概ね以下のとおりである。



図 穴水町まちづくり協定の区域

(出典) 石川県『平成19年能登半島地震災害記録誌』平成21年3月25日、にに加筆・変更。

#### 【土地区画整理事業】

- ①穴水町大町川島地区土地区画整理事業（町）：家屋の倒壊が多く見られた区域（約0.7ha）において、区域内の道路整備に合わせ、良好な住環境を創出、被災住宅再建の受け皿とする。

#### 【街路・道路事業】

- ②本町街路事業（県）：商店街の中心約220m区間を優先して8mに拡幅。

- ③穴水・剣地線道路事業（県）：踏切から東側約 160m 区間を 8m に拡幅。
- ④復興シンボルロード整備（県）：駅と商店街を直接結ぶ幅員 8m の道路（約 160m）を新設。

【河川整備】

- ⑤真名井川河川整備（県）：趣ある石積護岸の修景整備に加え、土地区画整理区域内で船着き場を整備。

【モデル住宅建設】

- ⑥能登ふるさとモデル住宅（県）：被災者の住宅再建の参考とするためモデル住宅を建設・展示。店舗部分で町・地元商店街による特産品展示を行うとともに、住宅内で被災者の住宅相談を実施。

【防災拠点整備】

- ⑦被災地における復興まちづくり総合支援事業（町）：平成 20 年度新規施策（国土交通省）により、JR 跡地を活用した防災拠点整備等を推進。

【まちなみ環境整備】

- ⑧まちなみ環境整備事業（町）：街路・住宅等の修景整備など、中心市街地の活性化に向けた事業を後述の「まちなか再生協議会」における検討をもとに推進。
- ・ヒアリングによると、これら事業の背景等は以下のとおりである。
  - ・穴水町における被害の約 7 割は中心市街地に集中しており、それ以外の周辺地域における課題は個々の住宅再建のみだった。このため、復興まちづくりは中心市街地のみとなった。
  - ・大町川島地区は、特に面的に被害を受けたため、土地区画整理事業を実施するとともに、3本の街路・道路事業（拡幅 2 本、新設 1 本）、まちなみ環境整備（修景事業）等を実施することとなった。
  - ・このうち、新設する街路「復興シンボルロード」は、従来は計画がなかったものであるが、回遊性の向上を図るという「交流サロン」からの提案で新設することとなった。
  - ・平成 19 年 10 月に県から復興対策室へ出向となった職員が土地区画整理、街路・道路整備などに詳しく、これら事業のうち主としてハード整備を担当した。
- ・平成 20 年 6 月 8 日、土地区画整理事業、街路・道路事業及びモデル住宅建設工事の起工式が行われ、復興に向けたまちづくりが本格的に始まった。

○穴水町まちなか再生協議会

- ・平成 19 年 11 月 26 日、「復興対策会議」合同部会で「水辺に人が出会い、憩い、育つ じんのびなまち」を基本コンセプトとして今後の中心市街地におけるまちづくりを進めることが決定された。
- ・この「まちづくり」推進のため、平成 20 年 3 月 19 日、中心市街地の復興に向けた住民参加によるまちづくりの中心的組織として「穴水町まちなか再生協議会」が設立された。ヒアリング等によると、「まちなか再生協議会」の位置づけは、以下のとおりである。
  - ・復興計画の策定に関わった「復興対策会議」が計画の完成とともに役目を終え、発展的に解消するとともに、その後の検討する場として新たに「まちづくり再生協議会」が設立された。
  - ・復興基金の「能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業」による住宅再建支援を受けるためにも、協議会設置が必要だった。
  - ・協議会メンバーは、商店街の商店主、元・学校教員、地元町内会の区長などである。
- ・「まちなか再生協議会」の組織体制は以下の図のとおりである。「復興対策会議」の 2 部会が継承されるとともに、新たに「女性部会」が設けられ、商店街におけるソフト施策の検討を担当した。

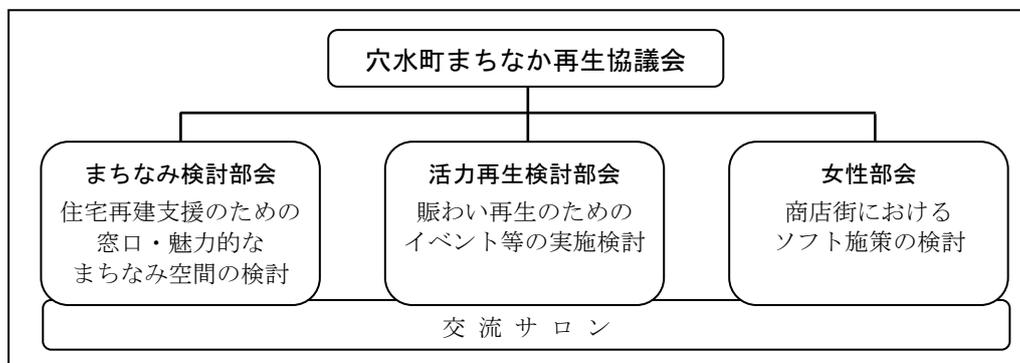


図 穴水町まちなか再生協議会の体制

（出典）穴水町まちなか再生協議会『穴水町復興まちづくりレター』第 2 号 平成 20 年 4 月 25 日。

○まちづくり協定

- ・平成 20 年 9 月 16 日、駅前中心市街地内の建物の建築ルールとなる「穴水町まちづくり協定」が定

められ、このルールに基づいて外観修景を行う際には表の補助金等が支給されることとなった。

表 穴水町まちづくり協定のルールに基づいて修景を行う際の補助額等一覧

整備項目		補助対象行為・規模	補助金額	
			補助率	限度額
1) 建築物外観の修景事業	屋根	屋根の新設、修繕、模様替え	3分の2	全体で150万円
	庇	庇の新設、修繕、模様替え		
	外壁	壁の新設、修繕、模様替え		
2) 外壁の修景事業	建築設備、屋外階段	屋外に露出しているエアコン室外機、プロパンガスボンベ、電気メーター等の建築設備や屋外階段などに対する木枠等による目隠しや被覆の新設、修繕、模様替え		
	垣、柵、塀など	板塀、土塀、石垣、生垣、竹垣の新設、修繕、模様替え		
	植栽	樹木の新設 (※鉢植えやプランターの植栽、および草花は除く)		
3) 屋外広告物の修景事業	看板	固定看板の新設、修繕、模様替え		
4) その他の修景事業		自動販売機に対する木枠等による目隠しや被覆の新設、修繕、模様替え		

(出典) 穴水町まちなか再生協議会『穴水町復興まちづくりレター』第4号 平成20年11月1日。

○まちづくりに関する広報

- ・ヒアリングによると、このまちづくり活動に関する広報（情報発信）の状況は、以下のとおりである。
  - ・「復興対策会議」を開催している時点では、検討経過等を広く知らせるための情報発信は、あまり行われていなかった。
  - ・「まちなか再生協議会」の発足後は、「まちづくりレター」が計4回発行され、住民代表（区長）に依頼して回覧された。



事例コード | 200704

2007 年（平成 19 年） 新潟県中越沖地震・柏崎市

## 1. 災害の概要

### (1) 被害の概要

#### ○市勢

表1 柏崎市の概要

人口等	<ul style="list-style-type: none"> <li>総人口 92,751人（推計人口、平成21年3月1日）</li> <li>平成17年5月1日に刈羽郡西山町、同郡高柳町を編入合併している。</li> </ul>
地理	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積442.70km<sup>2</sup></li> <li>新潟県の海岸沿いのほぼ真中に位置し、米山・黒姫・八石の刈羽三山に囲まれた刈羽平野に位置する。中心市街地は砂丘上に発展した。</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水浴場（主に長野県、群馬県、埼玉県などからの海水浴客で賑わう）。</li> <li>ぎおん柏崎祭りは全国的に見ても屈指の花火大会である。</li> <li>東京電力（株）の柏崎刈羽原子力発電所が立地している。</li> <li>自動車や産業用機械の部品を製造するメーカーである（株）リケン創業の地で、工場が市内2箇所にある。ピストンリング製造の最大手であり、柏崎工場が新潟県中越沖地震で被災した影響を受けて国内乗用車メーカー全8社が生産を一時停止するほどの影響があった。</li> </ul>

#### ○被害状況

表2 中越沖地震の主な被害状況（平成21年1月7日現在）

		被害の概要	
地震の概要	地震規模	マグニチュード6.8	
	最大震度	震度6強	
災害救助法適用市町村		10市町村	
人的被害	死者（人）	15	
	重軽傷者（人）	2,316	
住家被害	全壊（棟）	1,331	
	半壊（棟）	大規模半壊： 856 半壊： 4,848	
	一部損壊（棟）	36,209	
	合計（棟）	43,244	
避難状況	避難所（カ所）	最大 116	
	避難者数（人）	最大 12,483	
ライフラインの状況	電気（停電）（戸）	約 35,000（概ね2日で復旧）	
	ガス（停止）（戸）	約 35,000（概ね40日で復旧）	
	上水道（断水）（戸）	約 61,000（概ね20日で復旧）	
仮設住宅	建設戸数（戸）	1,222	
	入居世帯数（世帯）	最大 1,061	
	入居者数（人）	最大 3,044	
公共土木施設災害 （金額：査定決定額）	県管理施設	277箇所	7,686百万円
	市町村管理施設	969箇所	10,422百万円
	合計	1,246箇所	18,108百万円
土砂災害対策 （金額：事業採択額）	災害関連緊急事業（県）	17箇所	3,134百万円
	地域防災がけ崩れ対策事業（市町村）	44箇所	1,072百万円
	合計	61箇所	4,206百万円
地震・被害の特徴		都市型・生活直撃型 <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地の個人住宅など建築物に被害</li> <li>中越大震災の復旧復興過程での再度の被災</li> <li>原子力発電所の被害と地域への影響</li> </ul>	

（出典）柏崎市『“さらなる未来へ” 柏崎市震災復興計画』平成20年3月27日。

(2) 災害後の主な経過

表3 災害後の主な経過（新潟日報などをもとに作成）

年	月日	項目
平成 19年	7月16日	10:13 地震発生（最大震度6強）
		20:00 （新潟県）災害救助法の適用公示
		20:30 政府現地連絡対策室設置（柏崎市役所）
		21:50 新潟県現地対策本部設置（柏崎市役所）
	23日	応急仮設住宅の着工、応急危険度判定の終了
	24日	（新潟県）要望書提出（官邸、防災大臣など）
	25日	被災者生活再建支援法適用（適用日16日）
	8月1日	被災者相談所を開設
	2日	（県）復旧・復興会議を設置、（県・市）緊急要望書提出
	6日	要望書提出（官邸、防災大臣など）
	7日	激甚災害の指定（公布10日）
	10日	（政府現地連絡対策室、新潟県現地対策本部閉鎖）
	13日	応急仮設住宅への入居開始
	17日	り災証明書の発行開始
	21日	（県）要望書提出（防災大臣あて）
	27日	11:00 都市ガスが復旧 柏崎地域などの観光関係者が柏崎地域観光復興推進協議会を発足
	28日	市議会臨時会、平成19年度補正予算案の専決処分を承認
	31日	すべての避難所を閉鎖
	9月1日	復興支援室 柏崎市中越沖地震復興本部を設置
	3日	市の被災住宅復興資金融資の受け付け開始
	4日	（県）義援金の第1次配分計画を決定
	10日	柏崎商工会議所の呼びかけによる「柏崎産業復興会議」初会合
	13日	（59日ぶりに信越本線運転再開）
	20日	全応急仮設住宅が完成し、鍵渡し
	10月6日	地震の教訓と復旧・復興について地区ごとに住民の声を聴く地域懇談会スタート
	17日	財団法人中越沖地震復興基金が設立、第1次26事業が決定
	18日	災害弔慰金支給審査委員会第1回会合で地震関連死3人認定
	19日	山本団地の地盤復旧へ大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の適用を求める方針を明らかに
	11月6日	激甚災害等の指定に関する政令の一部改正（公布9日）（適用すべき措置の追加）
	12月20日	震災復興計画策定委員会の第1回会合
	25日	財団法人中越沖地震復興基金、第3次5事業を決定（中小企業の設備・地盤復旧支援等）
	28日	第1回柏崎市震災復興計画市議会意見拝聴会
	平成 20年	1月9日
17日		えんま通りまちづくりの会が復興ビジョン「新生！えんま通りプロジェクト」を市長に提出
21日		被災者生活再建支援法の新制度での受付を開始
28日		震災復興計画（素案）の市民意見募集開始
2月18日		全壊世帯、仮設住宅入居世帯を対象に住まいの再建調査を開始 中越沖地震復興基金4次メニューに2事業を追加
3月1日		住宅再建相談窓口開設
27日		中越沖地震復興本部会議で震災復興計画を決定
4月17日		義援金配分委員会で第二次配分を決定
5月23日		住宅・生活再建支援のための戸別訪問相談を開始
6月2日		災害公営住宅の仮申し込み開始
14日		岩手・宮城内陸地震発生、先遣隊を派遣
7月16日		震災1周年
8月25日		被災者向け公営住宅の追加を公表
9月20日		中越沖地震復興基金6次メニューに5事業追加、1事業拡充
10月1日		復興住宅の着工（完成は平成21年8月末予定）
11月18日		山本団地の24世帯・58人の避難勧告解除
12月4日		義援金の第2回配分委員会で町内会やコミュニティセンターへの見舞金を決定
5日		地震で被災したクリーンセンターの本煙突完成
19日		災害公営住宅に地震被災世帯が初入居
24日		柏崎駅前地区の土地区画整理事業へ土地所有者・事業施行者が基本協定に調印

## 2. 災害復興施策事例の索引表

200704	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		●→	【20070401, p397】	
施策2：復興計画の作成		●→	【20070402, p398】	
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保				
施策2：恒久住宅の供給・再建		●→	【20070403, p401】 【20070404, p403】	●→ ●→
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧		●→	【20070405, p404】	●→
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				
施策3：都市基盤施設の復興				
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建				

### 3. 災害復興施策事例

#### 【20070401】復旧・復興体制の構築（柏崎市）

○復興本部

- ・7月16日の地震以降、8月一杯はライフライン、住宅、道路対策に終始していたが、9月1日に復興支援室及び市長が本部長となる柏崎市中越沖地震復興本部が設置された。なお、10月1日に県防災課長補佐が復興管理監として着任し、副本部長となった。
- ・復興本部の事務局を担う復興支援室の体制は復興管理監の下、職員12人の体制である。ただし、復興計画策定に関しては、総合計画を担当した企画政策課の職員3人が兼務で対応した。

○復興計画策定への取り組み

- ・復興計画の策定体制は図のとおりである。柏崎市震災復興計画策定委員会の構成を表に示す。委員会は、委員14人、総合アドバイザー1人、オブザーバー新潟県職員2人で構成され、復興支援室が事務局を担当した。

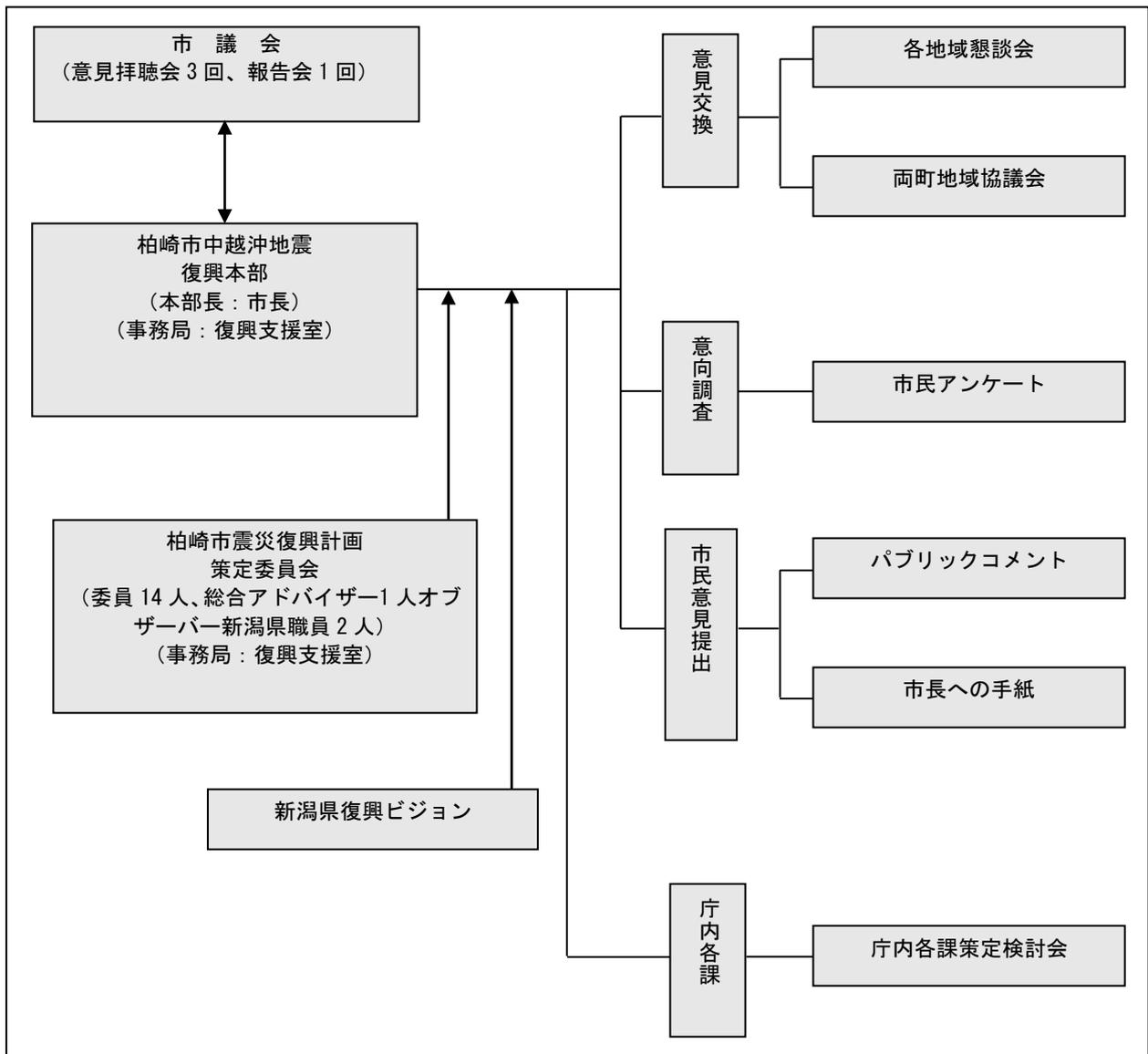


図 柏崎市の復興計画策定への体制

(出典) 柏崎市『復興計画策定への取り組み等について』。

- ・ヒアリングによれば、復興計画策定は復興本部中心に9月頃から始まり、10月中旬に復興計画策定の予算について議会承認を得て、11月頃から検討が本格化した。なお、柏崎市では、計画策定に際しては、まず長岡市から情報を収集している。能登半島地震で被災した輪島市に対しても、柏崎市と同様に総合計画策定後すぐに地震に遭遇したということもあり、対応状況を問い合わせている。

- 『柏崎市震災復興計画』は平成20年3月に策定されたが、見当に際しては、次のような多様な手段での市民意見把握がなされている。
  - 市内の各界の代表、市民などが参加する策定委員会の設置
  - 市議会からの意見把握（意見拝聴会3回開催、計画報告会1回開催）
  - 市民アンケート実施（18歳以上の市民約2,000人から郵送により実施）
  - 市内中学校単位で計10箇所のコミュニティセンター等での地域懇談会開催（町内会長、コミセン代表者、市民351人参加、復旧・復興に関する意見把握）
  - パブリックコメント実施（市民意見募集）意見提出5人計28件
- 計画策定時の専門家・コンサルタントの関与としては、次のようなものがある。
  - 防災、都市計画の専門家を委員会の委員・総合アドバイザーに委嘱
  - 新潟県との連携を図るため、県職員2名をオブザーバーに委嘱
  - 都市計画分野を専門とするコンサルタントに市民アンケート調査・分析、地域懇談会での意見分析、計画策定の指導助言等を委託

表 柏崎市震災復興計画策定委員会の構成

区分	役職名等（敬称略）
委員長	平井邦彦：長岡造形大学教授（新潟県中越沖地震復興ビジョン策定専門家会議メンバー）
副委員長	第四次総合計画策定市民会議副会長
委員	柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会会長
	柏崎市社会福祉協議会長
	JA 柏崎 経営管理委員長
	柏崎市コミュニティ推進協議会長
	柏崎商工会議所副会頭
	かしわざき男女共同参画プラン推進市民会議会長
	第四次総合計画策定市民会議会長
	西山町地域協議会長
	柏崎観光協議会長
	高柳町地域協議会長
	柏崎青年会議所理事長
	柏崎商工会議所副会頭
総合アドバイザー	伊藤 滋：早稲田大学特命教授
オブザーバー	新潟県県民生活・環境部副部長
	新潟県柏崎地域振興局長

（出典）柏崎市『復興計画策定への取り組み等について』。

## 【20070402】復旧・復興計画の策定（柏崎市）

- ヒアリングによれば、復興計画の策定に関しては次のような点が課題だったとのことである。
  - 平成19年11月～20年3月の短期間での計画策定、市民の意見の把握が必要だった。
  - 平成16年の新潟県中越地震に比べて被害が局地的だったため、県による復興計画は策定されず、復興ビジョン・指針の策定にとどまった。そのため、復興計画は市独自で策定しなければならなかった。
  - 今まで柏崎市が経験したことのない大規模な地震であり、また、世界最大の原子力発電所立地地域を襲った世界的に過去に例がない地震だった。
  - 住宅・宅地の被害が甚大で市民生活や地域産業に大きな影響を及ぼし、市民と共通の目標を持ち、今後の道筋を示す必要があった。

表 柏崎市復興計画策定の経過

日時	会議名等	検討内容
H19. 10. 6 ～10. 31	地域懇談会	市内中学校単位で計 10 箇所のコミセン等にて開催、市民 351 人参加、各地域の復旧・復興に向けての意見交換
H19. 11. 14 ～12. 20	市民アンケート調査実施	対象者：18 歳以上の市民 2,000 人のうち、1,160 人回答 58.0% 調査方法：郵送による配布・回収
H19. 10. 16 ～随時	中越沖地震復興本部会議	策定方針協議、計画策定協議・検討
H19. 11. 13 ～随時	庁内部長会議	庁内部長級職員による計画策定協議・検討
H19. 11. 8 ～随時	庁内各課での策定業務	各課による現況と課題、主要施策・事業の検討
H19. 12. 20	第 1 回震災復興計画策定委員	震災復興計画における策定方針、主要課題等についての意見交換
H19. 12. 28	第 1 回市議会意見拝聴会	震災復興計画における策定方針、主要課題等について意見拝聴
H20. 1. 24	第 2 回震災復興計画策定委員	震災復興計画の構成（案）、骨子案についての協議・検討
H20. 2. 6	第 2 回市議会意見拝聴会	震災復興計画の構成（案）、骨子案についての意見拝聴
H20. 2. 26	第 3 回震災復興計画策定委員	震災復興計画（素案）についての協議・検討
H20. 2. 28 ～3. 10	柏崎市震災復興計画（素案） パブリックコメント	震災復興計画（素案）の市民意見募集
H20. 3. 6	第 3 回市議会意見拝聴会	震災復興計画（素案）についての意見拝聴
H20. 3. 17	第 4 回震災復興計画策定委員	震災復興計画（案）についての協議・検討
H20. 3. 21	市議会への報告会	震災復興計画（案）についての報告・説明
H20. 3. 27	中越沖地震復興本部会議	震災復興計画の決定

（出典）柏崎市『復興計画策定への取り組み等について』。

○復興計画策定の考え方等

復興計画の策定目標等、策定上の留意事項については、表のとおりである。

表 復興計画策定に当たっての基本的考え方・策定目標・留意事項

震災復興計画 の 5 つの目標	①都市基盤を復旧する ②市民の生活を再生する ③まちの活力を再生する ④柏崎の魅力を生かす ⑤安心して暮らせるまちをつくる	→目標ごとに復興方針、主要事業 (14 項目、61 の方針) を設定
7 つの重点 プロジェクト	I 災害公営住宅の整備 II 産業支援機能の整備・強化 III 柏崎駅周辺工場跡地の開発・整備 IV 新市民会館の建設 V えんま通り商店街をはじめとした商店街の復興 VI 海の柏崎の魅力発信 VII 災害に強い幹線道路網の整備	

（出典）柏崎市『“さらなる未来へ” 柏崎市震災復興計画』平成 20 年 3 月 27 日。

○総合計画との関係

- ・ヒアリングによれば、復興計画と総合計画との関係は次のような状況だったとのことである。
  - ・柏崎市第四次総合計画前期計画が平成 19 年度からスタートしたばかりのタイミングで地震が発生した。
  - ・本市にとって緊急かつ最大の課題は、震災からの復興であり、震災復興計画に掲げる施策・事業を優先に進めるが、市のビジョンや基本的な考え方は最上位計画の柏崎市第四次総合計画である。ただし、柏崎市第四次総合計画の前期基本計画（H19～H23）に掲げる施策・事業は、復旧・復興事業を優先することから、事業の熟度、優先順位などを考慮しながら取り組んでいる。また、震災復興計画での復興・再生から発展へと進む取り組みは、柏崎市第四次総合計画後期基本計画に引き継ぐ。
  - ・総合計画に関して先送りしている事業は、例えば熟度のあがらない事業などであり、財政計画の見直しも並行しながら進めている。一方、前倒しで実施している事業としては、復興計画に

あげた土地区画整理事業で実施する市民会館の整備、分遣所の整備、国道8号バイパスの整備などがある。

○復興状況の評価・検証

- ・震災復興計画の効率的・効果的な実現を図るため、施策・事業の進捗状況を把握し、復興の評価・検証を実施する。
- ・このため、市民や学識経験者等から構成される委員会を設置し、市民参加による計画の進行管理を行うことを予定している。

○全般的な状況と評価

- ・ヒアリングでは、復旧・復興の現状について、次のような認識、評価が聞かれた。
  - ・仮設住宅が8月をめどに解消する予定であり、復旧期から再生期に入りつつある。
  - ・復興計画では事業ごとに事業期間を明確に設定しており、今のところ、ほぼ順調に進捗している。市民の生活再建以外の復旧については、ほぼ平成20年度中で完了する見込みである。
  - ・地震から約1年間は人口減少が大きかったが、徐々に緩やかになりつつある。
  - ・平成20年は企業も復旧が終わり、これから本格的という感じがあったが、自動車関連の事業者も多く、世界同時不況の打撃を受けている。

○住宅・生活再建

- ・ヒアリングによれば、住宅再建については災害公営住宅の完成・入居が一つの区切りになると考えられている。現在は、応急仮設住宅入居者及びそれ以外の住宅全壊の方をフォローしており、応急仮設住宅入居者については、ほぼ住宅の目途がついているとのことである。
- ・なお、柏崎市では、被災世帯への訪問を中心に、次のようなきめ細かな居住安定・生活再建の支援に取り組んでいる。

①被災者台帳システムの構築

- ・京都大学・新潟大学などで構成される産官学民支援チームとの協働により、被害認定結果をデータベース化した『り災証明台帳』と、『生活再建相談台帳』、『応急仮設住宅管理台帳』を結びつけた『被災者台帳システム』が、平成20年1月に実現した。
- ・これにより、個人ベースで生活再建の進捗状況を知ることが可能となり、その後の積極的な生活再建支援を推進する体制が整備された。

②住宅再建・生活再建に向けた訪問調査の実施

- ・『被災者台帳システム』をもとに、『住まいの再建プロジェクト』を結成し、まず最優先すべき全壊世帯及び応急仮設住宅の入居者を対象とした生活再建に関わる実態についての戸別訪問調査を実施している。平成20年度末までの間に、表に示すような調査が行われた。

表 柏崎市が実施した被災者調査

(1) 住まいの再建に関する調査 平成20年2月16日-2月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象世帯：1,430世帯（仮設入居者+仮設以外の全壊世帯（1回目））</li> <li>・調査方法：市職員・社協生活支援相談員による訪問留置調査（市外在住者には郵便調査）</li> <li>・回答世帯：1,346世帯（回答率：94.1%）</li> </ul>
(2) 個別訪問調査 平成20年4月14日-4月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象世帯：407世帯（再建の目途が立っていない仮設入居世帯）</li> <li>・調査方法：市職員・県職員による訪問聞き取り調査</li> </ul>
(3) 個別訪問調査 平成20年5月23日-6月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象世帯：515世帯（仮設以外の全壊世帯（2回目））</li> <li>・調査方法：市職員（部課長）による訪問聞き取り調査</li> </ul>
(4) 個別訪問調査 平成20年11月1日-11月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象世帯：246世帯（再建済みを除く仮設以外の全壊世帯（3回目））</li> <li>・調査方法：市職員（部課長）による訪問聞き取り調査</li> <li>・その他：調査において、再建予定で課題有り・未定となった世帯について、復興支援室職員により追跡調査を実施（平成20年12月上旬から中旬）</li> </ul>

（出典）柏崎市『平成19年新潟県中越沖地震の対応と復興状況（ダイジェスト版）』。

③仮設住宅入居者に対する住宅再建支援のための体制強化

- ・個別訪問調査により把握した住宅再建等に係る課題や困りごとをもとに、平成20年5月に応急仮設住宅入居者別の生活再建支援プランを作成。早期の住宅再建・生活再建を実現するため、6月には復興支援室内に『仮設住宅対策班』を3班体制で編成し、以後継続的な訪問活動及び個別支援プランによる支援の強化を図っている。

《応急仮設住宅入居世帯の住宅再建見込み（H21.3.31現在）》

- ・再建済み 577世帯（63.5%）

- ・再建中 282 世帯 (31.0%)
- ・再建準備中 50 世帯 (5.5%)
- ④再建時期の目途が立たない方・課題ありの方への強化支援策等
  - ・再建時期の目途が立たない世帯に対しては、課題解決のために拡充された復興基金事業等を活用した取り組みを 10 月から強化実施し、個別の相談を重点的に実施。
  - ・住宅再建窓口相談設置支援の活用（ファイナンシャルプランナーによる住宅再建個別相談会の開催）
  - ・大工さん等への一時借家支援制度の活用周知
  - ・民間賃貸住宅入居支援制度（拡充）の活用周知
  - ・社団法人宅地建物取引業協会柏崎支部との連携による借家（一戸建てアパート）の紹介
- ⑤住宅・生活再建困難者等の地域情報の把握
  - ・今後、さらに被災者の中で取り残される世帯が出ないための情報把握を、地域（中間支援者）の協力を得て実施し、その対応にあたっている。
    - ・対象地域 全市域
    - ・調査期間 平成 21 年
    - ・調査方法 市内の全町内会長・民生児童委員による当該地域の住宅再建・生活再建で気になる世帯の掘り起こしのための聞き取りや情報提供
    - ・対象世帯 住宅再建が遅れていると思われる世帯や生活再建上気になる世帯

【参考文献】

- 1) 柏崎市『“さらなる未来へ” 柏崎市震災復興計画』平成20年 3月27日。
- 2) 柏崎市『復興計画策定への取り組み等について』。
- 3) 柏崎市『平成19年新潟県中越沖地震の対応と復興状況（ダイジェスト版）』。
- 4) 柏崎市『小規模住宅地区改良事業（番神二丁目地区）』。
- 5) 柏崎市『大規模盛土造成地滑動崩落防止事業』。

【20070403】小規模住宅地区等改良事業による高台宅地の復旧〔番神 2 丁目〕（柏崎市）

○小規模住宅地区改良事業の概要

- ・不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を行なう。

表 小規模住宅地区改良事業の概要

事業主体	市町村
対象地区	不良住宅 15 戸以上（過疎地域における激甚災害被災地にあつては 5 戸以上）かつ 5 割以上（震災が主因で不良住宅となったものも対象）
国の補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不良住宅の買収除却：補助率 1/2</li> <li>・改良住宅の建設（公営住宅）：補助率 2/3</li> <li>・用地取得、公共施設、地区施設整備：補助率 1/2</li> </ul> （※補助事業に係る地方財政措置：公営住宅建設事業債 100%）

○地区の現況

- ・柏崎港の南西側の標高約 20～28m の高台に位置し、狭隘、行き止まり道路等、課題のある地域
- ・整備区域：約 1.1ha
- ・整備区域内住宅戸数：27 戸
- ・不良住宅：15 戸（全て撤去済み）



写真 番神二丁目地区を東側上空から望む (H19.11撮影)

(出典) 柏崎市『小規模住宅地区改良事業(番神二丁目地区)』。

○事業の概要

- ・この制度は福岡県西方沖地震・玄界島や新潟県中越地震・山古志地区の集落再建で活用された制度である。
- ・事業の対象となった番神二丁目地区は高台に形成された住宅地で、27戸のうち15戸が大規模半壊以上の不良住宅となっており、何らかの手を入れる必要があると考えられた。ここは、狭隘道路と行き止まり道路が多い等の課題を有していたが、震災を契機としてこれらの課題を解消し、住環境の整備並びに防災面の強化を図ることにより、人口の回復と災害に強いまちづくりを目指すこととした。
- ・なお番神二丁目では、災害公営住宅や小規模改良住宅の建設予定がない状況で、道路、公園などの土地整備に突出した形の事業が実施された点に特徴がある。また、同事業には建物の除却のメニューもあるが、これについても他の地域とのバランスを考慮して、適用していない。

事業年度：平成20年度  
 事業費：1億5千万円（国費7千5百万円、公営住宅建設事業債7千5百万円）  
 事業費内訳：  
 ◇工事費 81,000千円  
 ◇用地費 30,000千円  
 ◇補償費 22,000千円  
 ◇委託費等 17,000千円  
 事業概要：関係権利者：約40名  
 ◇道路L=470m  
 ◇公園A=170㎡  
 ◇広場A=160㎡  
 ◇用地取得面積A=1,270㎡  
 ◇物件補償  
 ◇その他下水道等

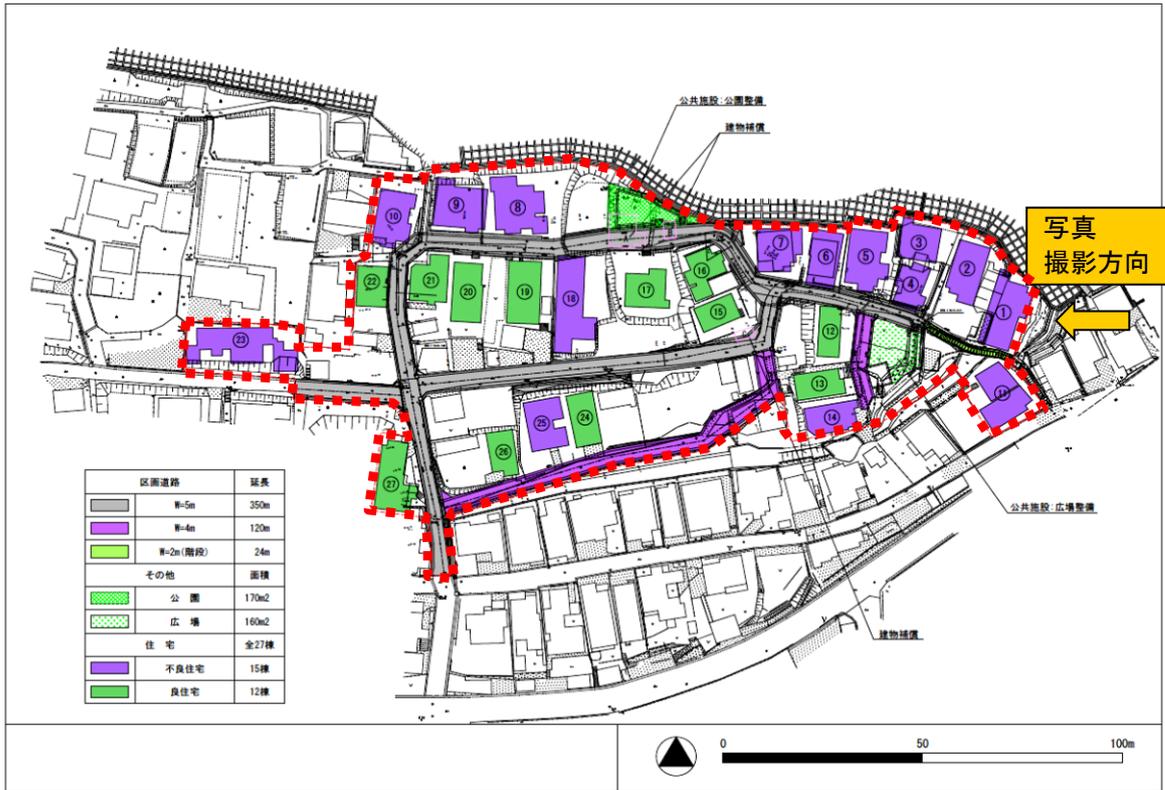


図 番神二丁目地区 小規模住宅地区改良事業 事業計画図

(出典) 柏崎市『小規模住宅地区改良事業(番神二丁目地区)』。

【20070404】 廉価な住宅供給への取り組み(柏崎市)

○低コスト復興支援住宅の推奨等

- ・市では、土地を所有し、被災した元の場所において自力再建をしようとする低所得者等に対して、短期間での建設が可能な低コスト復興支援住宅等の提案を行っている。
- ・災害復興支援住宅『古里(ふるさと)』は、NPOが元のコミュニティで暮らしたいが銀行の借入れができないなどの高齢被災者を支援するもので、風呂に手すりを付けるなど、高齢者への配慮も含めて個々人の生活観にあわせて、また、敷地の状況なども勘案して設計されている(次頁参照)。

表 被災地かしわざき“発”『復興支援住宅プラン』

区 分	構 造	間取	設備器具 注1)	照明器具	床面積 単位:坪 (1)	概算工事費(税別) 単位:万円			坪単価 単位:万円 (4) ÷ (1)	工事期間
						工事費 (2)	復興基金 補助 (3)	差引 価格 (4) = (2) - (3)		
かしかりふるさと復興住宅(復興基金事業:低コスト住宅)	木造平屋建	2K	○	×	15.5	700	180	520	33.5	約3か月間
	木造平屋建	2K	○	×	16.0	900	180	720	45.0	〃
	木造2階建	4K	○	×	20.0	1,100	180	920	46.0	〃
災害復興支援住宅『古里(ふるさと)』	木造平屋建	2LDK ~3DK	○	○	13.5	550		550	40.7	約1.5か月 ~2か月間
	木造平屋建 (低コストモデル)	2LDK ~□3DK	○	○	13.5	640	180	460	34.1	〃

※注1) 設備器具とは、キッチンセット・浴室・洗面化粧台・便器などであり、概算工事費に含まれている。  
 ※建物周囲1mまでの敷地内設備配管工事費は含まれているが、それ以外のガス・上下水道の引き込み費用は別途。  
 また、防火等指定区域によっては、追加工事(ガラス網入れ等)となる。

(出典) 柏崎市『平成19年新潟県中越沖地震の対応と復興状況(ダイジェスト版)』。

- 低負担住宅……リバースモーゲージを活用した住宅再建
  - ・借入れが困難な高齢者に対し、再建する建物・土地を担保に低利（年 0.4%）で貸し付けるメニューである。
  - ・融資限度額 1,200 万円（毎月返済額 4,000 円）。
  - ・平成 21 年月 3 末時点で 8 件の利用実績がある。



写真 災害復興支援住宅「古里（ふるさと）」

### 【20070405】大規模盛土造成地地滑動崩落防止事業〔山本団地〕（柏崎市）

- 制度の概要
  - ・この事業は平成 7 年の阪神・淡路大震災や平成 16 年新潟県中越地震の際に大規模造成地で地滑りが多発したため、国土交通省が平成 18 年度に宅地造成等規制法を改正して事業化された。本来は災害予防を目的とした事業であるが、2 次災害から道路や公共施設を守る目的で、今回災害後の復旧に初適用された。
  - ・この事業の適用には、造成宅地防災区域に指定されることが必須条件であり、平成 19 年 12 月 21 日に関係者の同意を得て同区域が指定された。この指定によって県は勧告措置が可能となり、その結果、事業の補助が可能となった。
- 被災状況
  - ・山本団地は昭和 46 年に柏崎土地開発公社が造成した団地で、74 区画の団地である。
  - ・被害の主要因は液状化現象である。当該地区は上が砂丘地で、伏流水が全部団地の末端にきて噴出していた。地盤は常時飽和状態にあった。

表 被災宅地危険度判定

危険	要注意	合計
22	18	40

表 り災証明

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
4	4	27	17	52



図 山本団地位置図

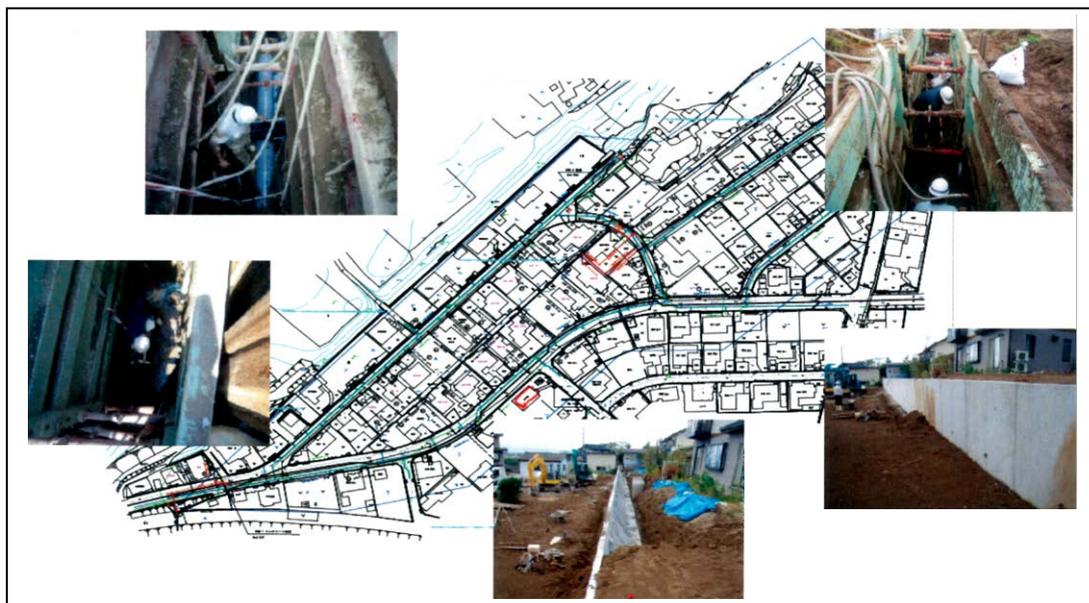


図 事業の計画図

(出典) 柏崎市『大規模盛土造成地滑動崩落防止事業』。

○事業概要

- ・工法を検討した結果、道路に 300mm の暗渠管を設置して水を抜くこととし、平成 20 年 5 月から工事を実施した。主たる部分の工事が終了した 11 月 18 日には、地滑りによる家屋崩壊の危険がなくなったことから、地震直後から 24 世帯 58 人に出ていた避難勧告が 1 年 4 カ月ぶりに解除された。
- ・事業費の最高限度額は 1 億 6,000 万円で、国、市、地元、復興基金がそれぞれ約 4,000 万円を負担するということが概ね了解が得られた。なお、受益の程度に応じて分担金には差がある。

表 事業費の内訳

[単位：千円]

全体事業費	国費	市費	地元	復興基金
157,461	39,365	39,365	39,365	39,365

【参考文献】

- 1) 柏崎市『“さらなる未来へ” 柏崎市震災復興計画』平成20年3月27日。
- 2) 柏崎市『復興計画策定への取り組み等について』。
- 3) 柏崎市『平成19年新潟県中越沖地震の対応と復興状況（ダイジェスト版）』。
- 4) 柏崎市『小規模住宅地区改良事業（番神二丁目地区）』。
- 5) 柏崎市『大規模盛土造成地滑動崩落防止事業』。



事例コード

200801

2008年（平成20年） 岩手・宮城内陸地震・栗原市

# 1. 災害の概要

## (1) 災害の概要

### ○市勢

平成 17 年 4 月 1 日栗原郡 10 町村が合併して誕生。

表 1 栗原市の概要

人口等	人口：約79,000人
地理	面積：約805km <sup>2</sup> （東京23区より大きく、宮城県内で最大） 市内北部には標高約1,627メートルの栗駒山がある。 栗駒山に近い北西部は雪が多く、南東部は雪が少なく温暖。
特産等	特産品は米（ひとめぼれ）の他に、今回の地震で被害の大きかった栗駒地区では高原野菜、いちご、岩魚などがある。



図 1 栗原市の位置

### ○地震被害の概要

- ①発生日時：平成 20 年 6 月 14 日 8 時 43 分頃
- ②震源地：岩手県内陸南部（北緯 39 度 01.7 分、東経 140 度 52.8 分）
- ③震源の深さ：8 km
- ④規模：マグニチュード 7.2（暫定値）
- ⑤各市町村の最大震度（震度 6 弱以上）
  - 震度 6 強：岩手県奥州市・宮城県栗原市
  - 震度 6 弱：宮城県大崎市

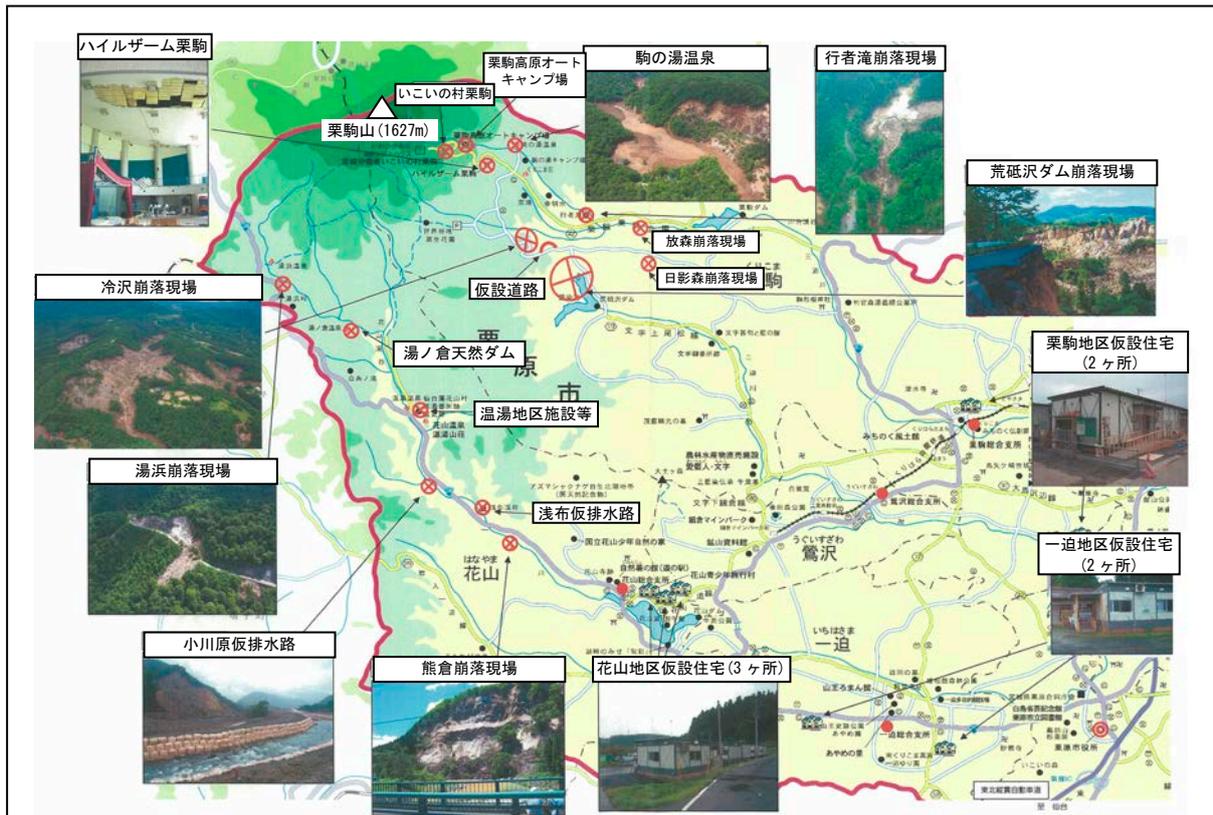


図 2 岩手・宮城内陸地震の被害状況等（栗原市）

（出典）宮城県栗原市長佐藤勇『平成 20 年岩手・宮城内陸地震への対応と復興に向けて』平成 21 年 2 月 13 日。

表2 人的被害（平成21年3月12日現在） [単位：人]

死者	行方不明者	負傷者等			合計
		重傷者	軽傷者	計	
9	8	28	152	180	197

(行方不明者には秋田県警に行方不明の届けの出された2人を含まない)

(出典) 栗原市『【岩手・宮城内陸地震】速報 第97報』(平成21年3月12日14:00現在)。

表3 物的被害（平成21年3月12日現在）

住家被害	全壊	27棟
	大規模半壊	16棟
	半壊	112棟
	一部損壊	1,414棟
	合計	1,569棟
道路被害（市道）	572ヶ所	
その他の被害	1,343件	

(出典) 栗原市『【岩手・宮城内陸地震】速報 第97報』(平成21年3月12日14:00現在)。

表4 被害額（平成20年12月末現在）

		[単位：百万円]
公共施設	道路、公営住宅等	16,852
	農林、畜産施設等	3,606
	幼稚園、小中学校等	877
	観光、病院、上下水道等	6,580
	合計	27,915
民間施設	農林業（田、畑、岩魚、建物等）	704
	企業（事務所、工場等）	1,333
	ホテル、旅館	1,151
	観光、病院、上下水道等	355
	合計	3,543
被害額合計：314億5千8百万円		

(2) 災害後の主な経過

表5 災害後の主な経過（宮城県、栗原市の取組状況）

年	月日	項目
平成20年	6月14日	平成20年岩手・宮城内陸地震発災 栗原市災害対策本部（本庁）、現地災害対策本部（総合支所10カ所）設置 被災建築物応急危険度判定（栗駒・花山地区小中学校及び避難箇所18棟を判定）
	6月15日 ～6月22日	被災建築物応急危険度判定（11団体 470名の判定士により2,974棟を判定）
	6月24日	被災者生活相談窓口の設置（総合支所10カ所）
	6月15日 ～6月20日	緊急点検調査（緊急災害対策派遣隊 テックフォース） 土砂災害危険箇所513カ所 道路施設点検299カ所
	7月11日	応急仮設住宅第1次引き渡し（栗駒地区6戸 花山地区4戸）
	7月14日	栗原市震災復興対策本部設置 栗原市震災復興対策室事務局設置（企画部内）
	7月17日	応急仮設住宅第2次引き渡し（栗駒地区11戸 花山地区23戸 一迫地区2戸）
	7月21日	第1回栗原市災害義援金配分委員会開催（委員会は栗原市社会福祉協議会内に設置）
	7月29日	応急仮設住宅第3次引き渡し（栗駒地区3戸 花山地区16戸）
	9月1日	「被災者支援のお知らせ」 全戸は畏怖 「被災者支援相談・申請受付窓口」の設置（総合支所10カ所）
	9月6日 ～9月19日	栗駒地区・花山地区 被災者支援個別相談・集中相談・申請受付窓口の設置
	9月12日	宮城県災害義援金募集配分委員会で、市町への義援金第1次配分方法決定
	10月8日	栗原市災害義援金配分委員会開催（県義援金配分方法決定）
平成21年	1月7日 ～2月3日	栗原市震災復興計画 庁内ワークショップの設置・検討 震災復興計画素案作成
	1月28日	宮城県災害義援金募集配分委員会で、市町への義援金第2次配分方法決定
	3月12日 ～3月18日	栗原市震災復興計画市民検討会設置・検討（4回開催）
	3月9日	栗原市災害義援金配分委員会開催（県義援金第2次配分方法決定）
	3月19日	栗原市震災復興計画策定

【参考文献】

- 1) 宮城県栗原市長佐藤勇『平成20年岩手・宮城内陸地震への対応と復興に向けて』平成21年2月13日。
- 2) 栗原市『【岩手・宮城内陸地震】速報 第97報』（平成21年3月12日14:00現在）。

## 2. 災害復興事例の索引表

200801	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備		●	→	【20080101, p411】			
施策2：復興計画の作成		●	→	【20080102, p411】			
施策3：広報・相談対応の実施							
施策4：金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建							
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援							
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧							
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備							
施策3：都市基盤施設の復興							
施策4：文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建							
施策3：農林漁業の再建							

### 3. 災害復興施策事例

#### 【20080101】復旧・復興体制の構築（栗原市）

##### ○震災復興対策本部

栗原市では、地震から一ヶ月後の平成20年7月14日に、被災者に対する生活支援とこれからの本格的な震災復興に向けた取り組みを強化し、庁内横断的な機動的体制を確保するため、副市長を本部長とする「栗原市震災復興対策本部」を設置した。同時に、復興対策本部直轄の検討組織として、企画部長を室長とし、関係部（局）の次長及び総務部財政課長で構成する、「震災復興対策室」を設置し、復興計画策定などの実務を担当することとした。

震災復興対策本部及び震災復興対策室の構成は、下図のとおりである。

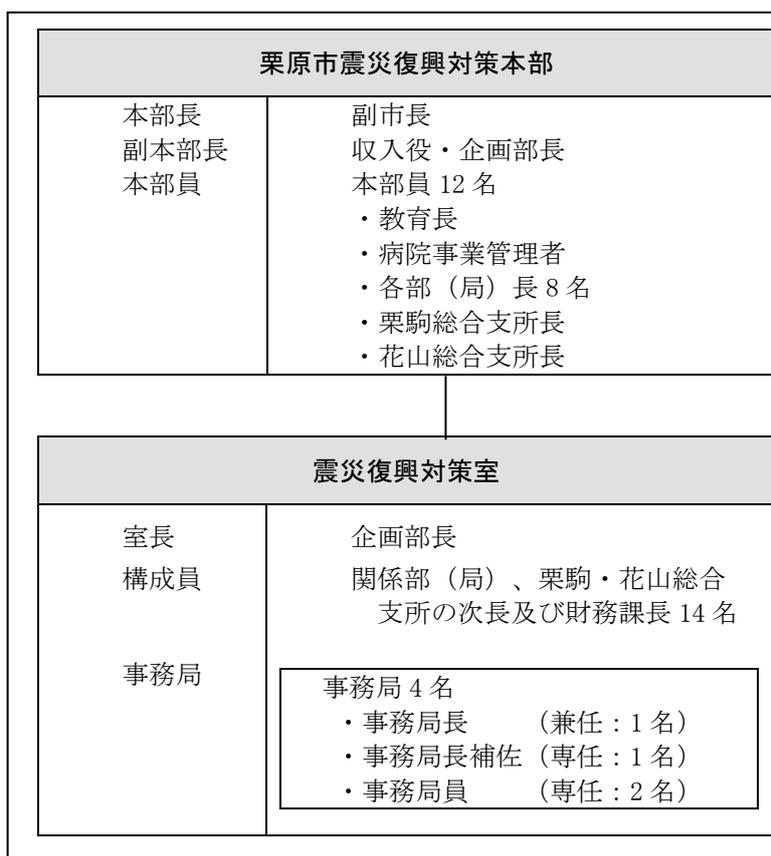


図 栗原市の復旧・復興体制

（出典）栗原市『“水と緑、山の再生へ” 栗原市震災復興計画』平成21年3月。

#### 【20080102】復旧・復興計画の策定（栗原市）

##### ○復興計画策定の経緯

ヒアリングによれば、復興計画の策定は次のように取り組みました。

- ・震災復興対策室の設置された7月の段階では支援策の検討を進め、9月1日に冊子を配付した。その後は、支援策の受付・支給の調整事務や義援金に関する調整・協議関係も担当したため、本格的に復興計画に着手したのは12月となった。
- ・復興計画策定に着手する際には、まず平成19年新潟県中越沖地震における新潟県柏崎市や、平成16年新潟県中越地震における十日町市の復興計画を参考に、とりまとめの方針を検討した。
- ・復興計画の検討にあたっては、首都大学東京の中林一樹教授に、アドバイザーを依頼している。中林教授からは、10カ所あるそれぞれの総合支所で、若い世代の人たちがまずワークショップでたたき台を作り、それを具体的に詰めていくような手法がいい、という提案があったとのことである。その提案を受けて職員によるワークショップが1月にスタートしている。支所単位にはできなかったが、支所と本庁と包含するような形でワークショップを実施し、復興計画のたたき台を作成している。
- ・具体的には、まず各課から一般の職員を何人か出して、3つのセクションに分かれて、それぞれの部ではどういうことが考えられるかを整理している。ワークショップ・リーダー、サブリーダー

一は、それに具体的事業を設定しながら計画を整理していった。

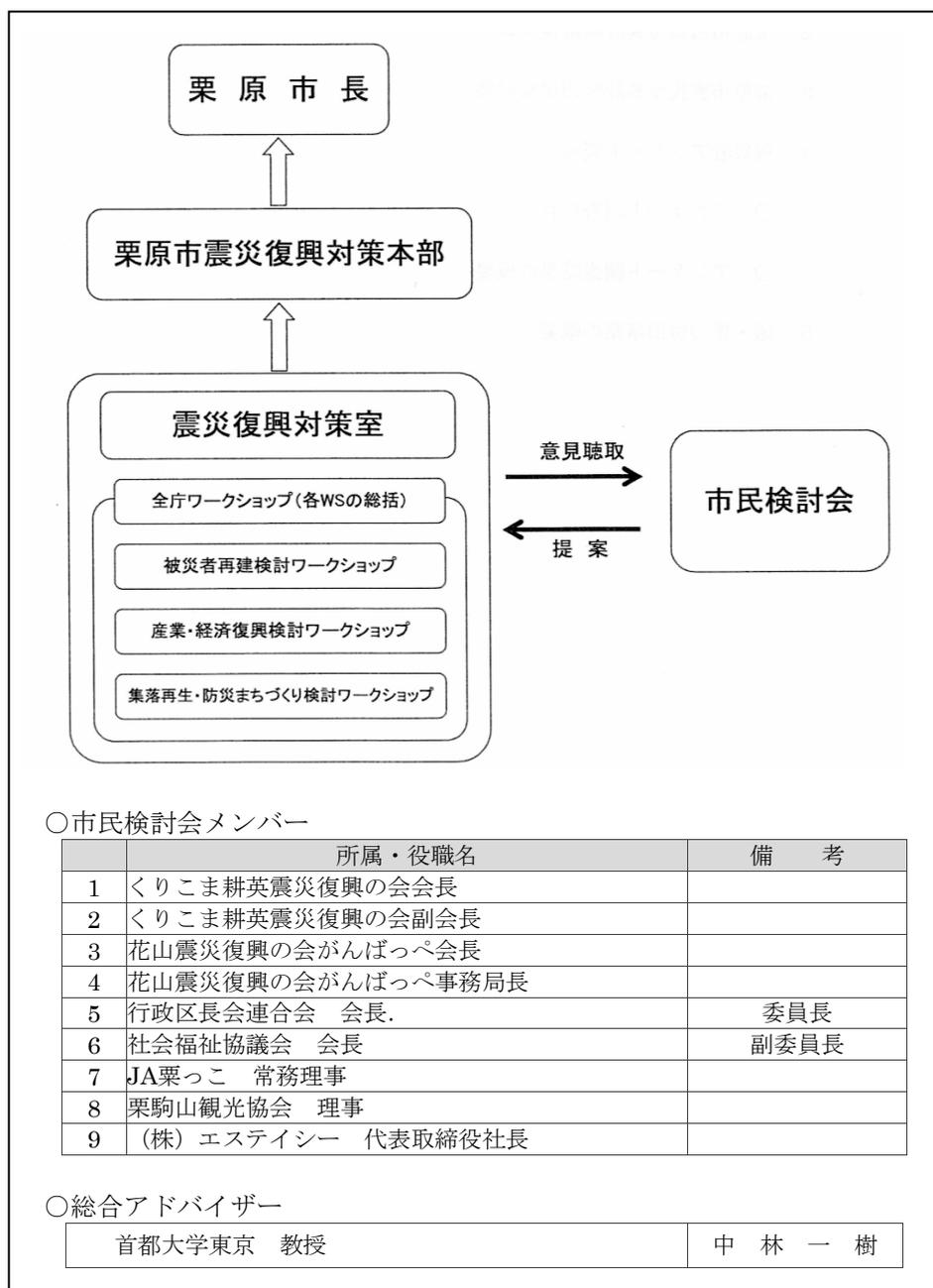


図 栗原市の復興計画策定体制

(出典) 栗原市『“水と緑、山の再生へ” 栗原市震災復興計画』平成 21 年 3 月。

職員ワークショップと並行して、市民検討会を 4 回開催している。被災者の意向を反映させるよう、メンバー 9 人中 5 人を被災者とした。この検討会では、市の作成した計画を順次示しながら、検討が進められた。なお、市民検討会については、市民検討会の頭取りや委員長も加わった記者レクの様子を報道してもらうなど、報道機関にも積極的に情報を提供して報道していただいたことが、市民への情報提供として有効であった。

なお、ヒアリングによれば、復興計画への国・県の関わりについては、復興計画の検討に入る前の時点で、復旧工事などのハードは国・県が、復興計画などのソフト的な面については市が取り組むなど、それぞれが取り組む部分について概ね役割分担ができていたとされる。

○復興計画の概要

栗原市復興計画では、下図に示すような期間を想定して策定されている。

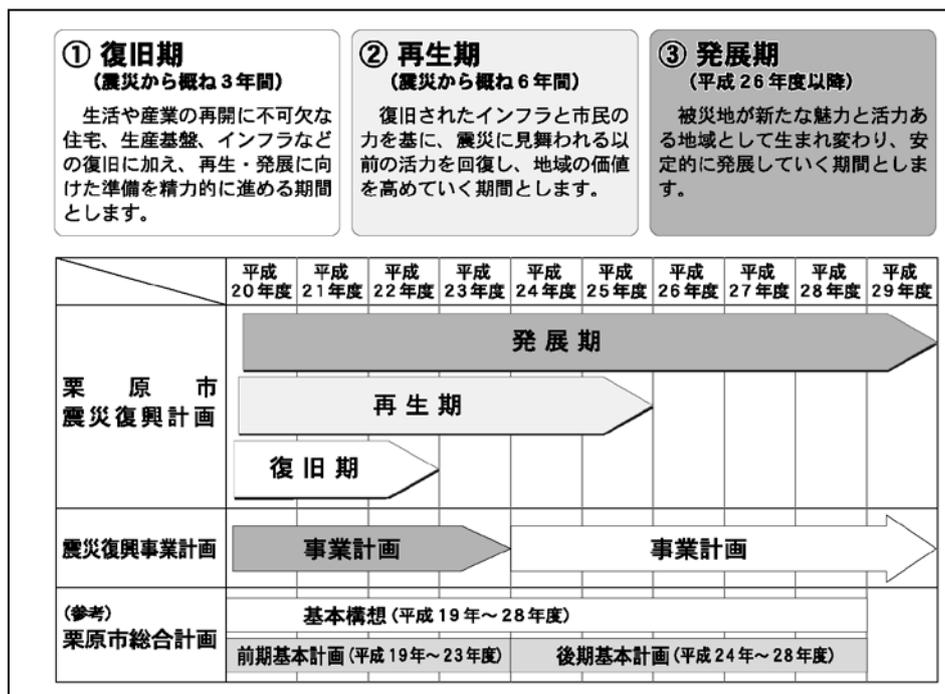


図 復興計画の計画期間

(出典) 栗原市『“水と緑、山の再生へ” 栗原市震災復興計画』平成21年3月。

復興計画のコンセプトは下図のとおりである。復興計画では3つの目標を設定し、「水と緑、山の再生へ」をスローガンとしている。ヒアリングでは、山の再生には観光客が来ることが必要であり、そのためには「緑と水を再生することが重要」として、次のような観点が示された。

- ・多くの離職者に、一刻も早く仕事についてもらうためには、観光施設を再開し、そこに農家の方々が食材を供給できる環境が必要。それができれば「水と緑、山の再生へ」つながることが期待できる。
- ・山の再生は10年、15年の事業なので、宿泊施設があれば工事の人に提供することもでき、民家を貸すなど、新たなビジネスが生まれることも期待したい。

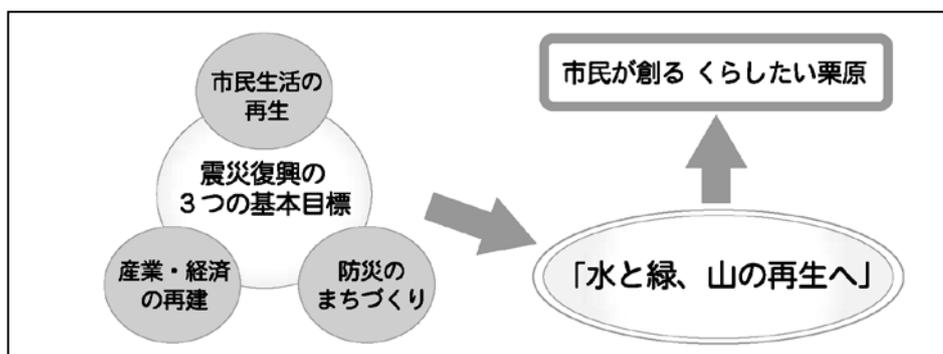


図 復興計画のコンセプト

【参考文献】

- 1) 宮城県栗原市長佐藤勇『平成20年岩手・宮城内陸地震への対応と復興に向けて』平成21年2月13日。
- 2) 栗原市『【岩手・宮城内陸地震】速報 第97報』（平成21年3月12日14:00現在）。
- 3) 栗原市『平成20年岩手・宮城内陸地震に対する復興対策本部の設置について』平成20年7月14日。
- 4) 栗原市『栗原市震災復興計画市民検討会設置要綱』。
- 5) 栗原市『“水と緑、山の再生へ” 栗原市震災復興計画』平成21年3月。



事例コード | **200901**

2009 年（平成 21 年） 中国・九州北部豪雨

# 1. 災害の概要

## (1) 被害の概要

平成 21 年 7 月 19 日から 21 日にかけて、山陰沖から近畿地方を通して東海地方にのびる梅雨前線に向かって非常に湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発化した。九州北部地方や中国、四国地方で局地的に激しい雨が降り、特に山口県では 21 日午前 8 時までの 1 時間雨量が 80mm を超える猛烈な雨を観測した。防府雨量観測所では 1 時間・1 日あたりの降水量が観測史上最大となり、1 時間あたりの降水量が 72.5mm、24 時間の降水量が 275mm を記録した。

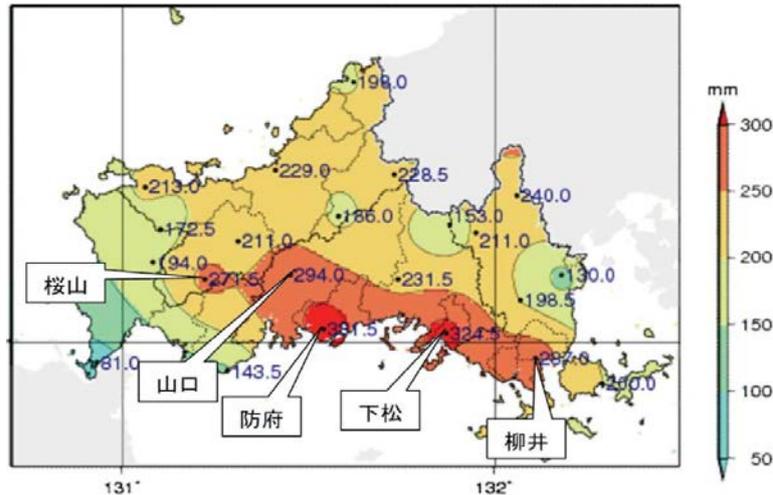


図 アメダス総降水量分布図 (7 月 20 日~21 日)

(出典) 防府市豪雨災害検証委員会「防府市豪雨災害検証報告書」(平成 22 年 12 月)

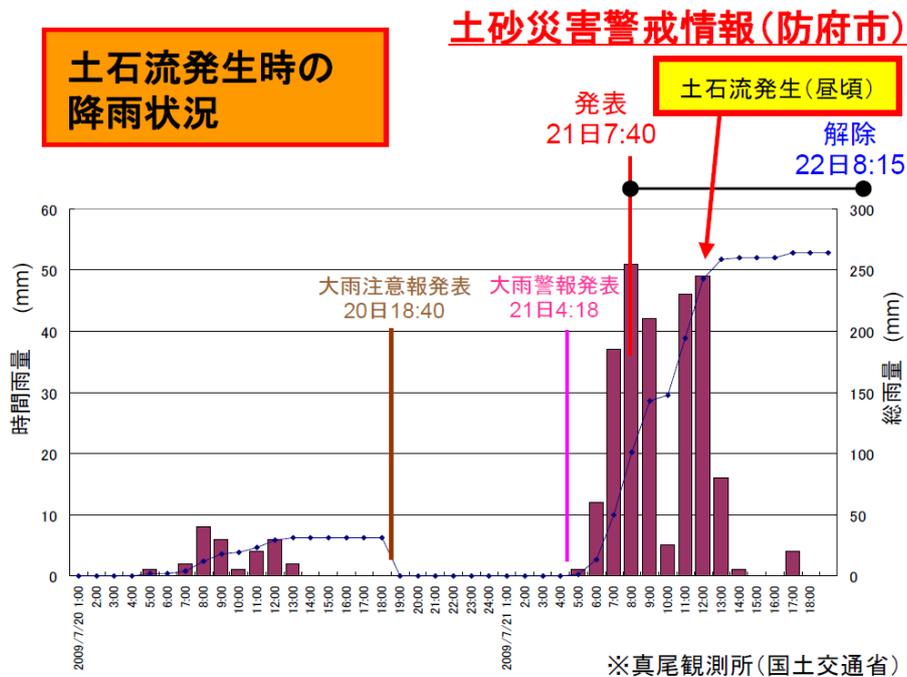


図 防府市の降雨状況

(出典) 国土交通省「平成21年 7 月 21 日豪雨による山口県土石流災害の状況」

### ①被害状況

豪雨によって土砂災害等が発生し、全国では死者 35 名、負傷者 59 名の人的被害、住宅の全壊 52 棟、半壊 99 棟、一部損壊 231 棟、床上浸水 2,137 棟、床下浸水 9,727 棟の物的被害をもたらした。避難指示は 12,269 世帯、避難勧告は 214,325 世帯に及んだ。

山口県内で土石流 65 箇所、地すべり 4 箇所、がけ崩れ 123 箇所の計 192 箇所の土砂災害が発生した。防府市内では、土石流が発生し、死者 19 名（関連死含む）、負傷者 35 名にのぼる人的被害に加え、住宅被害では全壊 30 棟、半壊 61 棟、床上浸水 114 棟、床下浸水 1,012 棟の被害をもたらした。真尾地区では土石流で老人ホームが被災して死者 7 名となった。また、主要幹線道路の国道 262 号は土石流による剣川の氾濫で寸断されたほか、道路等の社会インフラ被害も大きく、市民生活に甚大な影響を与えることとなった。

表 中国・九州北部豪雨による防府市の主な被害状況（平成 22 年 8 月 1 日現在）

区分	細分	被害額（千円）	
人的被害（人）	死者（関連死含む）	19	
	負傷者	35	
家屋被害（棟）	全壊家屋	30	
	半壊家屋	61	
	床上浸水	114	
	床下浸水	1,012	
農林業関係被害（ha、箇所）	農作物（ha）	251.20	98,358
	農作物施設（箇所）	5	33,702
	農地（ha）	26.10	481,180
	農業用施設（箇所）	125	1,2676,536
	林業用施設（箇所）	3	36,400
	合計	—	1,926,176
市管理土木施設被害（箇所）	河川	152	243,677
	道路	87	570,000
	下水道	11	10,970
	公園	7	55,200
	合計	257	879,847

（出典）消防庁「平成21年7月中国・九州北部豪雨について（第32報）」（平成22年3月25日）、国土交通省「平成21年の土砂災害」、防府市豪雨災害検証委員会「防府市豪雨災害検証報告書」（平成22年12月）



図 防府市の被害状況

（出典）山口県「平成21年7月 中国・九州北部 豪雨災害記録」

## ②主な災害箇所

河川域での災害が発生し、防府市内では主に剣川流域で越水・破堤などによる被害が生じた。



図 山口県内の災害発生河川

(出典) 山口県「平成21年7月 中国・九州北部 豪雨災害記録」

## ③災害後の主な経過

7月21日早朝からの豪雨により、防府市、山口県に災害対策本部が設置された。その後防府市内で土砂災害が発生したことを受け、自衛隊に災害派遣要請がなされた。また、山口県は、防府市と山口市に対する災害救助法の適用を決定した。

一方、国は同日防府市と山口市に対する被災者生活再建支援法の適用を決定した。なお、本災害は激甚災害として指定された。

表2 災害後の主な経過（山口県・防府市・政府の取組状況）

年	月日	山口県・山口市・防府市の対応	政府の対応
平成21年	7月21日	7:40 土砂災害警戒情報発表	
		8:30 防府市災害対策本部設置	
		10:00 山口県災害対策本部設置	
		11:40 防府市で土石流発生	
		12:20 陸上自衛隊に災害派遣要請	
		14:10 右田市に避難勧告	
		16:10 神里・勝坂に避難勧告	
		17:20 真尾下郷に避難勧告	
			防府市・山口市に災害救助法・被災者生活再建支援法適用
	7月30日	自衛隊災害派遣撤回要請	
	7月31日	山口県災害対策本部廃止、山口県被害対策本部設置（【20090102】復旧・復興体制の構築（山口県）で詳述）	
	8月25日		激甚災害指定（閣議決定）

(出典) 山口県「災害記録 ～平成21年7月21日豪雨災害～」(平成21年10月)

2.

## 災害復興施策事例の索引表

200901	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理		●	→	【20090101, p421】			
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備		●	→	【20090102, p421】		●	→
施策2：復興計画の作成						【20090103, p422】	●
施策3：広報・相談対応の実施							
施策4：金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建							
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援				【20090104, p423】	●	→	
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧		●	→			【20090105, p425】	
		●	→			【20090106, p427】	
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備							
施策3：都市基盤施設の復興						【20090107, p427】	●
施策4：文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建							
施策3：農林漁業の再建		●	→			【20090108, p428】	

### 3. 災害復興施策事例

#### (1) がれき等の処理

##### 【20090101】 災害廃棄物等の処理（防府市）

○災害廃棄物等処理の経緯

- ・ 防府市では、市内自治会単位で各被災世帯から出される災害廃棄物を回収するための一次窓口として、「災害廃棄物収集ステーション（以下、「ステーション」と表記）」を設置した。ステーションについては、被災前の段階で市内各自治会に1箇所ずつ設けていた、284箇所の中から45箇所を実際に開設した。
- ・ ステーションの開設に当たっては、各地域居住の職員等が各自治会長に文書を持参して周知を行い、7月25日から災害廃棄物の受入を開始した。
- ・ ステーションから一時保管場所である防府市一般廃棄物最終処分場敷地内への運搬については業者に委託して実施した。その後、市が可燃ごみや不燃・粗大ごみ、金属類等に分別し、リサイクル及び最終処分を行った。
- ・ 災害廃棄物の受入は9月30日までの約2ヶ月間実施され、直接廃棄物処理施設へ搬入されたものを含めると、災害廃棄物の量はおよそ1,009トンにのぼる。
- ・ また、土砂災害等により発生した災害廃棄物を含んだ土砂は約90,000トンと膨大な量となったことから、別途、市内4ヶ所に仮置場を設置し、土砂と災害廃棄物の分別を行ったのち、各々を処理した。

#### (2) 復旧・復興体制の構築

##### 【20090102】 復旧・復興体制の構築（山口県）

○被害対策本部の設置

- ・ 土砂災害の被害が拡大する恐れが低減したことを踏まえ、復旧・復興に集中するとともに、被災者救援対策に取り組むこと等を目的として、災害対策本部を改め、7月31日付けで「被害対策本部」を設置した。被害対策本部は、本部長（知事）以下、副知事（副本部長）、本部員7名の計9名と事務局（防災危機管理課）で構成される。
- ・ また、被害対策本部の下に、「被災者救援対策部」と「被害復旧対策部」をそれぞれ設置した。被災者救援対策部は、健康福祉部長を部長として、各種資金の貸付け、ボランティア支援、被災者への健康支援等の被災者の生活再建支援、および中小企業者・農林漁業関係者等被災事業者の復興支援対策を実施した。また、被害復旧対策部は、土木建築部長を部長として、公共土木施設、農林施設及び、公立学校の災害復旧等を実施した。

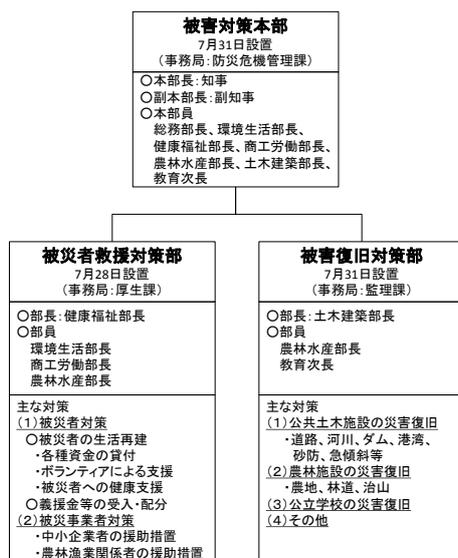


図 被害対策本部の組織体制

(出典) 山口県資料より作成

### 【20090103】災害対応の検証（防府市）

- ・ 災害対応にあたり、①初動体制、②避難勧告、③情報収集・伝達、④避難所運営、⑤ボランティアセンター運営、⑥広報、⑦その他、7つの観点から市の対応を検証するとともに、市の防災力向上と安全・安心なまちづくりに資することを目的として、「防府市豪雨災害検証委員会」を設置した。
- ・ 委員会は、学識経験者、被災自治会長、特定非営利活動法人、山口県・防府市の関係機関担当者ら委員 20 名から構成され、災害発生から約半年後の平成 22 年 1 月に第 1 回委員会を開催した。その後 2～3ヶ月間隔で3回の委員会を開催し、平成 22 年 12 月 27 日に「防府市豪雨災害検証報告書」を取りまとめた。
- ・ 報告書を受けて、「避難勧告関係マニュアル」、「避難所開設マニュアル」等改訂のほか、「初動対応マニュアル」、「広報活動マニュアル」の作成、災害対策本部の体制の見直し、情報収集・伝達手段の改善、訓練・防災教育の充実等がなされた。

表 防府市豪雨災害検証委員会委員名簿

	団体・組織等の名称	氏名	氏名(前任)
委員長	山口大学 大学院理工学研究科 准教授	瀧本 浩一	
副委員長	有識者 西浦地域自治会連合会長	國弘 俊之	
委員	有識者	中崎 光浩	
委員	有識者	大浜 逸雄	
委員	小野地域自治会連合会長	清水 武彦	
委員	小野地域真尾自治会長	柳 和之	
委員	右田地域自治会連合会長	原田 宏志	
委員	右田地域田の口自治会長	光田 良弘	
委員	特定非営利活動法人 ぼうぼうネット理事	山崎 隆弘	
委員	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所長	山口 登美男	
委員	山口県防府土木建築事務所長	末光 信雄	長尾 信雄
委員	山口県防府警察署長	古川 真平	
委員	防府市市議会議員	青木 明夫	
委員	防府市社会福祉協議会事務局長	河村 博之	黒宰 満(常務理事)
委員	防府市消防本部長	永田 真	武村 一郎(消防長)
委員	防府市土木都市建設部長	阿部 裕明	
委員	防府市産業振興部次長	堀 浩二	阿部 勝正(部長)
委員	防府市生活環境部長	柳 博之	古谷 友二
委員	防府市健康福祉部長	田中 進	
委員	防府市総務部長	阿川 雅夫	浅田 道生

(出典) 防府市「防府市豪雨災害検証報告書」(平成22年12月)

表 防府市豪雨災害検証委員会の開催状況

開催回	開催日
第1回	平成 22 年 1 月 20 日
第2回	平成 22 年 3 月 29 日
第3回	平成 22 年 6 月 16 日
第4回	平成 22 年 8 月 30 日

(出典) 防府市ウェブサイト「防府市豪雨災害検証報告書を公表しています」(平成29年3月現在)より作成

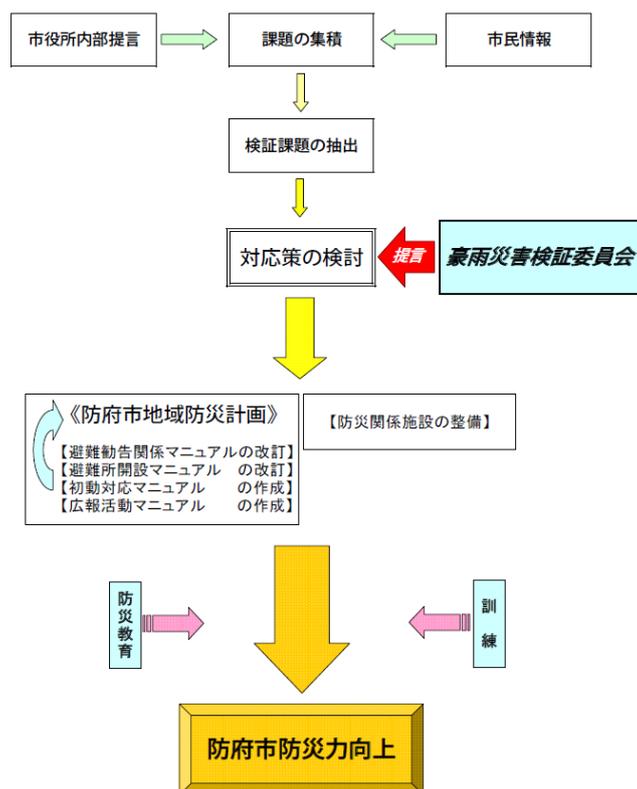


図 防府市豪雨災害検証委員会による検証とその後の取組の流れ

(出典) 防府市「防府市豪雨災害検証報告書」(平成22年12月)

### (3) 被災者への経済的支援

#### 【20090104】義援金の受付・配分(防府市)

##### ○義援金の受付

- ・ 義援金の受付趣旨・名称・受付期間等について募集要綱を定め、災害発生から約1週間後の7月28日から8月31日まで、義援金の受付を実施した。

##### ○義援金の配分

- ・ 市は、被災世帯等への義援金の配分方法を検討することを目的として、委員構成や審議事項を定めた設置要綱に基づいて、7月27日に配分委員会を設置した。委員会は、市議会、市自治会連合会長、市社会福祉協議会、市民生委員児童委員協議会のそれぞれの推薦者と、防府市(副市長)の5名で構成された。
- ・ 委員会は、約半年間で5回にわたって開催され、配分枠・配分対象・配分基準等について検討がなされた。
- ・ 具体的な配分基準として、本災害による死亡・重傷などの人的被害や、住居被害(全壊・半壊、床上・床下浸水など)の程度に応じた義援金の配分基準を定めた。この配分基準にしたがって、平成21年11月に第1次、平成22年2月に第2次、平成22年3月に第3次の義援金を配分した。
- ・ なお、本委員会で、県から提供を受けた「山口県7.21大雨災害義援金」の配分方法も合わせて検討がなされた。
- ・ 義援金の総額は、防府市による「平成21年7月21日の豪雨に係る義援金」の約1億2千万円に加えて、山口県による「山口県7.21大雨災害義援金」の配分金が約1億1千万円となり、合計約2億3千万円となった。

表 防府市による義援金配分の経緯

日時	内容
平成21年7月27日	『山口県防府市「平成21年7月21日の豪雨に係る義援金」募集要項』制定 『山口県防府市「平成21年7月21日の豪雨に係る義援金」配分委員会設置要綱』制定
平成21年8月10日	義援金配分委員会委員の推薦依頼
平成21年8月18日	委員選任、就任依頼
平成21年9月15日	◆第1回配分委員会開催 ・義援金の性格、配分までの流れ、委員会の役割などについて説明 ・配分についての意見交換
平成21年10月23日	◆第2回配分委員会開催 ・第1次配分枠の決定 ・配分指数の決定 ・配分対象の拡大（床下土砂流入）について協議を行い、対象者の把握については自治会への調査依頼を決定
平成21年10月31日	義援金受付期間終了
平成21年11月	○第1次義援金配分
平成21年11月18日	被災地域の地区自治会連合会長を通じて自治会長へ被災状況（床下土砂流入のみ）の調査を依頼
平成21年12月21日	◆第3回配分委員会開催 ・第1次配分及び床下土砂流入の被害状況について報告 →配分手続きを進めることを決定 ・配分対象の拡大について協議 →次回再度協議へ
平成22年1月19日	◆第4回配分委員会開催 ・配分対象の拡大（農地被害、墓地被害）について協議するも、非対象の見解で合意 ・最終配分案を整理し、次回委員会（第5回）で配分事務について了承を得ることを決定
平成22年1月29日	◆第5回配分委員会開催 ・配分対象や配分基準、配分手順等を整理した「義援金最終配分手順案」について説明し、委員全員承認
平成22年2月	○第2次義援金配分
平成22年3月	○第3次義援金配分
平成22年7月1日	義援金配分結果の公表及び寄託者宛礼状送付

（出典）防府市資料より作成

表 防府市による義援金の配分基準等

被害	分類	配分指数	配分単価	件数
人的被害	死亡	100	1,860,400円	19人
	重傷（入院）	50	930,200円	7人
	重傷（通院）	20	372,000円	2人
住居被害	全壊	100	1,860,400円	29件
	大規模半壊	70	1,302,200円	16件
	半壊	50	930,200円	44件
	半壊（ライフケア高砂）	20	372,000円	77件
	一部損壊、床上浸水	10	186,000円	115件
	床下土砂流入	5	93,000円	213件
その他	社会福祉協議会	—	2,372,197円	—
	右田地域自治会連合会		500,000円	
	小野地域自治会連合会		500,000円	

（出典）防府市資料より作成

表 防府市による義援金受付実績

分類	金額
防府市「平成21年7月21日の豪雨に係る義援金」	116,954,308円
「山口県7.21大雨災害義援金」配分金	114,579,489円
合計	231,533,797円

（出典）防府市資料より作成

#### (4) 公共土木施設等の災害復旧

##### 【20090105】土石流対策（山口県）

○溪流の特別点検と判定結果に基づく土石流対策の実施方針の設定

- ・ 土石流が発生した 66 溪流及びその周辺 39 溪流の合計 105 溪流について、県は特別点検を実施し、A～Cのレベル毎に緊急対策の要否を判断した。このうち「土砂流出のおそれがあるため、常時、警戒避難体制を要する」とされる 49 溪流をA判定として、速やかに対策工事に着手し、平成 22 年の梅雨時期までに工事を完了することとした。
- ・ 土石流対策の考え方として、土砂や流木が溪流内に残り、今後の豪雨により流出して新たな災害が発生する危険があるケースについては、土砂等の流出を防ぐ砂防堰堤等を設置して災害を防止することとした。

表 山口県による特別点検判定結果に基づく災害防止対策実施方針

判定結果	溪流数	実施方針		
		実施事業	溪流数	対策の概要
A判定	49 溪流	砂防事業	28 溪流	不安定な土砂等の流出を防ぐ砂防堰堤を設置
		砂防事業＋治山事業	8 溪流	下流側：砂防堰堤を設置 上流側：治山ダム等を設置
		治山事業等	13 溪流	治山ダム等により不安定な土砂を固定
B判定	25 溪流	再点検の結果、新たな土砂流出がなかったため、防災対策は不要と判断		
C判定	31 溪流	特別点検で危険性が確認されなかったため、防止対策は行わない		
合計	105 溪流	—		

(出典) 山口県資料より作成

○砂防施設計画の策定

- ・ 県が砂防事業を実施した 36 溪流（A判定の 49 溪流のうち、砂防事業のみ実施の 28 溪流と、砂防事業と治山事業を実施の 8 溪流）については、土石流の発生状況と地形に応じて、①溪流内型、②平地型、③扇状地型に分類して方針を整理した上で、各砂防施設の事業計画を策定した。

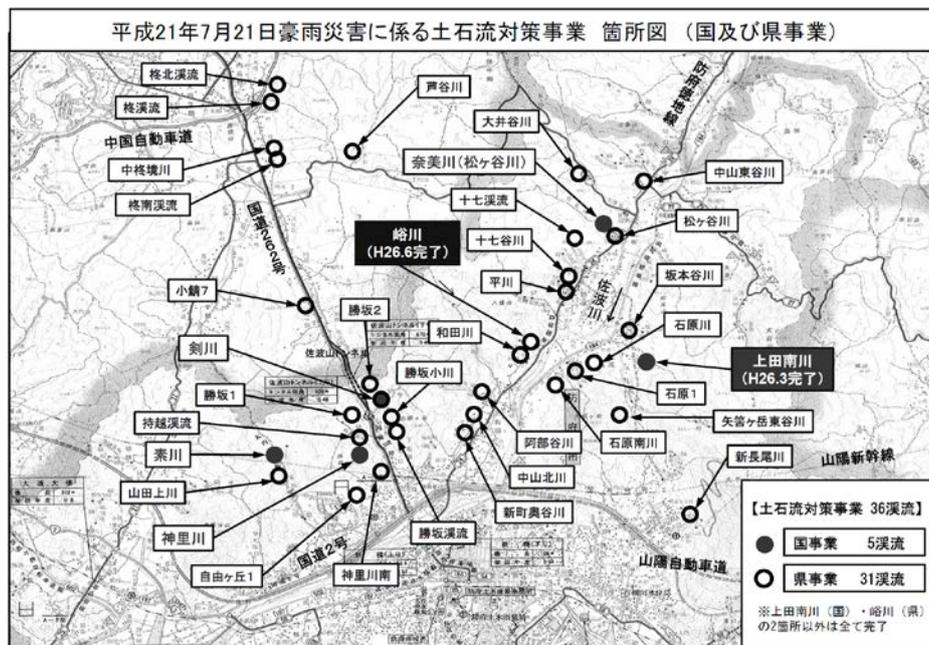


図 平成 21 年 7 月 21 日豪雨災害に係る土石流対策事業箇所図 (平成 26 年 3 月末現在) (国及び県事業)

(出典) 山口県資料

表 山口県が実施した砂防事業

溪流名	土石流 停止位置	扇状地	堰堤 配置位置	施設配置計画の 検討結果	
				砂防 堰堤 (基数)	溪流 保全工
中山東谷川	溪流内	—	谷出口	1	○
勝坂2	溪流内	—	谷出口	1	○
勝坂1	溪流内	—	谷出口	1	○
持越溪流	溪流内	—	谷出口	1	○
中山北川	溪流内	○	谷出口	1	○
石原川	溪流内	○	谷出口	1	○
自由ヶ丘1	溪流内	○	谷出口	1	○
矢筈ヶ岳 東谷川	溪流内	○	谷出口	1	○
新町奥谷川	溪流内	○	谷出口	1	○
芦谷川	溪流内	○	谷出口	1	○
坂本谷川	溪流内	○	谷出口	1	○
峪川	溪流内	○	谷出口	1	○
勝坂小川	谷出口下流	—	谷出口	1	○
小鱈7	谷出口下流	—	谷出口	1	○
大井谷川	谷出口下流	—	谷出口	1	○
柁溪流	谷出口下流	—	谷出口	1	○
和田川	谷出口下流	○	谷出口	1	○
新長尾川	谷出口下流	○	谷出口	1	○
山田上川	谷出口下流	○	谷出口	1	○
平川/ 十七谷川	谷出口下流	○	谷出口	1	○
松ヶ谷川	谷出口下流	○	谷出口	1	○
勝坂溪流	谷出口下流	○	谷出口下流	1	○
神里川南	谷出口下流	○	谷出口下流	1	○
柁北溪流	谷出口下流	○	谷出口下流	1	○
柁南溪流/ 中柁境川	谷出口下流	○	谷出口下流	1	○
石原南川	谷出口下流	○	谷出口下流	2	○
石原1	谷出口下流	○	谷出口下流	2	○
十七溪流	谷出口下流	○	谷出口下流	2	○
阿部谷川	谷出口下流	○	谷出口下流	2	○

(出典) 山口県資料より作成

## 【20090106】国の直轄権限代行による砂防事業の実施要請（防府市）

### ○国直轄砂防事業の要請

- ・ 災害復旧に向け、防府市から国に復旧・復興事業の実施を要請し、「大規模災害時に地域の要請を受けて国が砂防工事を実施できる制度（平成 21 年 3 月 31 日国土交通省令改正）」の下では初めて適用となった。
- ・ 要請を受け、国土交通省の直轄事業として、防府市内の 5 溪流において砂防災害関連緊急事業が実施された（堰堤 8 基、堰堤嵩上 1 基）。

表 平成 21 年 7 月 21 日豪雨災害に係る防府市内の国直轄砂防災害関連緊急事業

事業主体	溪流名	全体事業概要	完了状況
国事業 (5 溪流)	上田南川	堰堤 1 基 土石流堆積 溪流保全	H26.3 完了
	剣 川	堰堤 3 基 堰堤嵩上 1 基 土石流堆積 溪流保全	H26.2 完了
	奈美川	堰堤 2 基 溪流保全	完了
	神里川	堰堤 1 基	//
	素 川	堰堤 1 基	//

(出典) 防府市資料

## 【20090107】情報伝達体制の整備・強化（防府市）

### ○土砂災害を踏まえた情報伝達体制の強化・整備

- ・ 防府市では、土砂災害の経験を踏まえ、市民に対する情報伝達体制をより強化するため、早期伝達、情報伝達手段の多様化等の取組を実施している。詳細は以下に示す通り。

### ○情報伝達体制強化の取組①：土砂災害警戒区域内の要支援者施設（高齢者福祉施設、障害者福祉施設など）への降雨危険度の早期伝達の取組（平成 21 年 8 月）

- ・ あらかじめ要支援者施設の FAX 番号を登録しておき、気象庁発表の土砂災害降雨危険度のレベルが 2 以上になった場合に、FAX 一斉送信によって各施設に早期の情報伝達を行うとともに、市の担当課から各施設に対し、電話等により状況確認を行うこととした。

### ○情報伝達体制強化の取組②：防府市メールサービスでの防災情報配信（平成 21 年 10 月）

- ・ 市が行政情報を配信していた登録無料のメールサービスをリニューアルし、市の注意報・警報等の気象情報を自動配信できるようにした。
- ・ また、利用者がメールサービス登録時に選択する配信項目のうち、防災情報については必須とし、周知を図った。

### ○情報伝達体制強化の取組③：緊急告知防災ラジオの配布（平成 22 年 8 月）

- ・ 大雨や台風などの気象状況下においては、屋外拡声子局からの音声放送は聞こえにくく、避難情報が伝わりにくいことや、携帯電話やインターネット等を利用しない市民への情報伝達が課題となっていたことから、情報伝達手段の多様化を図る観点からも、災害時に防災行政無線の放送を自動受信する緊急告知防災ラジオを 1 台当たり 2,000 円の費用負担（障害者がいる世帯など、一部の世帯には無償）で配布した。

### ○情報伝達体制強化の取組④：地元コミュニティ FM 局による災害時の放送に係る協定締結（平成 22 年 12 月）

- ・ 災害時の情報伝達体制の強化を図るため、地元コミュニティ FM 局と協定を締結し、災害対策本部立ち上げと同時に災害情報を放送してもらうこととした。
- ・ FM 放送は、防災行政無線と同様の機能を持っており、③で記載した緊急告知防災ラジオを自動で起動させるとともに、防災行政無線を受信した場合にはその内容が放送される仕組みとなっている。

### ○情報伝達体制強化の取組⑤：防府市気象情報システムの導入による情報の一元化・ウェブサイトでの公開（平成 23 年 3 月）

- ・ 気象情報の一元化のため、日本気象協会や気象台、国土交通省、山口県等の気象情報をとりまとめたシステムを市独自に構築し、ウェブサイト上で一般に公開した。

- 情報伝達体制強化の取組⑥：防災行政無線テレホンサービスの開始（平成 27 年 2 月）
- ・ 防災行政無線の屋外スピーカーからの放送は、豪雨などの災害気象状況によって十分聞き取れないことが課題として指摘されていたことから、情報伝達体制強化のため、防災行政無線から放送した内容を録音し、市民が指定された電話番号に掛けることで、防災行政無線の放送内容を聞けるテレホンサービスを開始した。

表 防府市による情報伝達体制の整備内容・時期

整備時期	整備内容
平成 21 年 8 月	土砂災害警戒区域内の要支援者施設への降雨危険度（レベル 2 以上）の早期伝達
平成 21 年 10 月	防府市メールサービスでの防災情報の配信開始
平成 22 年 8 月	緊急告知防災ラジオの配布
平成 22 年 12 月協定締結	地元コミュニティ FM 局への災害時の放送要請開始
平成 23 年 3 月	防府市気象情報システムの導入・公開
平成 27 年 2 月	防災行政無線テレホンサービスの開始

（出典）防府市資料より作成

## （５）農林漁業の再建

### 【20090108】農林施設等の災害復旧に係る職員の受入（山口県）

- 農地・農業用施設、山地復旧に係る技術支援の受入
- ・ 応急・復旧対策の技術支援を受けるため、災害発生直後の 7 月 22 日～8 月 5 日に林野庁からの専門職員を受入れた。
  - ・ また、7 月 28 日～29 日及び 8 月 3 日～8 月 6 日には、被災後の応急対策について指導・助言を受けるために、農林水産省からの災害専門技術者を受入れた。高度な技術を必要とする箇所への復旧工法の選定や査定上の留意点等の指導・助言を受け、県は査定設計書作成に向けての方針決定や参考資料の取りまとめを行った。
- 農業農村災害緊急派遣隊の受入
- ・ 災害発生直後の 7 月 23 日から 24 日にかけて、被害情報の収集のため派遣された農業農村災害緊急派遣隊を受入れた。
  - ・ その後、8 月 5 日～6 日にかけて、県の要請に基づく同隊の派遣を受入れ、基幹水利施設であるため池の被災を中心とした応急対策に関し、科学的な解析に基づく情報提供や指導・助言を受けた。
- 応援職員の受入
- ・ 被災後約 20 日後の 8 月 10 日から、防府市の災害箇所を主な派遣先として農政局等から職員派遣を受入れた。
  - ・ 現地調査、写真撮影等の現地作業を中心とした業務実施の応援を受けるとともに、災害査定経験者から復旧工法の選定に対する指導・助言や、査定時の関係者への説明方法に関する指導・助言を受けた。
  - ・ 上記の他にも、市町職員、災害農村ボランティア等から被害状況の把握等について支援を受けた。

表 平成 21 年 7 月 21 日豪雨災害に係る職員受入の概要

派遣職員	通算派遣日数	派遣期間	延べ派遣人数	指導・助言の事業対象箇所
林野庁専門職員 災害専門技術者	— 6日	7月22日～8月5日 7月28日～29日、 8月3日～6日	— 16人	◇応急・復旧対策の技術支援 ◇応急対策及び工法選定に高度な技術を必要とする箇所への指導・助言箇所 ・農地4箇所、農道4箇所、水路3箇所、ため池7箇所 ・頭首工2箇所、揚水機1箇所、計21箇所（申請箇所の約2%）
農業農村 災害緊急派遣隊	4日	7月23日～24日、 8月5日～6日	14人	◇被害情報の収集、応急対応支援 ◇ため池の応急工事に関する技術支援 ・ため池8箇所（申請箇所の約1%）
職員派遣	16日	8月10日～12日、 8月31日～9月16日	52人	◇防府市の災害箇所を中心とした現地調査、写真撮影、工法選定の指導・助言 ・全20箇所 （防府市申請箇所の約20%、 全県申請箇所の約2%） ◇周南地域の災害箇所を中心とした工法選定の指導・助言 ・全20箇所 （周南市申請箇所の約20%）

（出典）山口県資料より作成

